

第百二十回 参議院商工委員会會議錄第二号

平成三年三月十二日(火曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

二月十九日

倉田 寛之君
喜岡 淳君

補欠選任
藤井 孝男君
吉田 達男君

三月五日

合馬 敬君

補欠選任
下条進一郎君

三月六日

下条進一郎君

補欠選任
合馬 敬君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

名尾 良孝君

斎藤 文夫君

前田 勲男君

梶原 敬義君

井上 計君

岩本 政光君

大木 浩君

合馬 敬君

向山 一人君

山口 光一君

穂山 篤君

庄司 中君

谷畑 孝君

浜本 万三君

吉田 達男君

広中和歌子君

市川 正一君

国務大臣

通商産業大臣
国務大臣
(経済企画庁長官)

政府委員

公正取引委員会
事務局官房審議官

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁調整局長

池田 治君
今泉 隆雄君

中尾 栄一君

越智 通雄君

矢部丈太郎君

末木風太郎君

土志田征一君

加藤 雅君

田中 努君

富金原俊二君

田中 章介君

高島 章君

坂本 吉弘君

合田宏四郎君

島山 襄君

堤 富男君

棚橋 祐治君

岡松壯三郎君

内藤 正久君

井孝男君が選任されました。

○委員長(名尾良孝君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査のため、本日、参考人として日本銀行企画局長小島邦夫君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

前回の委員会において聴取いたしました所信等に対し、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○梶原敬義君 中尾通産大臣は前に一度経済企画庁長官の折にお目にかかりましたが、今回また通産大臣就任おめでとうございます。

就任はもうずっと前ですが、委員会では初めてでありますから、中尾通産大臣の憲法観、憲法第九条との絡みも考えて、想定をしながら憲法観をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(中尾栄一君) 日本国憲法は国の最高法規でございます。すべての国民が、国民主権あるいは自由主義、平和主義、国際協調主義等、その崇高な理念を尊重するとともに、内容を擁護していくべきものと考えておるものでございます。特に国務大臣につきましては、国政の運営に当たりまして憲法を尊重し擁護しなければならぬと、すなわち憲法第九十九条に明記されているところでございます。通産大臣としてまして、その尊重、擁護に不断の努力を払わなければならないと強く認識しております。

九条の問題ということをおえて出されましてけれども、私はかつて芦田元総理にお仕えをし、その芦田修正案というの御案内のとおりあったわけでございます。そのときに私もお手伝いをさせていただいたものでございます。その問題につきましては、多少個人的な見解はございませうけれども、このような憲法を遵守するという面におきましては、何ら全く変わりはないという気持ちをおし上げておきたいと思つた次第でございます。

○梶原敬義君 ありがとうございます。

次に、通産大臣の所信表明演説によりまして、エネルギー問題に触れておられます。特に、原発問題につきましては、「安全性の確保に万全を期しつつ原子力発電及び核燃料サイクルを強力に推進する」ということがうたわれておりますが、特に、その後に「このような中で起きた関西電力株式会社美浜発電所二号機の自動停止等に係る事象については、徹底した原因の究明と再発防止対策の確立に全力を尽くしてまいりる所存であります。」、このように演説をされておられます。きょうの新聞にもその報告がなされております。

報告書もいただきましたが、そのことにつきまして後ほど同僚委員の方から詳細に質問があると思ひますが、私はこれまで予算委員会や決算委員会、商工委員会等を通じて資料の公開、これらの問題について何度も質問し、また同僚委員が質問する中で、どうも電力会社はもちろんでございますが、通産省の側もなかなか資料の提出を拒んでこられた、こういう傾向があります。この点につきまして、大臣の演説そのものではほとんど進めていくという内容になっておりますが、同時に公開性をもう少し高めるように大臣の決意を最初に承りたいと思ひます。

○政府委員(緒方謙二郎君) 原子力発電を推進するに当たりましては、安全の確保に万全を期するのとはもとよりでございますけれども、国民各位の御理解、御協力を得ることが不可欠でございます。そういう意味で、原子力に関する情報の公開に

つきましては私も従来から極力努めてきたつもりでございます。原子炉設置許可申請書を公表する、あるいは故障、トラブル等が発生した際にその関連情報を広く公開するということが心がけてきたつもりでございます。今後とも情報公開について、例外的に制限をされます核物質防護関係あるいは財産権の保護に関連するような事項、あるいは個人のプライバシーに関するようなこととかという点で問題のありますものを除き、広くわかりやすい形でこういう原子力関係の情報の公開に今後とも努力をしてみたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○梶原敬義君 関西電力の美浜原発二号機の事故原因調査が十一日まとまった。そして、細管の振れどめ金具が設計どおりに取り付けられていなかった。また加圧器逃がし弁が働かなかったこと。さらにまた、空気中に放出された放射能の量は、当初は〇・一三キュリーと言われておりましたが、実際にはその五倍、〇・六キュリー、このような数字が出ております。これらのことは当初放射能の量にしてもそんなにたくさん出ていないというふうな話をしておいた記事も情報も随分流れておりましたが、これらのことがやっぱりこんなに食い違つてくるというの非常に国民としては不信感を抱かざるを得ない。この点について後の時間との関係がありますが、若干お聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) 委員にお答えさせていただきます。

美浜発電所の二号機の蒸気発生器伝熱管の損傷の原因そのものにつきましては、伝熱管の振動を抑える振れどめ金具が設計どおりの範囲まで入っていないといったことのために、疲労により破断に至った蓋然性が極めて高いと判断されたところでございます。また、加圧器逃がし弁が開かなかった原因につきましては、人為ミスであることも判明いたしました。今後さらに事実確認に努めまして、明らかにした原因に依りて必要な再発防止対策を確立してまいりたいと思ひております。

すが、詳細にわたっては政府委員に答弁をさせていただきますと思ひます。

○梶原敬義君 いいです、その答弁は後で。それでは、また重ねて大臣に、公開性、資料の公表、こういうものは少なくとも要請があった場合には国会に積極的に出してもらう、こういうことを大臣に要請しまして、あと同僚委員から質問がありますから、そこで詳しく御答弁をお願いしたいと思ひます。

次に、大臣の所信表明演説の中で、「東京一極集中を是正し多極分散型の均衡ある国土の発展を図っていくことも、豊かな国民生活の実現に寄与する重要な課題であります。」云々と、このようにうたわれております。私は地方出身でありますし、地方と国会を毎週行き来しておりますが、まさしく言われているように痛感をしていくわけでございます。今労働力が非常に不足をきたした、こういう状況のもとでやや経済合理主義を中心にしてそういう動きが出つておりますが、この際思い切つて産業の再配置をもう一度抜本的にやれないか。東京一極集中だけではなくて、首都圏を中心とするここに産業が非常に集中しておりますから、これらの再配置を思い切つてやれないか。そして、そこに今度は、これも近くに労働者が、安い立派な住宅を公の力でつくつて、そこから快適な生活が都会の人にはできるような、あわせてそういうメリットもつくつていただくように、このことを切にお願ひしたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中尾栄一君) これは考えてみます。と、もう三年くらいほど前でございますが、ペテランでいらつしやいます梶原先生から大変に御指摘も賜つておりました。「世界とともに生きる日本」という題におきまして、私も経済企画庁のころこの問題点で特筆をさせてこの問題点を入れた覚えもございしますが、これは私の日ごろの考え方でもございします。その点においては全く同感であることをまずもって申し上げておきたいと思ひます。まさに御指摘のとおり、多極分散型の国土形成

の推進のためには、産業の再配置の積極性を図っていくということが極めて重要であると私は思つておるわけでございます。ある意味における中央集権、一極集中的でありますという理由の、一つには、情報の不足、そういうことも相当にあるようにございまして、そういう点においては、多極分散型において再配置を考えていくということとは極めて重要でございます。このために通産省としましては、従来から工業再配置促進法に基づく工場の地方分散施策、あるいはそれに加えてテクノポリス、また頭脳立地等の産業の集積促進というものの施策を講じているところでございます。

平成三年度の税制改正におきましても、工場の地方分散を一層促進するという観点から、大都市圏から地方への移転を促進するために移転促進税制というものを創設することとしたわけでございます。今後とも、工場の地方分散の推進、あるいは魅力ある地域づくり、あるいは活性化した地域づくり、このようなことを表題にいたしまして、地域的な大きな拠点づくりというものの施策を講じまして、産業の再配置を積極果敢に進めていくというのが私の考え方でもあり、また経済省を担当いたします私の使命でもある。また同時に、通産省もその施策に沿つて進めておるということを申し上げておきたいと思ひます。

○梶原敬義君 よろしくお願ひしたいと思ひますが、その際にどうしても考えなければならぬのは、やはり地方における社会資本の充実、これが非常に大事でありますし、その面の御努力を側面から通産大臣もぜひしていただきたいと思ひます。

それから二番目に、文化面が非常におくれているから、中央から地方へ行つて非常に寂しい思いをする、こういう文化面の問題。それからスポーツ施設等が非常にまだ貧弱であります。この辺の施設の問題。それから大学がどうしても東京の大学、中央へと、こういう志向が非常に強いわけですから、ここを一体どうするか。工場再配置、経済

面だけではなくて、そういう周りのものも組み合わせていただくようお願いを側面から申し上げたいと思います。

次に移りますが、ガット・ウルグアイ・ラウンドの成功云々というのが大臣の演説の中にあります。私はよく理解できますが、ただ、我が国で今譲つてはならないことは、だからと言われても譲つてはならないことが二つあると思うわけです。一つは我が国の憲法。先ほどお話がありました。もう一つは国民の主食であります米だけはこのだけは譲つてもいいというように私はこの二つだけにこだわりたいんです。あとはもうそんなにこだわらなくてもいい。このお米の問題、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(中尾栄一) ます、米の問題でございしますが、米の問題につきましては、国会における決議などの趣旨を十分に体しまして対処していくことは基本方針として考えております。

私も、御案内かもしれませんが、私の属する政党におきましては、もう今やただ一人の総合農政調査会の顧問になっております。この間までは皆様方の同僚議員でございまして、松田徳太郎さんも顧問でございましたが、今おられませんか。これは国会決議の尊重ということでは当時から申し上げ続けておりました。

他方、自由貿易の利益を多く享受している我が国といたしましては、国際経済秩序の主要な担い手といたしましてウルグアイ・ラウンド交渉の成功に全力を傾注していくことが極めて大事であるということには私の強い認識であるとともに、また、通産省等が成功裏に導くようこの問題には努力を払っている次第でございします。

○梶原敬義 終ります。

○吉田達男 中尾通産大臣に質問をいたしますが、大臣の所信表明の中にはエネルギーについて積極的な御提言がありまして、さきに梶原委員が申し上げましたように、原子力発電の強力な推進をうたっておりますし、またエネルギーの安全、

安定供給ということも表明なさっていらつしやいます。

最近原子力関係の事故が相次ぎまして、美浜の二号炉の事件がありましたし、また、仙台の女川あるいは新潟の柏崎、先日は東海村の再処理工場が自動停止したというような相次ぐ事故が起こっております。こういうことを見ますと、さきに大臣が表明されたエネルギーの安全、安定供給を原子力に頼るということ、強力に進めようということと相矛盾するような現象が起こっている、これについてどういう見解をお持ちか伺いたい。

○国務大臣(中尾栄一) ます、基本的な私の理念を申し上げますと、私は原子力という一般の国民がすべて原爆に結びつけていくような発想、これは当然のこと、日本の国だけが唯一の被爆国でありますから理の当然のことかと思うのであります。

それだけに、世界の趨勢を見ますと、今やもうあらゆる角度で原子力というものは平和利用に付せられております。二十一世紀に向かっては必ずさらにそれは増進するであらうでしょう。そういう観点からいいますと、平和利用あるいは代替エネルギーとしての原子力というものを考えずして将来の発展というものはなかなか難しいことである。そういうことからいいますと、この原子力の平和利用というもののに対する認知、またこれに対するキャンペーン、これに対する推進というものは、これは同時に図らずして行われていかなければならぬものであるというのが私の深く認識するものであります。しかし、さきさきながら、ただいま御指摘のとおりこの問題点というものは、これは黙過できるどころか大変な問題としてとらえなければならぬことは申すまでもありません。

そこで、新エネルギー等につきましては、昨年十月に閣議決定された石油代替エネルギーの供給目標におきましては、官民挙げて最大限の導入促進を図ることを前提として五・三％見込んでいますところでございます。同目標を受けまして、通産省としましては、従来からサンシャイン計画等新

エネルギーにかかると技術開発に努めるとともに、新エネルギー設備導入に対する税制上の措置を講じてきたところでございますが、平成三年度政府原案におきましては、これらの措置を拡大し、また金融上の措置を追加するとともに、新たな未利用エネルギーの活用に関する支援措置を盛り込むなど、施策の強化に努めているところでございます。

しかしながら、これらのエネルギーは一般にエネルギー密度が希薄で自然条件に左右されること等から、現時点ではコストが割高になっておりまして、そこに問題点が存在をいたします。同時に、現在及び近い将来におきまして、これらのエネルギーが我が国のエネルギー供給の大宗を担うことであることは不可避と考えられるわけでございします。一方、原子力は供給安定性、経済性、環境問題の観点からすぐれた特性を有しております。電力需要というものが増大する中で、我が国にとっても必要不可欠なものとして認識したことは、先ほど私の申し述べたとおりでございます。

いずれにしましても、通産省としましては、今後ともこれらの施策を推進することによって、新エネルギー及び未利用エネルギー等の導入を最大限促進するとともに、安全確保というものに万全を期しつつ、原子力開発を推進することによって適切なエネルギー供給構造の構築に最大限の努力を傾注してまいり所存でございます。先ほど御指摘を賜りましたように、このような時期に不安的要素というものが、少なくともウオーニングといえますが、警報があったという段階の中において即応するような対応というものに欠けておったことは、十分これは私も反省しなければならぬ大きなことでございます。この点における監督は直ちに私も下命を申し上げ、資源エネルギー庁も相当強くこの問題に対しては勧告もし、なおかつ、今日まで調査の任に当たっておる次第でございます。

昨日、事務局からこの問題については中間報告が出ましたから、詳細に述べておきました。私

はけきその問題にフォローして、テレビを通じても申し述べておきました。さらに、大きな結論が詳細にわたって出た場合には、また委員各位の方々にも十分に御説明をさせていただく所存でございます。

○吉田達男 もう一つ通産大臣に重ねてお尋ねいたしますが、原子力の平和利用については私もよく理解はいたしております。しかし、原子力発電所の持つ機構上のいろいろな問題が大きい不安を与えておるといふのも事実である。その中の電力行政としての扱いに遺漏があつてはならぬが、その機構上の説明等についてこれから質問をしたいと思ひます。

先立つて、大臣が新エネルギー等々に触れられましたので、私は一つの考え方を同調して申し上げたいんですが、湾岸問題の教訓を受けてもやっぱり資源、エネルギーの問題が背景にある。エネルギーは、原子力発電を非常に強力に推進するということがより、あれこれ考えざるを得ない多様化、クリーン化していく、こういう点で大臣の答弁を聞いたので、せっかくサンシャイン計画等々は積極的に推進されたいと思う。

それについては、質的にも革新、改革されなければならぬんですが、量産体制等でコスト低減を図らなければならぬ。これになると、例えば電気事業法等々の改正もしなければならぬ。例えば、独占的に電力会社が電力供給をそのエリアにわたつて約束されておりますけれども、例えばサンシャインでごみ処理、焼却等々によって起こる自家用電力を自治体等が特別契約をして電力会社に供給しておりますが、そういうようなことをもっとと啓蒙、普及する、こういう体制がなければならぬと思う。そういうことによつて大量消費の方途が立てられるならば、大量生産設備の方もまたコスト低減につながっていく、こういう環境づくりをされたいと思う。あるいはまた、別な観点からいえば、さらに太陽光電池の開発とか、あるいは波力発電とか地熱発電とか、こういう問題についてもさらに積極的な取り組みをされたいと思う。

です。

大臣の表明を見ると、一点集中、原子力発電の強力な推進があるので、あえて平和利用は私はやぶさかではないけれども、そういう観点で臨みたいと思うんですが、この考えについてはどうですか。

○国務大臣(中尾栄一君) 今の考え方は基本的に私は全く同調でございます。

といいますのは、あえて原子力発電、原子力の平和利用ということだけが一点集中的に私は代替エネルギーだとは思っておりません。ある意味においては、先ほどの太陽熱のもっと高度利用化、その他の問題等も含めまして、大体石油そのものの消費量も、もうずっと第一次石油ショック以来考えてみれば、いかにいうに減ってきておるわけでございますが、それにしても今からの問題は、環境の整備は図りながらも、なおかつ資源というものの対する大きな多面にわたった利用化というものは非常に促進されるべきものである。何も原子力だけを一点集中的に考えるな、こういう御指摘そのものは私も素直に受けとめたいと考えておる次第であります。

○吉田達男君 それでは、梶原委員が先ほど質問で触れたことに就いて具体的な質問をいたしたいと思ひます。

二月九日の美浜原発の事故の原因について一ヶ月かけた。そして昨日、この細管が破裂した原因は金属疲労による、その金属疲労のまたもとになったのはとめ金具の不備である、こういうことが公表された。しかし、この一月の間これについての言動は、資料等々でも振動をしておる、担当者はいかにしてどのような調査をして今日になってこの結論を出したのか、納得いくように説明願ひたい。

○政府委員(緒方謙二郎君) 関西電力美浜原子力発電所二号機につきましては、御指摘のとおり二月九日にトラブルが発生したわけでありますけれども、私も直ちに徹底した原因の究明ということを示し、私もそのような体制に入り、そ

の後私どもは調査特別委員会を設置して技術的な専門家の方々十八名にお集まりいただいて検討する体制をとったわけでございます。

そして、現場の方では破断した細管を取り出してまして破断面を分析するという作業にかかったわけでございます。非常に大きな装置の中の奥の方にあるものでありますので取り出しにかなりの時間を要しまして、三月二日の日に取り出して東海村にありますホットラボ、放射能を帯びたものをそのまま分析できる研究所に持ち込みまして電子顕微鏡で破断面を観察し、データの分析等を行っていただいておりますが、その結果が昨日私どもの方に報告をされてまいりました。そして、先ほど申し上げました調査特別委員会にその旨の報告をしたわけでございます。その段階では、破断面の電子顕微鏡写真で判断をする限り、金属疲労によって形成されたという推定がされたわけでございます。

他方、関西電力の側では、いろいろ過去の点検の記録、あるいはその後蒸気発生器細管の中を電子的に調べるいろいろな検査を進めておりますけれども、その結果、これまでに破断面の観察の報告とあわせて過去の記録の再点検の報告がございました。その中で、問題になりました蒸気発生器については、伝熱管の振動を抑制するために取りつけられるべき振れ止め金具、A V Bと言っておりますが、これが設計どおりの場所まで入っていないことが、要するに深さまで入っていないことが、要するに金具がそれより少し上のところまで入っていたと推定されるという報告があったわけでございます。したがって、そのことにつきまして昨日の調査特別委員会に報告をしたわけでありまして。

昨日の調査特別委員会では、主としてその二点について検討した結果、振れ止め金具が設計どおりの範囲まで入っていないために高サイクル疲労によって破断に至ったという蓋然性が極めて高い、こういう技術的な所見を示されました。私どもの方では、その結果を公表させていただくと

もに、振れ止め金具が設計どおりの範囲まで入っているかどうかの事実を確認する必要がありますので、関西電力に対して、実地検査によって至急これを確認しろ。と申しますのは、昨日報告がありましたのは、電波で調べて蒸気発生器の中からE C Tという装置によって検査をしたものでございまして、現場で外から目視して確認をしたものではございませんので、それを至急確認しろという指示をし、あわせて同じようなタイプの蒸気発生器を使っております他の電力会社についても、それらの過去の記録を再点検して、そういう疑いがないかどうか大至急点検をしろ、こういう指示をしたところでございます。

○吉田達男君 今、直接はとめ金具の不備ということを指摘して、他の原子力発電所にも及んでこれを確認しておるということですが、この検査は定期検査として去年の七月にやって、今年半たつたところですね。その中で健全という評価を受けている施設であります。これが破断ということになって、緊急冷却装置によってやっとな大惨事を免れたというところまでの事故が突然起こったんだが、そういうことになると、あの細管の一本じゃなくてほかの細管も同じような条件下に置かれていて、ほかの発電所のものも置かれていて、これはとめ金具だけを見ればいいということじゃない。渦電流探傷の方法でやっとな健全だということが出ておるわけですから、とめ金具の検査というポイントじゃなくて、そのことについてやるならば、これは検査方法そのものにも問題があるんじゃないかと思う。そういう点についてはどう考えますか。

○政府委員(向準一郎君) お答え申し上げます。先生おっしゃるとおり美浜二号機は昨年七月定期検査が終了したわけでございます。定期検査におきましては、蒸気発生器の細管全般につきましても渦電流探傷検査というのをやっとなわけでございますが、これは応力腐食割れ、S C Cと言っておりますが、それと粒界腐食割れ、I G Aと言っておりますが、いろいろな細管の損傷のモードがあ

るわけでございます。これらにつきましては、渦電流探傷検査によりまして早期に検知でき対応ができていくというわけでございますが、今回の美浜二号機、これは比較的急速に事態が進展した、それで細管が破断分離したということでございます。これまでの損傷形態とは異なるものでございまして、先ほど申し上げましたとおり高サイクル疲労による破断、この蓋然性が高いということでございます。

それで、先ほど申し上げましたように振れ止め金具について、設計どおり入っているかどうかというこの確認を指示したわけでございます。我々といましては、この報告を踏まえまして、明らかにした原因に依りまして、定期検査の方法の見直しも含め必要な対策を検討していきたいというふうに考えております。

○吉田達男君 定期検査の方法を再検討する、この破断に対しても有効な探傷方法を開発してやる、こういうことですね。

○政府委員(向準一郎君) 今回の事象につきましては、先ほど申し上げましたように高サイクル疲労の蓋然性が高いということでございまして、これにつきまして十分調査をいたしまして、どういう配慮をすればよくこの事象が事前につかまえられるか。設計段階の議論もあると思ひます。構造的な問題もあると思ひます。それから今先生おっしゃったような検査方法についての議論もあるかと思ひます。そういうことで、先ほど申し上げましたようにこれから調査をいたしてまいる中で、明らかにした原因に依りまして、定期検査の方法の見直しということも含めて必要な検討をしていきたいと考えております。

○吉田達男君 現に、事故が発生したほかの六千四百本の細管があります。そのものは同じような状況であるけれども、それは今とまっておりますけれども大丈夫か、こういうような点について緊急の問題として対処しなければならぬ。現在稼働しておるわけですが、ほかの類似のものは、それについてまた同様な事故が起こるといふ蓋然性

もあるわけですが。危険性があるわけですが。これについてとはめて調査をしなければならぬわけで、これについてどう対処するのか。ほうつておいて、今やつと、破断の原因は盲点になっていたと金具だということなことがつてつたように起こってきたのだが、そういうようなことでほかの危険を防ぐという責任が全うできるのか、重ねてお答え願いたい。

○政府委員(向準一郎君) 今申し上げましたように、今回の件、鋭意調査しているわけですが、先生御承知のとおり、今回の事象にかなりみまして運転監視の強化ということを示しております。これは二次側の放射能の濃度を測定いたしまして、有意な変化が認められた場合は、原子炉の運転を停止する等の措置を講ずるという指示をしているわけでございます。したがって、現在とめ金具の過去の記録につきまして再点検をしているわけでございますので、この報告を踏まえまして必要な対策を検討していきたいというふうに考えております。

○吉田達男君 とめ金具に当面はこたわってやっておるわけけれども、とめ金具が確実になっているわけ、事故が絶対に起こらないということになるかどうかについては、また次の問題がある。

ノースアンナの事故と類似している経過から見ると、あのものはとめ金具があったと想定されているが、それにもかかわらず破断が起きている。だから、これにとめ金具があれば破断は絶対起こらないという保証もない。そこについての見解はどうですか。

○政府委員(向準一郎君) 今先生御指摘でございますが、これは蒸気発生器の細管を支えています支持板の部分にデンテイングという現象があったということ、もう一つは蒸気発生器の中の循環比、水がぐるぐる回る循環比を高めていたということで振動が起こりやすい状況もできていたということもございまして、円周方向の破断ということが起こったわけ

でございます。

それで、我が国のものにつきまして、こういうようなノースアンナの件を踏まえて、デンテイング現象があるかどうかという調査もいたしまして、デンテイングというのではないという確認を當時したわけでございます。そういうことで、ノースアンナの件につきましても、今回原因究明あるいは対策を考える場合には、再度十分勉強をしたいと思っておりますが、ノースアンナの件と全く同様ということではございませんので、やはり今回の件を十分調査いたしまして必要な対策をとっていく必要があるというふうに考えております。

○吉田達男君 事故が起こつてはいかぬが、事故が起こつたらそれを教訓にして素直に受けとめてやらぬといかぬ。ノースアンナのデンテイングのことについて、それが今回の事故にどのように生かされた上で起こつたのかということに疑いを持つておる。例えば、デンテイングが起こつておることを調べたのは、支持板との関係であつた方を見ておつたわけですか。きのう起こつたのは、その支持板が強化されれば振動が減るだろう、こういうことであつて、支持板におけるデンテイングのところについては、今調べた経過はどうなつておるか。

○政府委員(向準一郎君) 我が国の場合、支持板の部分についてのデンテイングというのは起こつていないわけでございます。これはECTの検査をやります場合に、ブローブが通らないぐらいにデンテイングがノースアンナ等起こつていて、わかつたわけでございますが、調査の結果そういうのは起こつていないわけでございます。

今先生がおっしゃったように振動の問題を考えます場合、当該支持板の部分、ちよつと専門的になつて申しわけございませんが、ピン支持であるかどうかあるいは固定支持になっているかどうかというふうなことで振動モードが変わつてくるわけでございます。そういうことで、我々として今回の件は、こういうようなことも踏まえて、

今おっしゃつたようにノースアンナの件も十分踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

○吉田達男君 これは危険が背中にあるので、急いで調査の結論を出して対策を立てなければならぬ。いつごろになるのか。その間同機種について危険があるから操業を止めてやるべしという意見が強く出た。これの扱いについては、電力の供給という電力行政に大きくかわることであるから、その点についての会社側の責任者の発言も、良心的に言えばそのような危険を回避する努力をしなければならぬけれども、電力をそのために供給しないということになると、これは一会社の次元を超える大きな問題になる。

これについては、行政当局が電力行政として停電をしてでもやるべしということになれば、当然しなければならぬが、その辺の判断が背景にあると思う。これについては、当局というか要すれば大臣でも判断を聞かせてもらいたい。それがなければ今のとめでの調査というのとはなれぬと思うわけ。

○政府委員(緒方謙二郎君) 同種の炉について早急に点検せよということでも私も指示をしているところでございます。一刻も早くと思つておりますが、具体的に何日までということとはちよつと今の段階で申し上げられる状況ではございません。一日も早くと思つております。

その間どういふことになるか、その間心配ではないかという御指摘かと思つて、二つ申し上げたいと存じます。

一つは、先ほど審議官も御説明しましたように、その間の運転につきましては、細心の注意を払つて運転をするということでありまして、いささかでも疑わしい現象が認められた場合には直ちに原子炉をとめるといふ、通常とは非常に違う運転を求めております。具体的には、二次冷却水の水中の放射能の量をモニターしてございまして、これが二割程度変化するという場合、その段階でとめなさいということをおつております。

今回の美浜のケースに引き戻しますと、美浜で破断が起こりましたのは午後一時五十分ぐらいでございますけれども、それよりも一時間以上前の十二時四十分ぐらいの段階でそういう状態、今申し上げたように二割程度ふえるという現象が発生しております。その段階でとめろということをおつていただければとございまして、その段階でとめれば破断には至らないと私も考えております。

それから二番目には、とめて点検をしないのは、電力の需給上問題があるからではないかという御趣旨の御質問かと思つて、実はそれ以前にとめなくても、今の段階で振れどめ防止金具が入つておるかとかはチェックできるわけでございます。先ほどのECTの記録をそういう目で分析いたしますと、振れどめ金具が所定の位置まで入つておるかとかは点検できるということでありまして、そういう技術的な方法で現在早急な点検をやらせているところでございます。

○吉田達男君 これは押し問答にならうかと思うので、調査中にとめろということについては強硬に言つても押し問答だと思つて、調査の結果危険がやはりある、あの種の事故が同機種で起こり得ると、こういう結果が出た場合は直ちにとめなければならぬ。これについて大臣はどう思ふか。

○國務大臣(中尾栄一君) このケースは、もう安全第一でございますから、そのときにはそれに対する緊急措置として対応する、こういう形で委員がお考えのように私も早急な措置をとるといふ形で対応をしようと思つております。

○吉田達男君 それでは、こういうようなことが運転上起こり得るということで、運転技術としての職員の研修施設を持つてやつておる、シミュレーションをしてマニュアルをつくつておつたかどうか、こういうことです。

例えば、逃がし弁が作動しなかつた、これは何か。こつそりコックをとめておつたというふうなことですね。そういう人間の先入観支配とか偏氣

というものが人間というものの中にあり得る。このマニュアルを今の反省に立つて再検討すべきことが多々あるんじゃないかと私は思うが、当局はどのように検討しておるのか。

○政府委員(向井一郎君) 今先生御指摘の加圧器逃がし弁の元弁を閉めていたということ、確かにこれは運転員が誤認して閉めたものでございませう。そういうことで、我々もいたしましては、関西電力に対して厳重に注意をいたしますとともに、主に三つのポイントで改善策を要求しております。それは、作業チェックシステムの改善、二番目が操作しない弁につきましてもの施設管理、それから三番目が運転員の教育訓練の徹底ということ、再度関西電力に対して強く指示し、その報告を求めているところでございます。

○吉田達男君 この現在の研修施設によって研修していたことが、人間として本当にああいうような場合に動転せずにやれるかどうかということになると、今の改善のだけで大丈夫なのかどうか。

○政府委員(向井一郎君) お答え申し上げます。発電所全体の研修、訓練という観点で申し上げますと、まず運転員につきましても資格認定制度というのを設けております。これは国の認定を受けた運転の責任者、これは各発電所に設置するように義務づけております。当直長クラスでございまして、これにつきましても認定を受けて三年ごとに能力をチェックしております。そういうふうな認定制度と、それから今我々、本件にも関係ございまして一般の運転員、それから保修員、これにつきましても電気事業者が運転訓練センターあるいは保修訓練センターというのを設けておりますが、それで研修をしてきて、所定のコースを終わつた者が配置されているというわけでございます。

それで、今回の美浜二号の全体の事象、これで運転員がとつた措置ということを考えてみますと、いろいろ現在までの調査の結果、プラントのパラメーターの確認あるいは状況の把握、これらに努めて事象が安全に収束しているわけでございませう。そういうことで、我々もいたしましては、こ

の判断は妥当であつたというふうに考えております。しかし、いすれにしても、明らかになつた原因に依りまして、運転員の訓練のあり方、これも含めて対策を考えていきたいというふうに考えております。

○吉田達男君 技術的には、専門家であるから遺漏のないようにさらなる検討を願いたいと思つて、私は、関係住民の方に伺つたところ、これは原子力に対する一つの警鐘ではあるかと思つて、それが、本当は通産省が大変に厳格な指示をし、それに基づいて運転をしていられるから大丈夫だ、こういうことが背景にあつて、そういうチラシを流して不安を直撃しておるような経過もあるから、それはそれだけの責任を通産省がふらぬといかぬ。ただ、そういう住民に対して、あのように主蒸気逃がし弁からばつと出たことにびっくりした、びっくりしたけれども、そういうようなことを見学に来ていた者に対して、特に誘導して避難させるとか、知らせるとかいうことはしなかつた。

県下への通報に対しては、これも遅滞をして、翌日担当課長補佐が安全宣言を早くもしたけれども、そのときのデータは、先ほど梶原委員がおつしやつたように、今日において見ると五分の一ぐらいのものをもつてやつておる。こういうようなことは住民に対して不安をかき立てるものであるし、そういうような点においても、運転というマニュアルと同時に、そういう点のマニュアルについてもさらに検討を願われないか。

○政府委員(緒方謙二君) 御指摘のとおり、地元への通報の問題、それから見学者への対応の問題、この二点で今回のケースには反省すべき点があると思つて、関係の電力会社に対してはそういう点の改善をするように指示をしたところでございませう。

具体的には地元への通報、これは立地をしております美浜町並びに福井県に対しては通報が比較的迅速に行われたわけでありますけれども、隣の敦賀市に対する連絡がすぐれたと申しますか、欠けておつたという点でございまして、や

はり適切を欠くだろうということで、これは改善をいたしております。

それから、見学者に対する措置であります。これはなかなか難しい問題といひましようか、今回の場合、恐らく外部に対する環境に放出された放射能の量が無視し得る程度の微量であるということから、隣のプラントを見学しておつたというございませうが、直ちに打ち切る等の措置はとらずに、説明もせずにお帰りのいたしたということ、説明もせずにお帰りのいたしたということ、実作動するといふような日本では初めてのケースの事態が起つておるわけでありまして、見学者に対しては何も説明をしない、何もやらないといふのは、やはり適切な対応ではなかつたんだらうと考えております。

私も、十九日の日に関西電力を初め加圧水型炉を有する電力会社五社に対して、異常事態事象が発生したときに、見学者に対して迅速かつ適切な対応をするように指示をしたところでございませう。上記五社からは、各発電所において見学者への対応に関し、当面とるべき措置を決めて実施しているというふうな報告が来ておるところでございませう。いろいろこういうソフトの、いわゆる何か起こつたときの事後措置といひましようか、ソフトウェアについて反省すべき点については、私もそれは改善に大いに努力をしてまいりたいと考えております。

○吉田達男君 時間が参りましたのでまたの機会と思ひますが、安全第一ということでは対応願ひたいというところを要望して、終わります。

○谷畑孝君 中尾通産大臣にお伺ひをしたいと思います。先月、総選挙の国際監視団ということで福田参議院議員を団長にいたしまして、私を入れて六名の国会議員団がバングラデシュを訪れる経験をさせていただきました。そして、日本に帰つてまいりまして、とりわけこの日本の生産のあり方あるいは消費のあり方について幾つか考えさせられたことがございませう。

皆さんも御存じのように、バングラデシュというのはアジアで一番貧しい国である。一年間の所得が平均二万円、このような状況でございませう。町の中はごみ一つない。言いかえるならば、可燃性のごみは子供たちがそれを集めて燃料に使つた。また空き缶は空き缶で子供たちが袋を持ち歩きながらその空き缶を再生資源に売つて少くも生活の足しと、こういうことで町にゴミが一つもない、こういうことなんです。もちろんアジアで一番貧しいからということにも起因はするわけでありませうけれども、一たび日本の社会を振り返つてみましたならば、まさしく大量生産そして使い捨て、このような状況でございませう。

過日、社会党の調査団ということで東京の夢の島へ参つたわけでありませうけれども、まさしく海の埋め立ても計算以上に早く埋め立てられてしまつた状況である。ごみ戦争といふことで大きな社会問題と実はなつております。そのときにも関係者のお話を聞いておりましたら、スパー等を含めていわゆる流行おくれの真つさらな服であるうと衣類であらうと、そういうものがたくさん捨てられていくんだと、そういうことを実はおつしやつておりました。まさしく、裸で行つても帰るしなにはびかばかりの服を着て帰つてこれといふ、そういうことでございませう。私は、そういうような状況の中で、そういう社会のあり方があることは本当にいいのかどうか、とりわけ最近地球の温暖化の問題とか、あるいはオゾン層の問題とか環境保全の問題とか、こういうことで非常に大きな社会問題になつてきたわけでございませう。

もちろん厚生省にも大いに関係をするところであると思ひますけれども、中尾通産大臣から通産大臣としての所見をお伺ひしたい、このように思ひます。よろしくお願ひします。

○国務大臣(中尾栄一君) ただいま委員からバングラデシュの話が出ましたけれども、ちょうど私もバングラデシュの独立運動のころに櫻内義雄現議長とインドに行つておりました、そのさまを目の前で見たわけでございませうが、まだある意味に

おいては大変に貧しさにあえいでおられる実情というものに痛みを持って考えておるわけでございます。

私は、基本的には、今のお話を聞いておりまして、日本の経済は戦後四十五年の間に画期的に世界の中で全く冠たる経済力をつくっていったわけでございますが、経済力の大きな伸展というものは、世界の中においてある意味においては奇跡とも言われるような、私どもには喜ばしい現状ではありながらも、先ほど委員御指摘のようなオゾン層の問題であるとか環境破壊の問題であるとか、あるいはまたリサイクルの問題等に関連する、まさに私どもが四十数年前には考えることのできないようなそんなものまでも、先ほどの空き瓶のような問題ではございませんけれども、たくさん出てきておるといふ、この矛盾というものの相克にこれまた悩まされるわけでございます。

それだけに、私どもは近年の経済社会現況というものを見ますと、国民経済の発展あるいは消費生活の多様化、あるいはまたライフスタイルそのものの変化に伴いまして、廃棄物の発生そのものを増加させるような問題がそのまま生じておるといふ状況というものを放置することは、資源の大きな損失にもつながっていくということも考えざるを得ないわけでございまして、またそれは環境の悪化というものにもつながっていくものだと認識をしておる次第でございます。

通産省としましては、従来から省資源、省エネルギーを実施しながらも、国民生活の向上を図るために各般の諸施策を講じてきたところでございまして、昨年末にも産業構造審議会からいただきました答申にも示されておりますように、再資源化をなお一層強力に推進していくことが緊急の課題になってきたというのを私どもの強い認識として受けとめておる次第でございます。再資源化をなお一層強力に推進していくためには、消費者等の協力を得ながらも事業者の努力を最大限に引き出すことがこれまた肝要である。これは最も基本的なファンダメンタルな問題にもなりますが

ら、そういう点ではそこに思いをいたし、今後、再資源の利用の促進に関する法律というものを提案したところでございますが、同法を初めとしたしまして各般の施策を総合的に講じていかなければならない、委員の御指摘のとおりと考えておる次第でございます。

○谷畑孝 また後ほど、再資源化促進法案ということで、その法案のときの審議で各論をやってみたいと思うのですけれども、その前にもう一、二お伺いをしまして、この問題を終わっていきな

日本が第一次あるいは第二次の石油ショックを経験いたしました。もちろんこれはエネルギーの面におきましては、石油からいわゆる水力発電等を含めて相当大きくエネルギー政策を変えてきておるわけであります。同時にまた、一次、二次オイルショックの中で省資源といましようか、リサイクル、そういうことも含めて大きな教訓であつた、このようにも思うわけであります。

その中で過日の湾岸戦争が起りました。ここで一次、二次オイルショックの経験の教訓、そしてこの湾岸戦争の場合も同じく省エネ、省資源、こういうことで通産省も指導しておったわけでありまして、例えば冷暖房を調整しようとか、あるいは国会におきましてもライトアップをやめてやつていこう。ところが、これはいいことか悪いことなのか、備蓄もよく効いておつたり、あるいは昔のような買い占めということにもならなかつたり、これは一面それだけのまた違った意味の教訓という中で生かされたと思うのです。しかし、日本人の生活のライフスタイルのあり方とい

いましようか、そういうことについての教訓はどうであつたのかとなつてきますと、片や湾岸戦争が行われておつても、相変わらず使い捨て文化というその基調についてはなかなか教訓ということになつていかなければ、こういうふうには私は私を判断しているわけであります。

その中で二つの点についてお伺いをしたいんですが、一つはリサイクル問題、先ほどの省資源を

含めてのリサイクル問題の中で、特に最近は大規模な自動車の回収などがあるいは電気製品を含めて、そういう大型の産業廃棄物が大きな問題になっております。そういうものが時には瀬戸内海のいわゆる国立公園の指定されたところに投棄されたり、いろいろさまざまな社会問題が起

こつておるわけであります。私は、そこでただ単にそれを解体業者や産業廃棄物業者だけに処理を任せたり、そこだけに責任を押しつけるということではなかなか問題は解決しないのではないか、そういうふうには実は思っているわけであります。くず鉄の市況が下がつたり、あるいは解体手間がふえる一方の中で、業者そのものの自身が景気の動向によつて減つたりふえたり、そういうような不安定な状況にも実はあるわけであります。

そこで、やはり生産者、流通業者、消費者、行政が責任を適切に分担をしながらやっていく必要があるのではないか。とりわけ、そこにおきまして通産省としては、物を生産していくメーカーや流通業界に対してどのような指導をしていくのか、一番根本のごみを出していくという生産者に対する通産省としての指導のあり方、そういうものが大きな問題になってくるのではないか。これが大臣に対する一つの質問であります。もちろん再資源化促進法案ということが準備されておりますから、それに触れていただいて回答をいただきたいと思つております。

次に二つ目の問題は、もちろん排気ガスだとかそういう大気汚染、それから道路の交通渋滞、そういう環境の問題もありますが、もう一つは、中小零細企業におけるゆとりある生活というものを阻害していく、いわゆる週休二日制等のできないような状況をつくり上げてしまつておる大企業と中小零細企業とのかかわり、こういう形の中で自動車業界に始まつたかんばん方式というものがあつたわけであります。このかんばん方式に見られるような問題が、今やその業界だけではなくて、大きく流通業界にもどんどんその問題が広がつておる。そういうことによつて、先ほど言

ましたように、道路の中に倉庫があるというふうな感じになつてしまつて交通渋滞が起つたり、時にはポルト一つのために夜中でも中小企業は走らなければならぬとか、さまざまな形で結局しわ寄せになつてくる。言いかえれば、大企業においてはその中で合理性を追求されて、その世界においてはそれなりに生産性も上がるだろうけれども、しかしそれがもたらす社会的影響といましようか、そういう問題というのは僕はやっぱり大きな問題があるのではないかと思いますので、そういう点を聞きたいと思つた。

それはなぜかといふと、過日、経済同友会の代表幹事でありまして石原会長が、三月八日の新聞の記者会見などを見ておりましたら、「日本の会社では、経営者に権力が集中し、何でもできる体制になつておる」、その権力を背景にした経営者の意思に従つて企業が動き、社会的な問題が起き、影響も大きい。だからこそ企業そのものをチェックしていくものと組織的なそういうものが必要なんだ。これは経営者自身が倫理という問題についておつちやつておるわけなんです。私は、この倫理という問題から、もう少し大企業が社会に対して果たす役割といましようか、いわゆる企業市民として生きていく役割というそういう形の中で、さまざまな形で今後とも検討していく課題が多々あるのではないかと。

その中において、先ほど申しましたようにこのかんばん方式について、一つの例ということで大企業はどう考えておられるか質問をしたいと思つたので、よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(中尾栄一君) 三点ほど御質問があつたと思つたが、最後の問題点から入つていきな

いますか、手形を切っているときの姿なんでものは我々の仕事と違ひまして、言葉で答弁をするんじゃない、そのまま倒産につながるわけでもないから大変なものでございましょう。しかし、なおかつそこに、ある意味における経済的倫理性と申しましようか、御指摘のとおりのもので存在しなければ、これは全く意味をなさないのであります。私は、大量生産、大量消費、使い捨てという昨今の風潮というものは、近年の国民生活の質の向上あるいはまた消費者個人のライフスタイルというものの変化によるところが大きいと考えざるを得ないのでございます。いつの時代でも、そういう意味においては省資源、省エネルギーの重要性には変わりはない。この基本認識は私も全く同感ではございません。

しかし、先ほどの第一点の問題になりますが、自動車メーカー等のいわゆるかんぱん方式につきましては、中間在庫と申しましようか、その圧縮等を通じて生産の効率化等に資するものが絶大である、こう考えておるわけでございます。かんぱん方式の実施が、下請等中小企業に対して不当な負担を強い結果とならないように、引き続き自動車メーカーというものにも指導してまいるのが私の考え方であり、通産省の全体にわたってこれを各般指導しなければならぬ方針である、こう私は思っております次第でございます。

また、交通渋滞等の問題につきましても緩和を図っていくことが大事でございまして、道路等交通容量増大対策あるいは交通規制の高度化等、既存の道路の有効利用対策、公共輸送機関の活用等、道路の交通需要の低減対策等、総合対策を全体として政府とらえ、なおかつ推進していく必要があると考えておる次第でございます。また同時に、第一点の問題でございまいましようか、まず自動車につきましても、従来から市場メカニズムを通じてその再利用、再資源化が行われております。今後とも、既存メカニズムを活用して再利用、再資源化を進めていくことが適切であろう

と史料するものでございます。また、自動車の再利用、再資源化に際しまして、各段の取引段階における価格形成につきましても、基本的に当事者間で適正な価格形成が行われていると考えておりますが、自動車に關しましては再利用、再資源化を確保し、かつ促進する観点から、御指摘いただきました点を十分に踏まえまして、今後とも必要に応じて適切に対処していく所存でございます。

なお、自動車製造業者、販売業者等は、既存メカニズムを補完する観点から、通産省の指導に沿いまして、第一点は、廃棄希望の車両の販売店等を通じて回収体制の整備というものが必要になってくるんじゃないか。それからまた、路上等に廃棄された廃棄自動車等の処理に関する市町村単位に対する協力体制といひますか、各地方自治体といひますの協力体制、これも必要不可欠からざるものである、このようにも認識する次第でございまして、自主的対策の具体化を鋭意通産省として進めてまいるといふ考え方でございまして、以上でございます。

○谷畑孝君 ぜびひとつ大企業の社会的責任というところで、リサイクルの問題におきましても、またかんぱん方式に見られるような中小企業と大企業とののかかわり、そういう点につきましても通産省という立場の中で強力なる指導をしていただきたい、このように思います。

また、後ほどに法案が参りましたら、機会がありましたら各論をやつていきたいと思ひます。次に、大臣の所信表明の中で非常に大きな時間を割いて述べられております大店法の関係について、これもまた後ほどに機会がありましたら各論をしたいと思ひますけれども、きょうは大臣の所信表明といふことでございまして、二つほど絞つてお伺いをしたいと思います。これはできましたら通商政策局にお伺いをしたいと思います。大店舗もこれはやはり大企業といふことで、進出すると中小零細企業である小売店なり商店街といふところに影響が大きい、こういうかんぱん方式とある一面においては同じ性格を持つわけ

なんです、昨年五月に大店法の運用通達が出されました。そして大店法の規制緩和が進んだわけなんです。もう大分たつてまいりましたので、全国的に大型店の出店がふえ、地元の商店街は非常に危機感を強めているわけでありまうけれども、通達後の大型店の出店の状況を数字などを入れていただながら報告をしてほしいといふことと、同時に通産省は今後地域の商店街にどういふ影響が出てくるかと予測しておられるのかといふこともあわせて、通商政策局の方から知っている限り答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(坂本吉弘君) 委員御指摘の昨年五月に導入いたしましたいわゆる大店法運用適正化措置でございまして、御承知のとおり出店調整の処理期間を一年半にするといふことを基本とするものでございまして、今日までに私どもの手元に得られております数字では、約八カ月経過いたしました。おりますが、その間に新たにいわゆる出店表明といふものが各通産局に対して出されました件数は、合計で千三百三十三件といふことになっておるわけでございます。

その月別の動向をさぐりついで申上げますと、規制緩和が行われました直後の六月及び七月、七月は特に二百二十五件、一月に二百二十五件といふことで大変高いペースでございました。ただ、その後出店の動向はマイルドになってまいりまして、本年の一月では九十八件、それから先年の十二月では九十二件といふ状況でございまして、まだ例年に比べてペースとしては高うございまして、全体として非常にマイルドな状況になっていると思ひます。

少し詳しくなりますが、いわゆる一種と二種といふことで分けますと、一種が四百五十三件、そして二種が五百八十件といふような状況でございまして、その出店の内容を少し業態別に見てみますと、最近の特徴といひましては、いわゆる百貨店とか大手のナショナルチェーン、全国的に展開をいたしておりますスーパー、例えばスーパーのうち

上位二十社、こういう大変大きな企業という角度から見ますと、その出店のテンポというのは従来に比べて比較的スローダウンしたところではございまして、最近、消費の動向を反映したところではございまして、衣料品のみ、電気製品のみ、あるいは場合によっては音響機器といったようなものを専門に売る大型専門店といふものが大変今各地の需要に即応いたしております、こういったものの出店傾向が非常に高い状況にあるかと存じます。

一方におきまして、昨年の五月三十日時点で、それまでにに出店表明をいたしておりましたものをすべて五月三十日出店表明なされたものといふこととでとらえましたら、千三百五十九件ございまして、しかし、そのうち約三百五十二件といふのは出店の取り下げがあつたわけでございまして、これは一つには、事業者の方で出店調整処理期間が一年半といふ非常に確定した見通しが立ったといふことに伴ひまして、従来必ずしもはつきりした年限もしくは日数といふものが見通せなかつたものでございまして、安全のために出店しておいたような案件もあつたろうかと思ひます。そういった案件を取り下げるといふようなことがございまして、全体としては、非常に出店の内容が、何と申しますか、かつちりしたものを前提に出店が行われるという傾向が出てきたように思ひます。

その後、出店調整の処理につきましては、各地の商工会議所に置かれておりますいわゆる商調協、商業活動調整協議会において、それぞれ案件につきまして約半年の事前説明及びその後の事前商調協といふ手続を現在踏んでいただいておりますわけでございます。全国的に見ましたところ、各地の皆様の御努力によりまして、手続は大変順調に事前説明を終え商調協の段階に入つていっているといふ状況でございまして、私どももいたしましては、昨年五月に導入いたしましたいわゆる運用適正化措置といふものが、特段の混乱もなく進んでいるといふふうにとらえているところでございまして、○谷畑孝君 審議官は、混乱はなかつたといふふう

五月の通達はとらえていたということなんです。が、過日、私は大阪選挙区なものですから、いわゆる市場の皆さんとかあるいはそれぞれのかわつておられる学者の先生方とか、いろいろな関係者と平日にわたって事情聴取とかシンポジウムということでもさせてもらつたんです。

もちろん、市場自由原理ということの中で、大型店が進出するという点について、法的にあなたはだめですということでもベケになかなかこれはしにくい。そういうことで、商調協があつたりしていろいろと地元との話し合いをしながら、基本的にはいろいろと縮小したりして進出する、こういうことになるわけでありまして、進出する限りは、必ず購買力範囲も距離数もふえてまいりますから、大ききよつてふえてまいりますから、その周辺において、それは恩恵をこうむる小さな商店街もあるだろうけれども、圧倒的多数は被害を受ける。こういうことについては、どれだけしてみたって現実としてこれは残るわけで、不安なわけでございます。

今回は、聞くところによりますと、大店法の改正ということも政府としても準備しているということでもあります。また、それに基づいて中小零細の商店街を含めての活性化ということで、それぞれの予算も組んでおられるということなんです。私は、幸か不幸かこの二年間で三回大阪選挙区の選挙をやりました、大阪府下を回ってきた中で、もう一回るのは大体商店街が多いですから、よくはやつておられる商店街もあるし本場に開古鳥の鳴いている商店街、そんなことも幾つか実は見てきたわけなんです。いずれにしても、中小零細の商店街については非常に大きな不安を持っておる。こういうことについては、これから準備されていく法案については、十分せひひとつ考慮をしていただく必要があらうかと思ふんですが、いさというように思ひます。

もう一度、これは大事な問題ですから中尾大臣の方から、これから新しく出されていく大店法の改正ということにならうかと思ふんですが、いさ

れにしましても、地元の意思を尊重する思想があるのかどうかということと同時に、大型店の出店の影響をきちんと事前に評価をしていくことになるのかどうか、そういう点につきまして意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) 確かに委員御指摘のとおり、大型店が出ることによってその地域の周辺が非常に活性化して、それがために、私もが思つていた以上に周りがまたある意味において一面、全体的に全部潤うというわけじゃないかと思ひますが、活性化していき、人口がふえ、なおかつまた人々の集まりがよくなる、またそこにおいて購買力も高まるということによつていい面もございましょう。また同時に、ヨーロッパの町並みなどにも見られるように、非常にキャラクターがステイックな、非常に個性的な店というものが残つていくという、そういうような傾向も見られるようでございます。ヨーロッパなどを調べてみても、相当に個性的な店はそのまま繁栄していく、さはさりながら、非常に淘汰されていく店も出てくる。そこいろいろなと協調する悩みというものも出てくるのでしよう。

それだけに、先ほど委員の御指摘のとおり、出ていく場合においても、強制的にほとんどんややつていくというのじゃなく、そこに話し合いという、俗に言う協調的な話し合いというものが当然必要になつてくるわけでございます。そういう点においては、十分に話し合い、俗な言葉で談合というふうな言葉がございしますが、談合というよりも、本間にネゴシエーティブな話し合いを継続することによつて調和のとれた、バランスのとれた、それも非常に大きな意味においてグローバルなバランスのとれた発展につながっていくものでなければ、何の意味も持たないという考え方に立つておられますので、私もそのような意味における大店法の問題というもののとらえ方は一にするものでございします。基本的には、そういう点で、私もこの問題点にいろいろと長い間の話し合いを続けてきたという考え方に立つておるわけでございます。

す。

○谷畑孝君 ありがとうございます。時間がございませんで、いすれにしましても、地元の声がますます遠ざかるのではなくてよく反映をされた、そういうような形で政策議論をしながらいい方向で進んでいきたい、こう思ひます。

実は、幾つかまだ質問を準備しておるんですが、時間がなくなつてしまつたので、海岸戦争の影響ということと、とりわけ大阪におけるカーペット業界の問題とかさまざま問題を準備しておりましたけれども、これは飛ばしていきなさいと思ひます。

次に、通産省の生活産業局長にお伺いしたいんですが、現在のガット・ウルグアイ・ラウンドにおける皮革それから革靴の輸入に關しての交渉状況と日本政府の方針について簡単にお願いしたいと思ひます。

○政府委員(南学政明君) ウルグアイ・ラウンドにおきましては、これまで先進国、発展途上国双方から我が国の関税制に当て制度につきまして、それを撤廃してほしい、あるいは高率の関税を大幅に引き下げてほしいというよう強い要求がなされてきております。これまでのところ、我が国としては、国内産業の厳しい現状に鑑みまして、交渉相手国に對し我が国の産業の実態、現行制度について理解を求め、最大限の努力を傾注してきたところでございます。

御高承のとおり、ウルグアイ・ラウンド交渉は、ブラッセル閣僚会議では合意に至らずに、先般二月二十六日に交渉再開が宣言されたわけでありまして、これから引き続き我々としては、交渉の早期妥結に向けて努力をしていくことになるわけでございます。この中で、皮革、革靴の関税引き下げにつきましては、今後とも我が国の国際的な立場を踏まえながら、国内産業への影響を十分配慮して対処していきたい、このように考えております。○谷畑孝君 ウルグアイ・ラウンドの交渉の結果、どういふ形になるか、ちよつとまだ見通しはこれ

からだと思ふんですが、いすれにしても一番影響を受けやすいのは皮革のなめし業者あるいは革靴製造業者。特に、皮革だとかあるいは靴の製造業者というのは歴史的観点から見ても、同和地区の部落産業でございまして、またこういう被差別部落のそういう主要な産業を実は担つておるわけでございます。業界の底辺で同和地区の業者や従業員が産業を担つておる、そういうことだと思ひます。

そういう中で、これは中尾通産産業大臣にお伺いしたいのですが、通産大臣は、皮革、革靴産業の部落産業としての歴史的事情などについて、どのように認識をされておるのか、これも簡単に結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○国務大臣(中尾栄一君) 我が国の皮革あるいは革靴産業は、東京、大阪、兵庫、奈良あるいは和歌山等を主産地とするわけでございます。地場産業でございます。歴史的、社会的にも非常に困難な問題を抱えておることも事実でございます。技術力、国際競争力も大変脆弱な立場にございしますから、経営基盤も脆弱であると認識しなければなりません。そこで、同産業は地域改善対策の特別措置法、正式には地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律と言つておりますが、この対象地域の重要な産業であると考えております。

通産産業省といたしましては、我が国の皮革あるいは革靴産業が国際競争に耐え得るような産業基盤を早期に整備することが必要であるとの考えのもとに、従来から中堅技術者に対する技術研修、あるいは地域の中小零細企業への技術指導、あるいはまた商品開発や技術開発等、皮革、革靴産業の振興の諸施策を講じてきておるところでございます。

今後とも、これらの施策を強力におこなつて細かく推進していかなければならない、このように考えておる次第でございます。

○委員長(名尾良孝君) 谷畑君、時間ですから簡明に願います。

○谷畑君 もう時間でございますから、いずれにしても五年前の関税交渉で従来のI・Q制度からT・Q制度ということで移行してきましたし、その中で皮産連に三十六億円の基金ということになってまいりました。今後とも、また二十四億円の上積みがあるということでございますけれども、私もぜひひとつこの皮産連の基金が各産地で十分に活用されるよう、通産省としての指導をお願いしたいということ、同時にその際におきましては、部落産業である皮革産業は、地域の地場産業ということで、関係の地方自治団体との密接な関係の中で指導をしていただきたいということをお願いいたしまして、オーバーをいたしましたので終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○斎藤文夫君 通産大臣が御予定で退席をなさいますので、まず先に通産大臣に御質問を申し上げます。

今回の湾岸戦争が早期終結をいたしましたので、大変私も喜んでおるところでございます。とりわけ、世界経済に及ぼす影響も極めて最小で食い止められたことをまことに御同慶の至りと思っております。ところでございまして、そこで、今回の湾岸戦争はいろいろな意味で私どもに教訓をもたらしたと思ひます。特に、エネルギーという立派な立場から見ますと、依然として世界に対するエネルギーの供給というものは不安定でございますし、とりわけ資源を持たない我が国にとりましては、極めてその経済の脆弱性が改めて認識をされたように考えておるところでございます。

そこで、まず今後の石油需給と価格の見通しについてお尋ねをいたしたいと思います。

御承知のように、クウェート、イラク両国から長年にわたり石油の供給を受けておるわけでありまして、年間約一二%を占めておりまして、当分両国からの輸入は不可能というところでございまして、この不足分を今後どう埋め合わせていかれるのか。また、石油価格は、紛争当初いっと急騰いたしました。また、我々の常識に大変反しまして、世界の良識が価格を下落させたということにもなるのかもしれないけれども、今日バレル十七ドル前後と存じておりますけれども、極めて安定した価格の推移でありましたことは幸いなことでございまして。

こういうような状況ではございまして、たゞいまOPECの閣僚監視委員会が開催をされて、できればバレル二十ドル台に価格を持っていきたい、こういう観点から生産調整をしていく、二百万バレルあるいは三百万バレル生産コントロールをしようではないかと。この会合がどう推移するかはさておきまして、今後の石油価格のお見通しについてどういふ御見解をお持ちになっておられるのでございまいしょうか。

さらに、戦争によりまして、イラク、クウェートのそれぞれ石油精製工場が破壊をされ、世界的に石油製品の不足が懸念をされておるところであります。この需給と価格等のお見通しもあわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(緒方謙二郎君) 昨年八月に湾岸危機が発生いたしましたから、たゞいま先生が御述べになりましたように、原油価格はその後非常に急騰いたしました。これは主として心理的な要因に基づく部分が多かったのではないかとと思ひますが、九月、十月大変急騰いたしました。その後やや落ちつきまして、一月十七日の戦争発生直後は、多国籍軍が圧倒的優位に戦況が展開しているという報道が行われたこと、また供給不足が生ずる場合に備えまして、アメリカ、日本等が協調して石油の備蓄の放出を決定して、西側諸国の石油の安定供給が確保される、こういう安心感が広がったことなどがあつたわけでございまして、御指摘のとおり原油価格は大幅に下落をしたわけでございまして、

その後も比較的落ちついた動きをしているわけでありまして、今後の動きにつきましては、御指摘のように現在ジュネーブにおきましてOPECの閣僚監視委員会が開かれて、いろいろ議論を始

めておりますけれども、なかなか議論がまだまとまるような状況ではないようでございまして。会議はなお続いております。

こういう流動的要素がいろいろございまして、価格の推移を見きわめることは大変困難なわけでありまして、幸い季節的にこれから夏場に向かいますので、石油が不要期に入ることから夏場はありまして、それからイラク、クウェートの原油の落ち込み分というものは、御案内のとおりその後サウジあるいはUAE等の他の産油国によって増産、肩がわりされておりますので、マクロで見ました場合、原油の需給に大きな逼迫は来していないというようにございまして、当面原油の価格が大幅に急激に変動するという可能性は少ないのではないかと、このように考えております。

なお、石油製品の方につきましては、原油よりもなお需給に不安定要因がございまして、こちらの方はもう少し動きを注視していく必要があるうかと思ひます。

いずれにいたしましても、大変流動的な情勢の中で、国際的な石油情勢、需給情勢の動向というものに注意深く見ていく必要があるかと考えているところでございまして。

○斎藤文夫君 大臣も所信表明の中で、新エネルギーあるいは代替エネルギー、それに対応して省エネ政策等にお触れになっておられるところでございまして、二十一世紀のエネルギー政策についての率直な御所信を承りたいと思つております。

元来、化石燃料は有限でありますし、我々人類が今日に至るまでの燃料の歴史を素人なりに考えてみますれば、燃える木あるいはまたその後燃える石、そして燃える水、今日第三の火として核エネルギー、こういうふうになつてきておるところでございまして、人知の、文明の進歩とともに核エネルギーの平和利用というものは、これは当然避けて通れぬ道であると思つておるところでございまして。

そこで、新エネルギーあるいは代替エネルギーの研究開発等々を積極的に推進されていかれる、

このように思つておるところでございまして、通産省のエネルギー需給見通しを拝見いたしますと、西暦二〇一〇年までにまず百万キロワット規模の原子力発電四十基新設を必要としておられます。

しかし先般、先ほども御質問がございましたが、美浜原発の事故が我が国の原子力発電に関する国民の不安感を一層増幅したことは否めぬ事実でございます。被爆体験のある我々は特に放射能に敏感でありますし、原子力の事故や故障という問題が報道されるたびごとに原子力発電の安全性すら疑問を抱く。今回の事故も説明を聞いてみますと、三段階あるうちの第一段階の非常用炉心冷却装置が働いて科学的、技術的に事故防止ができた、こういう説明もございまして、事故の原因究明というものは徹底的になさるべきだ。

しかも、きのうの発表によりますと、まさに建設当時の技術的なミス、それが二十年間も放置されて結局振動による金属疲労、こういう指摘がなされたところでもございまして、まことに残念な出来事であつた。この上は、安全管理体制を徹底していただきたまはして、国民の信頼を失ふことのないよう原発立地対応をしていただかなければならぬ、かように思つておるところでございまして。

また一方、国民に対する科学的な、そしてまた原発の認識を深めていただくパブリックアクセプトランスにも積極的に対応をされるべきではなからうか。

したがいまして、今回の美浜原発の事故の調査結果、そしてまた各種の事故におけるところの経験というものを今後のエネルギー対策上、特に原子力発電を必要とするだけに、十分生かして考えていただかなければならぬであらう。

加えまして、今までの原発立地は、電気事業者が中心となつて地域との折衝その他大変苦勞している実態を全国各地で承知をいたしております。これらについて、今までの方式でいいのかどうか、本当にそれによつて通産省の需給見通しを達成することができるのだらうか、この辺の展望

を大臣からお聞かせいただければありがたいと思
います。

○国務大臣(中尾栄一君) 我が国が、過去二度の
石油危機を踏まえ、エネルギーの安定供給
に向けて、石油代替エネルギーの導入ある
は省エネルギーの推進等を行ってきたところ
であることは、もう貴議員十分御案内かと思
うのでございます。このために、今回の湾岸危機に際
しましては、冷静な対応がある意味においては可
能になったのではないかな、このように私も認
識しているわけでございます。

しかしながら、我が国のエネルギー供給構造は、
約八割を海外に、また原油は約七割を中東だけ
に依存している、これが全く実態でございま
して、その点においては脆弱な構造とも言えるかもしれ
ません。まさに委員御指摘のとおり、今後とも引
き続きエネルギーの安定供給の確保は重要な課題
である。そしてまた、一方地球温暖化等地球環境
問題も顕在化してきておりまして、経済の安定的
な発展とともに地球環境保全との両立を図るとい
うことが、エネルギーの政策としては一番喫緊な
課題であると申すべきことであろうと思ひます。

通産省では、このような課題を踏まえまして、
総合エネルギー調査会の長期エネルギー需給見
通しというものを基軸にいたしまして、昨年十月の
閣議決定を経まして、二十一世紀初頭を見通し
した石油代替エネルギーの供給目標の改定を行
ってきたところでございます。本供給目標は、官民
ともに最大限の努力を傾注いたしまして初めて達
成可能な長期目標というものの形で誕生できる
わけでございます。エネルギーの利用のより一
層の効率化、また新エネルギーあるいは原子力の
非化石エネルギーを初めとした石油代替
エネルギーの積極的な開発、導入を目指すもので
あると言っても決して言い過ぎではなからうと思
うのでございます。

今後とも、通産省としましては、同供給目標の
達成に向けて総合エネルギー、先ほどもあ
いう意見を聞いて、ただ原子力というもののだけに

頼るというのではなく、多目的に多角的にこれ
をとらえまして、先ほど太陽熱の話も出しまし
たが、そういう点も踏まえまして総合エネルギーの
政策に最大限の努力をやっていかなければなら
ない。このように、私も通産省では、全力を傾注し
ていくことに私も下命しておりますし、また全力
を挙げて総合エネルギー調査会を中心としてこの
点を図っていることも委員に御理解賜りたいと
願っております。

○斎藤文夫君 大臣、お時間がもうないようで
ございますが、最後に一つお尋ねをいたします。

実は、梶原先生からウルグアイ・ラウンドにつ
いてお話がありました。この問題につきましまして
は、自由貿易体制最大の受益国たる日本としてウ
ルグアイ・ラウンドを成功させなければならな
いとたびたびお述べになっておられるところで
ございます。

先般、このウルグアイ・ラウンドについて、ア
メリカの手続が二年間延長されました。米国では
ルチラテラリズムに対する悲観論まで出てきたと
聞いておるところでございます。また、湾岸戦争
の終結に伴い、今後は経済問題がアメリカの最大
関心事になりまして、湾岸協力に不満、不信感
を持っているアメリカとしては対日要求を一層強
めてくるのではないかと、このように見ておる
ところでございます。

湾岸戦争が新しい政治秩序をつくるというよう
なものであるとするならば、ウルグアイ・ラウ
ンドは申すまでもなく世界の経済秩序を新たに
つくり上げていく、こういう努力でございます。か
ら日本はもとよりアジアのNIEES諸国のため
にも、自由貿易体制の堅持という観点から積極
的にリーダーシップを発揮すべきではないか
と。あわせて、最大の争点となっている農業問
題、アメリカ対ECの陰に隠れて日本の米問題
が今隠れておりますけれども、しかし、必ず近い
将来大きな問題としてクローズアップされて
くるのではないかと。このときに、どう痛みを
分かち合っている自由貿易体制というものを
堅持していくのか

か、この辺のお考えをお聞かせいただければ
ありがたいと思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) 私も、実は今年度初
頭からGアンドGといましようか、ガルフとガ
ットのウルグアイ・ラウンドの問題、これは非常
に強い関心と同時に毎日のように考えておる
問題でございます。

考えますれば、一九四八年のガット設立以来
この問題はずっと続いていると言っても間違
いはないガットの問題でございます。しかし、な
かなかウルグアイ・ラウンドの問題というのは
期限がございまして、三月一日に当たります
このファーストラックというものが一番大
きな我々の目の前にあった問題点でございま
した。これは御案内のとおり、延長線上に入
ったわけでございまして、しかし五月の末に
はこれまた結論を出さなければなら
ない。現在、ブッシュさんの人気が大変な
九〇%に近い人気でございますから、ある
意味では議会の工作もできるかもしれません。

しかし、かというて、これが延びたから非常
に喜ばしかったのかということになりますと
別問題でございまして、ある意味においては、
今までマルチラテラルでやっておったのが、
今度はバイラテラルの問題になってくる。二
国間の問題になつてくるといふことになり
ますと、日本はさきから大きな試練を受け
なければならぬ実情に入つてきたことは間違
いございません。

そこで、きのうも松永前大使にもおいで賜
りまして、アメリカの現在の動き、実情、こ
れも行つてきたばかりの新しいニュースを私
も手に入れました。これはまた後ほど話す機
会もあるかと思ひますが、そういう意味にお
いては、むしろセネター・ペンツェンの方
は非常に非常にマイルドになつてきておる
けれども、別の新しい議員族が相当強い勢
いでこれをやつてきておる。

そこで、問題点は、この間の湾岸のときに
五十数%賛成、四十数%は反対であつたとい
うことにおいての結論の中で、今や湾岸が
このようになつて片づいたという形にお
いて、ブッシュの人気が

上がる一方、反対であつた議員の各位の方
は面目を失つた。同時に、アメリカの人
気は集中的にブッシュのやつてきた方
策に賛成であるというところの勢
いが強くなつてきておる。そこで、今
度反対に回つて、戦争に反対であつた
というところ、民主党が特に多いとい
うところ、民衆が特に多いといふこと
が、この方々に対する圧力も選挙区
では非常に強くなつておるというこ
とも伺つております。それだけに、
ウルグアイによつて一体どういふ対
応をするのかというこの対応策も求
めていることも、相当に現実の問題
としては事実としてクローズアップ
されてまいりました。それだけに、議
会の対日関係は非常に強まつてき
つたであろうといふことを私は憂
へるのでございます。

そこで、結論をいたしまして、ウルグアイ・ラ
ウンドに關しましては、昨年十二月の
ブラッセル閣僚会議で交渉を終結す
ることができまして、継続といふこ
とに相なりましたが、その後、ダン
ケル事務局長を初めといたしまして
関係各国の調整努力の結果、先月二十六日、ジュ
ネーブにおいて公式TNC会合が催
されまして交渉が再開されたところ
でございまして。

そこで、米国におきましては、通商法上の一
括修正承認手続、いわゆるファース
トラックの延長要請を三月一日に
ブッシュ大統領が議会に對して行
つてきたところでございまして、先
ほど申し上げましたように、五月末
までの間に議会がこの要請を承認
しなければ、最大二年間の延長を
認めることとなることは事実で
ございまして。しかし、これはあく
までも米国内の問題でございま
すが、ファーストラックの延長は
事実上ウルグアイ・ラウンドの継
続に不可欠な手続でございま
して、米議会による承認を期待し
ておるところでございまして。

ウルグアイ・ラウンドの成功の重要性に關
する認識も次第に国民全般に広がり
つつあると感ぜておるところでござ
いまして、世界経済における我が
国の存在が極めて大きいものとな
つておることは事実でございませ
う。我が国の果たすべき役割も、

それに対して各国の期待は非常に大きなものがあるということをつとに認識すべきことではないかと私は思うのでございます。こういう状況を踏まえまして、我が国といたしまして当面は、現在ジュネーブにおいて再開されております交渉に適切に対応していくとともに、ウルグアイ・ラウンドの成功に向けて、国際的なイニシアチブをむしろとっていく、発揮していくということこそが、国際貢献の実を上げていくことの一番大きな課題になり、重要なファクターではないか、このように考えるわけでございます。それだけに、今後関係各省庁とも密接な連携を保ちつつ、ウルグアイ・ラウンドの可能な限りの早期の成功裏というものを目指しまして、私どもは一層の努力を払っていききたいものだと考えておる次第でございます。

米の問題は、先ほど申し上げましたように、私も国会での問題点というものを十分に重要であることを認識しながらも対応していきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○委員長(名尾良孝君) 通産大臣、退席されて結構です。

○斎藤文夫君 ありがとうございます。
まだ時間があれば、大店法の改正と中小小売商業の共存共栄等についてお尋ねをしたかったわけでありましたが、経企庁長官も御出席をいただきましたので、残りあと八分でございますけれども、大きな問題をひとつ提げて御質問をさせていただきます。

まず、経企庁長官にお尋ねいたしますのは、実は三点ぐらい用意しておつたんでありますが、これはもう一括ということでお尋ねをするよりほかには時間がなからう、このように思いますのでお許しをいただきたいと思ひます。

まず、湾岸戦争終結によりまして世界経済が一体どう動いていくか、とりわけ、財政逼迫のアメリカ経済は、軍備調達費等々あるいはまた昨今のファンダメンタルズを調べてみましても、なかなか

か厳しい状況下にあります。それだけに、いっときリセッションに入ったというようなことになったわけでありまして、湾岸戦争の早期終結から湾岸特需、したがって早期回復論というのがこの近々話題になっておる状況であります。しかしながら、世界経済の中心をなすアメリカが今後どのような動き方をしていくかによって世界経済、ひいては日本経済と密接不可分の影響が出てくるわけでありまして、その辺をまずどうおとらえなっておられるだろうか。

また同時に、今月で五十二年目に入りまして順調な景気、これがイザナギ景気を抜くであろうかどうか。言うならば、本年の我が国の景気見通しを長官はどうおとらになつておられるか。特に、最近のファンダメンタルズの一、二を取り上げてみますと、例えば設備投資等については、民間の調査あるいは三月五日の日銀の短観等におきましては、本年度一・一％前年対比増。従来、この三年間、毎年一四から一六％アップの設備投資をしてまいりましたのが急速な減速をしておるところでありまして、これらが今後日本経済の前途にどういうような影響をもたらすのか、非常に懸念をされる数字が出てきておるところであります。

また、あわせまして、物価も極めて世界の最優等国の日本ではございまして、消費者物価はここの二、三ヶ月、一月は四・二％、二月は東京の都区部で三・八％、近來まれに見る高水準。こういうような問題から、人手不足、高賃金あるいは高金利がコストにはね返るとか、いろんな問題がありまして、今後物価の先行きも予断を許さないのではないかと存じます。アメリカ経済、世界経済、そして日本経済の今後の趨勢いかにということとを長官にお尋ねしたい。

五分で御答弁いただくのは申しわけありません。よろしくお願ひいたします。
○國務大臣(越智通雄君) 藤山先生のもとで薫陶を受けられました経済に強い斎藤先生でございまして、心してお答えしなさいいかぬかと思つております。

湾岸がああいう格好で終わりました、世界経済のマイナスイファクターは余りなかったんじゃないか、こう思つております。ただ、湾岸がなくなっても、実は世界経済ここ数年間、ともに国によって違ひこそあれ好況を呈していましたので、ここへ来てちよつと先行きが各国とも心配でございます。しかし、それに対しては、OECDでございます。しかし、関係者の会議もございまして、本年、一九九一年世界好況という格好にはなるまい、このような見通しでございます。

殊に、先生のお問い合わせの米国に關しましては、昨年の十月一十二月からリセッションに入りました。アメリカ政府の答弁では、大統領経済諮問委員会のドクター・テラーという方、この方はナンバートでございまして、一月に東京にお越しいただきました私もお話をいたしました。彼も、彼はアーリーサマーという言葉を使いましたが、まあ六月ごろをイメージしているんじゃないかと思ひますが、リセッションから抜け出すと、こういうことを言つておりました。大統領の教書におきましては年央という言葉が使われておりまして、リセッションから脱却できる。九一年がマインスの〇・三、九二年はむしろプラスの三・三ぐらゐの経済成長を見込む。ただ、湾岸の動きの中で経済企画庁の審議官を派遣いたしました方々各国に聞かせましたところ、ちよつとそれは延びるんじゃないか、アーリーサマーがアーリーワインターになるんじゃないかという懸念があったんでございまして、湾岸の終わり方がこういう格好でございまして、恐らくアメリカ政府の言うような格好でリセッションが終わるんじゃないかと、このように感じております。

ただ、いわゆる双子の赤字の中で、国際収支の方がわりかしまだ改善の努力が見えられます。ところが、財政赤字の方は大変厳しい。グラム・ラドマン法をこの間改正いたしました。改正したグラム・ラドマン法では、いつになったら財政赤字がゼロになるかということが書いてございせん。現状においての対策はいろいろ書かれておりますけれども、

ども、将来的な見通しとしては大変厳しいんじゃないか。そういうアメリカのファンダメンタルズが表面化してきますと、アメリカ経済どうなるかなと思つておるんです。

実は、ここ数日間は大変なドル高でございまして、一ドルが百三十八円ぐらゐでいったかと思ひます。私も逆に懸念いたしまして、日本の物価対策としてもちよつと困るし、そのような数字がもしかして反動安が来ると、反動ドル安が来ると怖いという意味では注意して見ておりました。昨日あたりから各国の協調介入が始まったという報道もございまして、私まだ確認はいたしておりませんので、対処の仕方を慎重にやつていきたい、こう考えております。

第二に先生の、日本経済の見通しについてでございますが、私も三・八％の経済成長を平成三年度見込ませていたんでございまして、これは過去二年間五％以上の成長をした方からいいますとかなり減速感が出てくる。高速度路から時速四十キロのところへ出たぐらゐの感じは出てくるんじゃないかと。成長がマイナスということとはめつたに日本の経済でなかったんですが、プラス二％でもかなり不況感が漂います。全国平均二％というのは、地域によつてはマイナスが立ちまして、あるいは業種によつてはかなりマイナスが立ちますものだから、二％まで近づいては困る。ただ、今日の世界経済の中で、日本経済が五％を二年続けられたというのは大変よかった方でございまして、五を越す数字も考えられない。まあ三・八というあたりが一番いいところじゃないか、こう思つております。

その中で、先生御指摘のように、設備投資が確かに一番心配な点でございまして、これはあえて言えば経営者の主観的な判断で決まるものですから、今各銀行あるいは新聞社等の出しております平成三年の設備投資に関する経営者の意向調査、大体一％プラスから二％プラスぐらゐでございまして、ただこれが、プラスが立っているときには、まあどちらかというと上方修正しまして、昨年でも

十何%になりましたけれども、年初の見込みでは五、六%と答えた方が多かったわけでございますので、ある程度まで上がつてくれるかなと、昨年のような設備投資の上昇はありません。そもそも私どもの方では六・八%までしか見込んでおりません。まあ五、六%まで設備投資が上がつてくれればいいなと。ただ、これには実は、利益率が下がつてきて金利が上がつていまして、利益率マイナスの金利という数字が経営者としては設備投資のときの非常に大きな判断要素でございますので、そこら辺の設備投資誘導の環境もある程度状況によつて整えていかなくやらない、このように感じているところでございます。

最後に、物価についての御質問がございました。確かに、消費者物価はかなり数字が高い。その点では心配いたしておりますが、昨年一・六%と考へましたのが三・一%ぐらいに、平成二年度分でございますが、なりそうでございます。原因としては、昨年前半の円安傾向、それから後半の石油高、そしてこの第四・四半期に入りまして冬場の暖冬異変、これらがいずれもマイナスに悪い方に影響いたしておりますが、本年は、まあ石油の値段にしましては紛争以前よりもより低い状態に入つておりまして、何とか考へている二・四%いけるんじゃないか。生鮮食品の影響はこの三月中旬で脱却できると見ております。石油もクルドオイルが下がつておりまして、ただ一時ナフサを中心に石油製品が下がつていなかったもので、それから、この引き下げを、通産省初め皆様の御努力で原油とかなりくついついてきました。

あとは一番心配な労賃でございますが、これは春闘が労使の健全な御判断で済めば、本質的な生産性といえますか、そうしたもので吸収できるようなものであれば、このこと自身が大きなインフレ圧力にはなるまい、このように感じております。ぜひとも、物価を安定的に、消費者物価で二・四%、卸売物価で横ばいという平成三年度の目標達成に努力をさせていただきますと思っております。

○斎藤文夫君　ありがとうございます。

○委員長(名尾良孝君)　午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時二分開会

○委員長(名尾良孝君)　ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○庄司中君　午前中は経済動向とか、そういう点でお話しになりましたので、私は最近とみに懸念を増しております物価問題を中心にして質問をいたしたいと思います。

御承知のとおり、日本の経済は緩やかな調整過程に入つておりまして、そして湾岸戦争も終わりましたし、そしてバルブの調整も行つていまして、そういう点では健康体を取り戻しつつあるというふうに思ひますけれども、一つだけ懸念材料となつておりますのはやはり物価問題であります。先ほど長官の方から大まかな説明がございましたけれども、あの説明を踏まえまして、少し具体的な点に触れてみたいというふうに思ひます。

まず、御承知のとおり物価が去年の暮れから急に騰勢を高めてまいりました。例えば、国内の卸売物価をとってみますと、十一月から二%で高目の上昇傾向を見せている。先ほどからもお話がありましたように、特に私は問題となりますのは消費者物価だろふと思ひます。消費者物価も十一月から騰勢を強めてまいりまして、十一月には四・二%、そして一月にはまた四・五%、あるいは東京都の速報でも三・八%というふうに、非常に高い方向に向かつていっているところでございます。

先ほど長官から説明がありましたが、大抵そんな心配することはないんじゃないかと、というお話でありまして、企画庁の方からは物価の峠は越えんだというお話も流れてくるわけでありまして、そうしますと、峠を越えた理由と

いうのは一体何だろうかと。どちらかといいますと、国内的な要因によつて動いてきているというふうに見えますので、峠を越えたという理由は一休何だろうかという点をまずお話しいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(田中野君)　最近の物価動向を見ますと、今お話がございましたように、消費者物価につきましては、二月の東京の総合指数で前年比で三・八%の上昇とこういうことでございまして、かなり高い数字になつておるわけでございまして、これも、この中身といたしまして生鮮食品の高騰がかなりきいておるわけでございまして、二月の東京について申しますと、前年同月比九・七%の上昇になつておるわけでございまして、これが一月には二割の増加というふうなことで、二割一割、こういう生鮮食品の高騰が続いております。そこで、この二月につきまして生鮮食品の上昇分を差し引いて考えますと、前年同月比では三・四%ということになりまして、総合指数でございしたくよりは低い数字になるわけでございまして、これはもちろん生鮮食品、特にその中核となりますのは生鮮野菜の急騰でございまして、これはかなりの部分が天候の要因に基づくものでございまして、昨年の九月からの台風、それからその後の冬における暖冬、それからその後の寒波というふうないろいろな天候の要因が重なりました。急騰しているわけではございまして、これ自体非常に重要な消費者物価の要素でございまして、いろいろ対策を打つたりしておりますので、いろいろところでございまして、漸次落ちつきを取り戻すであろうというふうに一つ考へておるわけでござい

ます。

この生鮮食品を除いた部分につきましても、まだかなり高いではないかということがあつたわけでございまして、その一つの要因はやはり湾岸危機に基づきます原油価格の高騰でございまして、これが八月から既に原油価格が急騰をいたしましたわけでございまして、元売の仕切り価格が上昇に

転じたのは九月、十月でございまして、十月が原油価格という点でのピークであつたわけでございます。十一月には元売仕切り価格がほぼ据え置き状態になりまして、十二月以降これが低下の局面に入つたわけでございまして、

それで、これはまず卸売物価にあらわれますが、それに続きまして消費者物価におきましても、十二月の下落が消費者物価段階では東京、全国ともに一月から低下ということになつたわけでございまして、原油価格の急騰に伴います石油製品の消費者物価における動向、これは石油製品三品目ほど物価指数に含まれておりますが、これで見ますと、一月にマイナス一・六、二月にマイナス一・八ということ、連続して既に低下の局面に入つていわけでございまして、元売仕切り価格の方は少なくとも三月までは下落が続くというところでございまして、これが四月までの消費者物価に反映されてくる。

そういったしますと、石油の影響はマイナスがこれから続いてくる、こういう状況でございまして、そういう点におきまして、今回の湾岸危機に基づきます原油価格の急騰、それに伴ういろいろな波及効果、これは既に峠を越えて、むしろ影響としては物価を引き下げる、消費者物価を引き下げる方向に動く局面に入つてい、これが私どもの見方でございます。

○庄司中君　今のお話を聞きますと、主として国内の卸売物価、つまり物です。主として原油の話でありますけれども、

もう一つ、例えば経済がサービス化を強めてまいりまして、サービスの経済に占めるウェイトが大きくなつてい、大きくなつてきますと、消費者物価に影響してまいりますのは、卸売物価は物が中心でありますからそれはそれでいいわけでありまして、原油の動向である程度抑えることができるといふことは言えるだろうと思ひます。消費者物価になりますと、経済のサービス化が行われておりまして、サービスの動向によつて消費者物価が非常に影響を受けやすいという状況

が片方においてはあろうというふうに思いますが。今はまだ卸売物価、原油の動向だけが原油から石油製品へと、それから消費へとという形で説明がありましたが、もう一面のサービスピケの動向ということをやっぱり押さえる必要があるだろうというふうに思います。

それで、きょう特に日銀にお願いをいたしました。日銀が最近開発をされました例の企業向けサービスピケ指数といいますが、SPIという問題につきまして、私非常におもしろい指数じやないか、これからの物価動向を見る上で非常に意味があるんじゃないかというふうに思いました。

それで、日銀の方にお伺いをいたしますけれども、SPIを最近開発されました発表されたわけでありまして、かなり前からの動向をとらえていらつしやる、あの統計を見ますと。そうしますと、去年の四月ごろからサービスピケの騰勢が、上昇傾向が顕著になっているというのがございます。私が見ました場合には、これは前年比でございまして、四月六月が三・六、七月九月が三・五、そして十一月が三・九、十二月が三・九というふうになり、高い数字にサービスピケが動いていっているというふうに思います。

そして、またさらに品目をとって見ますと、下がっているのは金融とか保険とか通信、これはもう料金が下がりましたし、自由化が行われましたから、当然そういうことになるだろうというふうに思います。しかし一方では、上昇しておりますのが諸サービスピケであるとか不動産賃貸、オフィスの需要、不動産の部屋の需要が非常に窮迫していますから賃貸料が上がるとか、あるいは情報サービスピケであるとか、あるいは物流に非常に関係を持つております運輸とか、そしてさらに広告というのが上がってきているわけでありまして、特に、この背景をとって見ますと、やっぱり人件費の影響が大きいんじゃないだろうか、物流費が非常に上がったというふうにごさいますと、つまりサービスピケの場合には、製造業と違って、何

といたしますか、生産性がカバーすることが非常に

難しいわけですね。人手がどうしても要る。特に、情報サービスピケなんかは専門的な仕事ですから、やっぱり需給関係というのは非常に難しいということになります。

ある方面からの話によりまして、例えば不動産の賃貸というのは先行指標じやないのかという、つまり消費者物価の先行指標じやなくて、運行指標じやないかという声も聞かれます。オフィスの部屋代が上がりますと、それは当然価格に転嫁をされるということになります。日銀がこのSPIの性格を規定しておりますように、消費者物価指数については先行指標である、卸売物価指数については補完指標であるというふうにあの本の中には規定をされておりますけれども、例えばSPIの最近の動向、そしてあくまでもSPIというものは消費者物価の先行指標であるというふうな性格づけをされておりますが、この先行指標という意味、今でもいろんな議論がありますけれども、そういうふうにしていらつしやるのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

○参考人(小島邦夫) お答え申し上げます。企業向けSPIでございまして、我が国の経済のサービスピケが進展する中で、企業間で取引されるサービスピケの価格動向を総合的にとらえるという目的で私も開発した指標でございまして、ただいま御指摘のとおり、いわば物の価格動向を示す卸売物価指数のサービスピケというふうな格好になろうと思っております。

そこで、お尋ねいただきました企業向けSPIと消費者物価指数との関係でございまして、SPIとCPIとの関係がどの程度安定的かといった点につきましては、実はこれSPIを発表いたしましたのがついでに、これは初めでございまして、過去五年間程度にさかのぼってしか計数がとれておりません。その程度の限られた計数でしか適及できないということのために、もう少し今後データの蓄積を待つて分析を重ねる必要があるかというふうには考えております。

ざいまず運送料でありますとか、電話料でありますとか広告料でありますとか、それからリース料でありますとか、さらには不動産賃貸料というものがつきましては、CPIの対象品目の製造だとか流通だとかの過程におきまして経費項目として含まれてくるということとございまして、そういった点から見ますと、やはりSPIはCPIに付してある程度の先行性を有するというふうにごえらるというふうにごさいます。

以上でございまして。

○庄司中君 SPIを消費者物価指数の先行指標だということにしますと、これからの消費者物価指数について一つの懸念材料となっていくというふうにご受け取ることができらると思っておりますけれども、その辺はそういうふうにご受け取っていいのかどうかお答えいただけますか。

○参考人(小島邦夫) ただいま委員御指摘のとおり、昨年の十一月十二月の企業向けSPIでございまして、前年比で三・九の上昇というところとございまして、その前の期が三・五の上昇というところとございまして、上昇率をやや高めているというところとございまして。さらに、人手不足の深刻化でありますとか全体としての製品需給の引き締まりの状況が続いておりますので、こういったことが今後物価をめぐるといふことについて引き続き十分注意していく必要があるのではないかというふうにご見えております。

○庄司中君 ありがとうございます。

それでは、物価に作用します個別な要因につきまして質問をしてみたいというふうに思っています。企画庁の方のさっきのお話ですと、原油の動向というお話がございました。午前中の質問の中にもその点がかなり触れられておまして、その心配するような状態ではないというお話でございまして、一つだけこれから原油の価格が上がっていく要因を考えた場合に、例えばOPECで今会議をやっておりますけれども、それ以外に考えられる条件をいたしましては、アメリカが新エネルギー政策を決定いたしました。そして、その新エ

ネルギー政策の中で、前にアメリカはやつたわけでありましてけれども、やっぱり出したわけですが、これも、国内のエネルギー開発をやっていく。つまり、国内の石油の開発をやっていくという政策が入ってきております。国内でエネルギーを開発する。アメリカの場合ですけれども、コストがやっぱり中東とは違いますが、国際的な価格がある程度高くなれば開発が進まないという条件がありますよね。そして、ある専門家の話によりまして、その価格というのは二十ドルを超えらる。ある人によりまして、二十五ドル以上でないとアメリカの国内のエネルギーの開発は進まないだろう、こういうふうな指摘も実はあるわけでありまして。

湾岸戦争でアメリカが主力になりまして終結に向かったわけでありまして、中東に対する影響力という点からいいますと、戦前よりもはるかにアメリカの影響力が強くなっているというふうにごえらると思います。ですから、これからの原油の価格の動向の中で、つまりアメリカの新エネルギー政策、国内のエネルギー開発問題、これがやっぱり大きな影響を持つていくんじゃないだろうかというふうにごえらると思います。この点につきましてはどういふふうに見ていらつしやるかお話ししたいと思います。

○政府委員(黒田直樹) 原油価格の先行きについてのアメリカの政策との関係という御質問でございまして、まず基本的に今原油価格というのは、先生御承知のように大体スポット価格、要するに市場での価格に連動して決まるシステムになっております。そういうことで、結局市場での需給関係というのがベースになっていくわけでごさいますけれども、そのほかにいろいろな心理的要因その他市場でいろいろな要因から決まっております。現状でございまして。

それで、今先生の御質問の中に、今ちょうど石油の需要というのはこれからごく短期的にいわゆる不需要期、石油の需要が少なくなる時期になつていくわけでごさいますと、そういう状況の中で

OPECの關係監視委員會というのが開かれてい
るわけでございます。この動向は、今はまだ真
最中でございまして、どういう形で結論が出され
ていくかというのはまだわからないわけござい
ますが、そういう要因のほかに、今先生御指摘の
ようにアメリカの問題がございました。

確かに、石油の開発という面で見ますと、やは
りどうしても中東のコストが一番安いわけござ
いまして、アメリカの油田、特に小規模な油田開
発ということになりますとコストが非常に高くな
ります。しかも、それが長期的な見通しのも
とで高いレベルが維持されていくということにな
りますと、なかなか開発、投資意欲というものも
出てこないわけでございます。そのレベルがどれ
ぐらいかというのは、いろいろデータあるいは議
論があるわけでございますが、むしろ産油国側の
方でそういった小規模な油田開発等が行われるよ
うなレベル、あるいは石油以外のエネルギーに
転換していくような限界的な価格のレベルとい
うのは大体二十五ドルから三十ドルぐらいと言わ
れているのが一般的でございます。

それで、今先生はアメリカの政策が価格にとい
うことでございましたけれども、最初に申し上げ
ましたように、市場の中で決まってくる、それか
ら全体の需給というのが問題になっていくわけ
でございます。逆に、例えばアメリカの方で生産が
ふえるということになりますと、世界の全体の需
要がそのときどうなっているか、それからアメ
リカ以外の生産がどうなっていくかということに
もかかってくるわけでございます。例えば、大き
ないわゆる中東の産油国が大量に生産を続ける
というふうな状況ですと、またそのときの需要に
よってはそういった価格の維持が難しくなるとい
う面もあるかと思ひます。結局、世界の需要と、
今申し上げましたようなOPECあるいは非OP
EC、いろいろな産油国との供給の状況との相関
關係で基本的には決まってくるのではなからう
か、こういうふうに思っております。

○庄司中君 需給關係で価格が決まるというの

大体今までも石油ショックの後そういうふう
なってきたけれども、一方的においては、
やっぱり上がった下がり下がり下がりという話
も実はあるわけですね。そしてまた、それを支
える幾つかの要因も実はあると思うんですよ。

そこで、もう一つ考えられますのは、これもい
ろんなところから言われておりますけれども、サ
ウジが今まではシェアを問題にしていましてよ
ね。おれのところの石油産出量が全体の中でど
ぐらいの位置を占めるかということが、やっぱり
サウジの一つの経済構造の特徴だろうというふう
に思ひますね。最近では必ずしもそうじゃない
んじゃないか、シェアの問題と価格志向という二
つの面をどうもサウジは持っているんじゃない
かということになりますと、原油が余り上った
り下がったりするののもやっぱり困ると、産油国
とりましては、そして、さっき言ったアメリカの
ような比較的長期の政策が入ってきますと、恐ら
くこれからは今のようないくつかの半ばである
か、そういう状態はちよつと考えるにいいんじや
ないだろうか。

ですから、需給だけで問題を見るんじやなくて、
比較的これから中期ぐらいの目で例えば物価を
抑えるにしても考えていく必要があるんじゃない
か、私はそういうふうな考えです。消費国に
しましても産油国にしましても、需給關係で上
り下がりはある程度あってもいいわけですね。
も、あんなひどい大きな流れというのは必ずしも
いいことじゃないかというのがあると思ひます。そ
ういふいわば中期的な見通し、需給關係だけじゃ
なくて、今までのパターンじゃなくて、それはど
ういうふうな押さえていくか答弁願ひたい。

○政府委員(黒田直樹君) 先生御指摘のとおり、
物価あるいは経済政策全般の面から、それから
私もやっておりますエネルギー政策の面から
も、やはり中期のあるいは長期的な見通しのもと
に政策を進めていく必要があるということ、も
う御指摘のとおりだと思ひます。

それで、湾岸危機が始まる以前の状況として世

界で一般的に言われておりましたのは、世界の石
油の需要というものが特に発展途上国の需要を中
心に着実に増加している。伸び率自体がそれほど
大きいというわけではございませんけれども、ま
あ微増という形で世界全体としては需要がふえて
いく。これに對しまして、産油国の供給というの
がだんだん追いつかなくなっていくんではないか
というふうなことが一般的に言われておりました。
た。したがって、国際エネルギー機関、IEAの議
論の中などでも、九〇年代の半ば以降ぐらいには
だんだん逼迫していく可能性が強い、こういうよ
うな見方が示されていたわけでございます。

ただ、そういう中で産油国が実際に持続的にど
れぐらい生産できるのかという能力につきまし
て、必ずしも確たる産油国側が情報を提供いたし
ておりませんでしたものですから、その辺の見通
しについてはいろいろ議論があったわけございま
す。今後この中長期的な石油情勢を考えていきま
す場合に、やはり世界の埋蔵量の三分の二が中東
の五カ国ぐらゐに集中しているわけございま
す。そのうちの二カ国は今回紛争になりましたク
ウェートとイラクというところでございまして、
でも、御承知のように、クウェートの油田の復旧
というものも、まだはっきりした状況はございま
せんけれども、もとの水準に戻るにはやはり二、
三年とか数年とか、そういう見通しもあるわけ
でございますし、イラクの方はちよつとまた別の
事情にあるわけでございます。

そういうことで、そういった状況も考えながら、
しかも一方では、先生御指摘ございましたように、
いわゆるOPECの諸国の中で穏健派と言われ
ていくのは、いろいろな二次にわたるオイル
ショック以降の経験と申しますか、そういったも
のから、どちらかといへば価格の安定性というよ
うなものも志向しつつあるようにも見受けられる
わけでございます。

そういうことから、私どももいたしましては、
できるだけそういった主要な産油国とは意思疎通
をよくしながら、場合によってはいろいろな協力

關係の強化というふうなものも進めながら、今後
とも石油の安定供給に遺漏ないように努力をして
まいりたい、こういうふうな考えているところで
ございまして。

○庄司中君 これからの原油の需給關係、当面の
需給關係だけじゃなくて、恐らく湾岸戦争後の各
国の政策みたいなものが絡まって、これが価格の
形成にかなり大きい作用を及ぼすんじゃないかと
いうふうに考えられます。

それから、私が物価に非常に懸念を持しますの
は、何といいますか、原油だけじゃないわけす
ね。例えば、為替レートの問題も非常に大きいわ
けであります。物価に影響を与えるというウエー
トから見ますと、こちの方が大きいだろうとい
うふうに思ひます。そういう点で、午前中もお話
がありましたように、湾岸戦争が終りましてア
メリカ経済の早期回復というやつがはやされまし
て、そして円が非常に弱くなっている。日銀が介
入したという報道もございしますけれども、ドル高
の傾向が出てきております。アメリカ経済には
基本的なところで問題がありますから、これが一
直線に進むというふうには思ひませんが、原油の
問題と為替の問題が複合したらやっぱり大きい。

そして、さっきの日銀のお話にもありましたよ
うに、サービス価格がどうも上がってきておる
懸念材料だということがあるわけでありまして、
それから、これからの点につきましては、注意
深く素早く見ていかなければならない、物価問題
というのはいくつかあります。設備投資がど
うも伸びが小さいということになりますと、頼り
になるのは消費でありますから、消費に物すごく
影響を持つのはやっぱり物価だろうというふう
に思ひます。この辺は長官を含めまして非常に慎重
に、しかも素早い対応をお願いしておきたいと
いうふうに思ひます。

もう一つは、物価要因の一つの問題としては、
先ほどもちよつと話しましたように、物流費にし
まして情報サービスにしまして、物流費にしま
す件費の問題、人手不足という問題が非常に大き

だろうというふうに思います。これも中期にとつてみますと、これは労働省が策定していますように、九〇年代の後半になりますと労働力の供給というのは非常に狭まってまいります。今でさえこれ窮迫していますから、非常に大きい影響を与えていくだろうと思います。

例えば、労働省が集計しておりますような有効求人倍率なんかをとってみましてもずっと去年から一・四ですね。つまり、人が欲しくても採れないという状態が続いているわけでありまして、その点でも物価の問題、物価に影響を及ぼす問題、とりわけ物価のコアの部分として人手不足あるいは賃金の上昇ですね。賃金が上がるとは、長官がさつき言いましたように生産性が上がればかえっていいわけでありまして、サービス業の場合には必ずしもそういうふうになっていかない。特に、この問題については注意を払っていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので先へ急がしてもらいまして、内外価格差問題について二、三お尋ねしてみたいというふうに思います。

三月の五日に最近の調査、去年の十一月から十二月に行われた調査についての報告が出てまいりましたけれども、私もこの報告をずっと読ませていただきましたけれども、総体的には余り変化がありませんね。昨年三月の三月と今度の十一月の変化がございせん。そして、そういうことを踏まえましてちょっと質問をしてみたいわけでありまして、一番大きい問題というのは、どうも流通の問題がありそうだというふうに思います。例えば、アメリカの銘柄を日本とそれからヨーロッパで売る価格をとって見ますと、日本とヨーロッパでは余り差がないですね。逆に今度はヨーロッパの銘柄をアメリカと日本と比較をしますと、アメリカの方が猛烈に安いわけですね。つまり、流通問題をとって見ますと、アメリカと日本を比較した場合に日本はかなり大きい問題があるんじゃないだろうか、こんなふうに思います。そういう点で、これは通産と公取にお聞きした

いわけでありまして、例えば輸入総代理店問題というのが提起をされてかなりもう長いわけですね。長いわけでありまして、例えばブランド商品を見ても物すごく違いますが、アメリカと日本では価格の差がありますね。プラザ合意からもう六年ぐらいたっているわけですが、円高は進みましたけれども、それがどうもうまく解決をされていないというふうなことがございまして。そういう点で、通産の方が去年の六月に商慣行の改善指針というものをしましたよね。改善指針を出しましたけれども、実際にはこの周知を図るということだけでありまして、この改善指針が実態面に本当に影響しているのかという問題がございまして。これは通産にお答えいただきたい。

それからもう一つは、独禁法の観点からいいますと、公正な取引が行われているのかどうかというのが問題だろうというふうに思います。例えば、公正取引委員会も不公平、不公正な取引方法の規制に関する運用基準、これはまだ原案でございまして、去年も提起いたしましたけれども、事実やっぱり価格の差が大きいわけでありまして、特に、ブランド商品についてはそのことが言えるわけでありまして、本当に公取はその運用基準の原案を出したからいい、それで済んだというふうにお思いになっていらっしゃるんじゃないだろうか。もっとしっかりと監視をするとか摘発をするとか処罰をするとかという具体的な手を打つ必要があるんじゃないだろうか。この点について通産と公取の方から御返事をいただきたいというふうに思います。

○政府委員(坂本吉弘君) ただいま御指摘のうち、商慣行の改善に関する私どもの取り組みの状況でございまして、昨年六月に商慣行改善指針というのを私どもも出して、民間の事業者の方でこの指針に沿ってそれぞれこれを実行してもらいたいということで、通産省所管の百四十一団体に周知徹底を図るということをしたところでございます。

内外価格差問題を生ぜしめている幾つかの要因の中で、一つの想定ではございまして、商慣行の中で、例えばブランドイメージを背景にした希望小売価格あるいは建値とどりの販売といったようなこともその一因ではあるのかというふうな考えまして、これも一つの改善の要因として策定をいたしましたわけでございまして。そしてまた、業種別の指針でございまして、私どもの方で、それぞれについて懇談会を設けてその周知を図ろうとしたところでございますけれども、これだけではやはり価格の形成に関しては、これだけではすべてというものではございまして、そういった点ではこの点も含めて、私も今後とも各団体及び各企業に商慣行の改善を迫ってまいりたいというふうに考えているところでございまして。

○政府委員(天部丈太郎君) 内外価格差の発生する要因といたしましては、委員から御指摘いただきました輸入総代理店のほかにも、公的規制ですとか流通機構の零細性、多段階性ですとか、あるいは各種の取引慣行それから地価などのコストの要因ですとか、あるいはまた我が国の消費者の購買行動などもあるかと思えます。公正取引委員会では、こうした内外価格差が発生する背景に競争を阻害するような要因があれば、それを排除していくということが重要であると、こういうふうな考えております。価格カルテルですとか、それから小売価格を維持する行為あるいは総代理店が並行輸入を妨害するような独占禁止法に違反する行為に對しましては、厳正に對処しております。

それからまた、その違反行為に對する抑止力を高めるという観点から、カルテルの課徴金の引き上げに關しまして独占禁止法改正法案を今国会に提出しているわけでございまして、これに加えて、今後刑事罰の適用ですとか損害賠償制度が効果的に活用されるための措置をとることとしております。

それから、御指摘のガイドラインでございまして、このガイドラインは、違法となる行為を明らかにすることによって違反の抑止を図る、防止を

図るということと同時に、一般消費者や取引の相手方にも周知させることによりまして、それが抑止力として働いていくのではないかと、こういう目的で考えているわけでございまして、現在公正取引委員会の原案を示しまして、最終的な作成を現在やっているとございまして。

公正取引委員会では、今後とも流通分野におきます効率性、開放性を一層高め、消費者の利益を確保するという観点から公正、自由な競争の維持に努めていきたいと考えておりまして、こうした施策が内外価格差の解消にも資するのではないかと、このように考えております。

○広中和歌子君 日米経済摩擦について伺いさせていただきます。

湾岸戦争が一応終わりを告げ、米国を中心として世界の安全保障について新たな秩序づくりが模索されている中で、日米の経済関係に再び焦点が当たるとの考えられているからでございます。

経済摩擦についてでございますけれども、今非常に大きく取り上げられておりますが、これは実は古い問題ではなからうかと思えます。中尾大臣の御本を読ませていただいた中でも、若かりしころ二年間ワシントンに滞在されて、アメリカ議会に自由に入られ、その仕組みについてつぶさに学ばれたという御体験の中で日米経済摩擦についても触れられていらっしゃると思います。そのときお持ちになった問題意識が今とほとんど変わっていないことに、私は非常に感銘を受けたんです。初めは繊維、次いで鉄鋼、自動車というふうに日本の安い製品がアメリカの市場を乱すことからくる個別の品目ごとの摩擦であつたと思えます。当初、次いで、アメリカ側から今度は日本の市場に参入しようとするときにさまざまな問題にぶつかる。その難しさについてのアメリカ側の不満が高まり、特に工作機械、情報産業、アメリカの得意としていたこの分野においても、競争力において非常にフラストレーションを感じ始めたアメリカは、最終的には日本の政治、経済だけではなくて、政治、社会、仕組みそのものに焦点を当てた話し合

いのが持たれるべきではないか、そういうことで日米構造協議が開かれております。こうした一連の経過の中で、日本の市場開放は現実には少しずつ進み、関税のみならず非関税の障壁も次第に排除されてきたのだというふうに思っています。しかしながら、こうした改善と反比例して日米間の経済摩擦が強くなっている理由は何か。通産大臣として経済企画庁長官もお考えがございまして、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(中尾栄一君) ちょうど二十三年、四年前ころからございましょうか、私もたゞいま中委員に御指摘いただきましたように、三つくらいの段階で日米関係の推移と申しましうか、そんなものをいつも感じておるのでございまして。これは、私の二十代の若かりしころとは別にしまして、国会に出てから二十四、五年たつわけでございますから、そのころからの推移を見届けただけでも三つくらいの起伏があったような感じがいたします。

一つは、やはり日米関係がちょうどある意味において山場を迎えていくといましようか、一番当初私が言われましたのが、かれこれ二十何年か前にアメリカの上院下院を問わず不満の不定愁訴として上がってきたのは、百億ドルのトレードイン・グイン・バランスを超えていくような状況の場合には、我々は黙って見ていくわけにはいかないと、というのが大体共通の認識だったような感じがいたします。百億ドルの前までのイン・バラだったならば、当然のこと疲弊し切った日本がこれだけ回復途上にあり、そして我々はそのオー・ブ・マ・ケットのオー・ブ・ソ・サ・エ・ティであるだけに、日本の、言わねば模倣作品であれ、あるいは海外から資源を求めてそれを再加工し、それを外国に輸出する、それを買って行くことに全くやぶさかではないし、それがマーケット、市場であらうという観点から百億ドルまでは我慢できるという認識から少しく脱却してきたころには、その百億ドルをはるかに超えていく時代がそのころであったと思ひます。

かというて、決してそれによって日米間が行き詰まったというのではなく、むしろアメリカの方が私の観点からは譲歩が相当に見られまして、そしてどちらかといえば再加工し輸出してくることも結構。しかし、すべて原点を追って考えるならば、テレビにしても自動車にしてもハイテク・ノロ・ジトにしても、もともととはいへばすべて欧米社会でつくっていったものを、いわゆるクリエイティブな頭じゃなく、言うなればブレイン・スト・ミングといましようか、日本の国はそれなりに非常にスマートな頭のいい国民ですから、それを物まねする、物まねと言っておかしな言い方でございしますが、まねていく。テレビでも原点は、部品は何ら変わっておらないけれども箱だけを変えるんじやないかと、そして最後には、それをさらに延長線上に乗けて、こちらからチャンネルをばちつとやれば画面もばつと変わるといふようなものまでつくっていった、今度は再輸出する。そのためにアメリカにはとうとう原点としてのオリジナルなテレビさへもつくる会社がなくなくなってきた。テレビをつくる会社がないということを目撃した人が何人知っているだろうかと言われ続けた時代もございまして。

さばりながら、そのころにはまだ非常にジェネロシティがありまして、しかし日本の国もそういう問題は抱えておるだろうから、むしろ日本の国のハイテク産業や、あるいはビデオ産業、テレビ産業、自動車産業がどんどんアメリカに進出してきてくた。そしてアメリカ人を使ってくれば我々自身の生きるべき道もある。そういうコー・デイ・ネーションというものは考えられないだろうかといふ時期もしばらく続いたかと思ひます。そのころも、私は非常に危機感を感じておりましたから、もうそれが十四、五年前でございまして、うか、私もアメリカの議員団六十三名でございまして、日本にチャーター機三台でこの国会へ呼んだことがございまして、で、デヴィジョンを五つに分けて、農業それから貿易さらに防衛

というような問題に幾つか分けて、科学問題も入りましたが、そこで自由民主党のみならず社会党、公明党、民社党各位の方々に全員いろいろと代表お出になって賜りまして、ちょうどこの国会が閉会中であつたから、これを五日間借り切りまして、そしてデヴィーティングを各デヴィジョンでやっていただいたことがございまして。

そのときに、私は貿易委員会のメンバーの言葉で非常に思い当たることが一つ二つございまして。といひますのは、何名かのアメリカの議員は日本の鉄鋼関係の会社へ連れて行ってくれと言つて、鉄鋼会社に私もが御案内申し上げましたら、そのスピードの速さ、生産性の速さ、そしてまた活性化、こういうものに物すごく驚きの声を出しまして、我々はこれではいかにも古いものたがみついておつた、我々の方が間違ひであつたことに気がついたら、こう言ってお帰りになつた覚えもございまして。そのころの議員人は、十数年たつてみますと、昨年私も久方ぶりにアメリカの議会を訪ねまして、ずっと歴訪してみまして、たけれども、そのころのお年を召した議員の方々はほとんどおやめになっていまして、そしてお若い議員、ジュニアの議員がたぐさんお出になられて、ああこんな議員もいたのかという感じがいたします。そのような局面、まだその点は大きなジェネロシティを持って日本を抱えておつたアメリカが、辛らつにしかも深刻に、しかも日本に対してもうデヴィンションな考え方ではなくアタックするような構えで出てきたのは、十年この方ずつと潮のような勢いが続いたような感じがいたします。それが歳々年々そのように続いたと私は思つておるのでございまして。それが目下日米間の一番大きなフリクションにつながつたと私は思ふわけでありまして、その意識において私は単にアメリカを責めるといふ気持ちにはなり得ない。

というのは、私の暫時の体験的な姿からそのように感ずるので、オー・バー・ラッシュ的な日本の、

どちらかといへばアメリカの俗的な一般の国民からいへば、一体どちらが戦争に勝つたのか負けたのかと、私の陰でふつと云うようなことをひひつと耳にする、アメリカ人もそういう心情はあるんだらうなと思はざるを得ないような心境もございまして。かといひて、私は決して決してプロアメリカだけではございせん。むしろ、国際的視野に立つてなおかつ日本を忘れない、こういう土壌といふものをいつも私は若い青年層には訴えておるのでございまして。そういう中でありまして、今委員のお言葉でございまして、これは感想として述べると言ひますので、一つの感想として私も申し上げました。

我が国自体は、御案内のとおり一九八〇年代を通じて累次のアクション・プログラムの実施、それから前川レポートに基づく経済構造調整の推進によりまして、日米経済摩擦の解消を念頭に置きつつ市場開放に努めてきたと、こういうわけでございます。アメリカにも問題がございまして。しかし、世界の全体的な常識から見ても、日米間のどちらが相当得手勝手なことをやっておるかということとを組上のせられて多国的に訴えられた場合には、相当日本に対する厳しい声が世界にあるといふことは私は断定しても結構だと思つておるくらいでございます。

そういう中であつて、八〇年代前半に実施されましたアクション・プログラムは、主として関税率の前倒し引き下げ等輸入の水準措置を対象としてまいつたと思つてございまして。当時のドル高等を背景に日米貿易収支の不均衡がさらに拡大したという観点から、八〇年代後半には前川レポートに基づく内需拡大というものを中心といたしましてマクロの経済構造調整を行つてきたわけでございます。こうした結果、我が国の工業製品の関税率が主要先進国の中では最も低い水準を達成いたしました。また輸入面でもアメリカからの対日輸出増加額は最近三年間の合計で大体二百三億ドルというわけでございます。一九九〇年のアメリカから英米向けの輸出総額に匹敵する規模になつて

まいったと、こういうわけでございます。

他方、八〇年代を通じて、経済活動の国際化、世界貿易の拡大というものが一層進展いたしました。日米の相互依存関係がますます深まってきましたことから、単なる水際措置あるいはマクロ政策のみではございませんで、日米それぞれの政府のハートマン・イゼンションあるいはミクロの国内経済構造にまで踏み込んだ対応が必要となるに至ったと、こういうわけでございます。こうした摩擦の性格の変化を背景といたしまして、一九八九年以来日米間の双方の対話といたしまして、日米構造問題協議に取り組んできた、またその時代に入つたと、こう言つても間違いはなからうと思つてございます。

日米関係は、我が国にとりまして最も重要な二国間関係の一つでございます。今後ともその相互依存関係を深めていくものと考えられる次第でございます。その過程で、今後とも時には摩擦を生むこともございましょうが、また予測もされませんけれども、両国間の緊密な対話、協調、協調というのを極めて大事でございまして、この協調を通じてこれを克服する以外にはない。そして、お互いに相手の立場で考えてやる気持ちと申しましようが、そういうものを考え合いながら、克服するものは克服し、健全な二国間の関係を発展させていく以外にはお互いのレーゾン・デートルはあり得ないというように私は解釈するものでございませう。

幾つかの変遷もございました。しかし、決してアスパリットな変遷ではなくお互いにコーディネートしながら、協調しながらともどもコエグジステンスででき得るという可能性というものを十分秘めた日米間の関係である、またあり得ると私は確信を持って眺めておる次第でございます。

○広中和歌子君 大変いいお話をありがとうございます。

今現在でございませうけれども、アメリカが構造協議で求めているのは何か、日本は具体的にいかにしてそれに対処していけるのか、そういうこと

について通産省の側から総合的なお話を伺いた

○政府委員(島山襄君) 現在、日米構造協議はフォーアアップの段階を迎えておりますけれども、その中でアメリカ側が主張いたしておりますことの主な点は、第一に、日本の経済構造、産業構造の中で系列の問題をどうするかということでありまして、それから第二に、やはりそれにも関連いたしまして、日本の競争秩序の確立を求めているということ。それから第三に、流通の問題でござい

ますが、この問題については先ほど来御答弁申し上げておりますように、大店法の改正その他手を打っておりますので、主として第一点、第二点の系列の問題それから競争構造の問題、そういった点が今主眼になっているところでございます。

○広中和歌子君 これの対応の仕方はどうなんでしょうか、大変に難しいような気がいたしますけれども。

○政府委員(島山襄君) 確かに、例えば系列と申しましても、簡単に申し上げるといい系列、系列のいい側面と悪い側面とあるわけでございます。長期的な企業経営視野に基づいて製造業者と流通業者の関係ができていくというようなことが、必ずしも否定的なものとはばかり解釈されないわけでございます。したがって、その系列の中の悪い側面、例えば仮にそれが独禁法に違反するようなことがあるとすれば、そこについて独禁法の厳格な運用をしていくとか、そういうことで対応していけばいいのではないかと、というのが私どもの基本的な立場でございます。

それから、無論競争のより一層の促進という観点からは、公正取引委員会が独禁法の改正案その他を、例えば課徴金について強化の方向でつくろうとしているというように対応をしているところでございます。

○広中和歌子君 いわゆる行政指導とか、それから規制でございませうね、それは競争の阻害要因として問題提起されておりますでしょうか。

○政府委員(島山襄君) 行政指導そのものが競争

の阻害要因として取り上げられているということにはございませうけれども、行政指導が競争を阻害しないようにするということは、今回アメリカから指摘されるまでもなく、従来から私どものとっている方針でもございます。向こうが今特に行政指導に関して言っておりますのは、その透明性の確保でございませう。したがって、私もどうもできるだけの行政指導の内容を公表するといひます。できるだけ文書化もしていくという方向で対応をしているところでございます。

○広中和歌子君 少々古い話になるのかもしれませんが、ウルフレン、オランダのジャーナリストとか、アメリカのフアローズとか、プレス・トビツ、チャルマス・ジョンソン等、こうしたいわゆるリビジョニストと言われる人たちが日本社会の構造的閉鎖性を指摘しているわけですね。日本は自由主義経済というふうには言っているけれども、しかし制度的には西側とは非常に違うんだと。向こうのそういう言い方には理があるようにございまして、私などから見ても、例えば円高になつてもちつとも輸入がふえないとか、それから週休二日制ということになりまして、実際の労働時間は減らないということ、つまり生産性は以前にも増して上がつてしまつたといったようなことで、要するにどういふふうに対応してい

か西側としてはわからない。もうこうなつたら、これはウルフレンだけの結論かもしれませんが、これも日本に対しては、いわゆる自由主義体制の一員として扱うのはやめて、別口に扱つた方がいいんじゃないか、日本には管理貿易をといったような声があるわけでございます。通産省のお立場としては絶対に否定なさりたいところだとは思ひますけれども、今度は両大臣にお答え、まず経済企画庁長官にお答えいただけますか、御感想を。

○国務大臣(越智通雄君) 広中先生にお答え申し上げます。

管理貿易という声が一部の国にある時期起こつていたことも知っておりますけれども、もう先生御高承のとおり、日本は原料を輸入して加工して

製品を他国に売る、そういう経済の仕組みでございます。もう世界各国とまんべんなく自由貿易でやらせていただかなければいけないという意味におきましては、管理貿易というのはもう何としてでも受けとめるわけにはいかない。今、いわば一種の日本特殊論みたいなものがあるという御指摘もございました。

ただ、アジアの国の中におきまして一番西欧文明に近づいているのは日本でございます。アジア全体の中では大変開けた格好をとっているわけでございますが、最後にやっぱり西の方とアジアの方との間に、何と申しますか、フリーリング差というのがあります。そういう点は私も心して努力して、それを乗り越えて世界経済の中の一員に本當に認知してもらえようと思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) 私は、広中委員に率直に申し上げますが、二十余年前に田中内閣総理大臣がグアム・ドクトリンというのを当時のアメリカの大統領ニクソン氏と発表したことがございました。その八項目かと私は記憶するんですが、それは定かではございません。

我々お互いにオープンソサエティでいくことを堅持する。しかし、その堅持する中において我々の次のチャレンジは、クロースドソサエティ、閉ざされた社会をオープンソサエティにもつていくことに我々のチャレンジの意義があるということを確認し合つていくことだと思ひました。そのオープンソサエティが世界の中における自由マーケットとともに大きな意味において功を奏していることは、この一昨年の出来事以来ずっと見ましても、言うなればそれがナチュラレンデンシーと申しますか、当たり前の動向であつたんだとも言えなくは思ひます。

そういう中であつて、米国の一部に日本が米國等と異なつたルールで経済が支配されている等の特殊性を特に指摘いたしまして、そして、先ほど言われました対日貿易の管理貿易の導入を主張する声があることは私は十分承知しております。

しかし、もちろん今経企庁長官からお答え賜りましたように、文化面におきましても日本も各国と同様に固有の特色を有するのでございますから、経済面では、日本経済は市場メカニズムという、米同等の同一のルールにより動いておりまして、特殊なものではないと考えておるのでございます。また、日米間における管理貿易の導入は、世界が目指している自由貿易の実現を妨げかねない結果になります。世界経済に深刻な影響を与えるものであることも事実です、全く不適切なものと考える次第であります。

したがって、米国政府も、本年二月の一九九一年大統領経済白書におきましても、管理貿易は経済の弾力性を減じている、生活水準を低下せしめるとして、これに絶対反対の立場を明快にしておる次第でございます。我が国は、ウルグアイ・ラウンドの成功等を通じて、より自由でより開放的な世界経済システムの実現に向けて、最大限の努力を傾注していくことが最も肝要であろうと考える次第でございます。

○広中和歌子君 ウルグアイ・ラウンドにイニシアチブをとるといふように先ほど同僚委員の御質問の中でおっしゃいましたけれども、日本は具体的にどういふことをなさるおつもりでしょうか。

例えば、農業問題でございますけれども、保護度というんでしょうか、アメリカもECもそれぞれに保護政策をとっておりますけれども、比較をいたしますと、日本がやはり保護の程度は一番高いということでございます。この農業保護に関しては、保護をしてほしい団体というのがいっぱいございます。また、そのほか地場産業、これは農業じゃございませんけれども、先ほどの御質問にもありましたように、それぞれさまざまないわゆる伝統産業と称するところからの反対の声もある。そういう中で、どのように調整していらっしゃるおつもりなのか伺いたします。

○政府委員(山田義典) 農業の各国の保護の状況でございますけれども、今広中委員は日本が一番保護の程度が高いという御指摘でございました。

が、まあ最近日本も相当農産物についての自由化は進んでまいりまして、例えば関税率にいたしましても、日本の農産物の平均関税率は九%であるのに対して、ECは二%でございます。アメリカの場合は御指摘のように三%ということで低うございますが、関税率はECよりは低いというようないことがございます。

また、輸入制限の品目数でございますが、アメリカはウエバーで十四品目もございます。日本もだんだん減らしてまいりまして、今たしか十七品目かなんかでまあ似たり寄つたりの品目の数になつておる。そして、かつアメリカがよく言いますように、結果はどうなんだということ言いますと、日本は世界一の農産物輸入国ということでもございますので、特定の品目についての御指摘のような閉鎖性の強さはございますけれども、一般的な水準からいたすれば、そのような閉鎖的にはなっていないんじゃないかというふうに私も私どもは見ております。

○國務大臣(中尾栄一君) 農業問題は、農水大臣おられることでございますから、これはその担当にゆだねることになってまして、特にどうやってイニシアチブをとっていくのかという問題、例えばガットの信頼性を損なう代表例として挙げられる一方的措置の封じ込めのための対応などが挙げられるのではないかと、こう思うのでございます。

例えば、一方的措置を封じ込めるためには、まず現在のガットの紛争処理手続の改善強化、このようなものが必要でございまして、ちなみに、現在の紛争処理手続におきましては、パネル報告の結果について、不利な判定を受けた国を含めて、全参加国の合意がないと採択されない仕組みになつておることは、委員十分御存じのとおりでございます。通産省としましては、こういう問題を迅速にかつ的確に、友好裏に改善して紛争処理を行うことができるように積極的に対応していきたい、こういうようなことが必要だと考えておる次第でございます。

○広中和歌子君 ちょっと話をあれですけども、

日米経済摩擦の中で、多くはかなり感情的な部分もあるような気がいたしました。日本がかつてはアメリカの弟子であった。弟子が先生を超えるといつたようなところにかんがりのフラストレーションがあるんじゃないかというような気がします。アメリカの産業の競争力について、例えばアメリカ国内でもMITIの産業生産性調査会の提言などがございまして、日米構造協議の場で日本はアメリカにどのようなことを要求しているのか。そして、アメリカという土壌の中でどのようなリーダシップが発揮されてそれが実行されているのか。

何か日本でマスコミからの情報を伺つてみますと、日本だけが言われっぱなしといった印象を受けるんでございますけれども、アメリカの政府だけではなくて国民全体が、そして政治家もどのようにならなければならないか何したいと思つておる。○政府委員(山田義典) 日本がアメリカに構造協議の中で要求している事項の主なものを申し上げますと、まず海外からのアメリカへの直接投資、これがアメリカの産業の国際競争力を高めるわけでございますので、その直接投資に対する制約をいいますか、そういうものを除去しろ、あるいは開放的な投資政策を堅持しろということを要求いたしております。これに対しては、アメリカの政府も、主として財務省が中心になりまして、そういう開放的な政策を堅持するということを主張しております。これに対しては、かなり閉鎖的な法案を時々出している。ただ、アメリカ政府はそれに拒否権を行使しているという状況でございます。

それから、製造物責任制度がございましてけれども、アメリカは非常に煩瑣でございまして、各州ごとに違ひまして、これが企業の競争力を弱めていくという面があるものですから、これを少なくとも全国統一されたものにしてはどうかということも提案をいたしました。出しましたけれども、この前議会の中では審議未了になっております。

これは遺憾な点でありまして、また引き続きそれをやつてもらうということで強く要求をいたしているところでございます。

また、メートル法でございますが、アメリカだけがメートル法を採用していないものですから、アメリカの品物が日本のあるいは世界のマーケットに合わないということがありますので、メートル法に統一をしようというようにいふことを言つております。先方は、一九九二年に政府だけメートル法にします、しかし民間についてはまだしません、しませんといふんです、民間の勝手にしておきますといふようなことを当初言つておりました。それが最近になって非常に民間側にもメートル法を採用しようという意欲がわいてきていますのでございまして、この点は進歩であろうと思つております。

全般的に米國産業がとかく短期的な利益を追求しがちでございますので、例えば四半期ごとの決算の報告義務がございましてけれども、ああいうものを直してはどうか、少なくとも半年に一回とかあるいは一年に一回とかそういう程度に直して、多少長期的な視野で経営が行われるようにしたらどうかといふことを言つております。これに対しては、しかしアメリカの政府は反対をいたしております、なぜ反対かといふと、株主の保護のために必要なんだといふことを言つております。ですから、私どもとしては、アメリカの貿易収支がなりなんなりが一番大事なのか、それとも株主の利益が大事なのかといふことで、貿易収支の重要性をもう少し重く見てほしいといふことを要請しているところでございます。

○広中和歌子君 先ほどアメリカは結果主義だといふ言葉がありましたが、市場開放の結果主義から見ると、やはり何と云つても貿易黒字が解消することだろうと思つてます。もしそのような方向に行つたといふしたら、単にアメリカだけでなく世界各国との貿易黒字でございまして、日本の経済はどのような影響を受けるんでしようか。

○政府委員(堤富男君) まず、貿易黒字の状況を簡単に御説明いたしますと、一番新しい九〇年の統計では五百二十二億ドルの黒字を出してございますが、これを国別に見ますと、アメリカが三百八十億、香港がそれに続きまして百九、シンガポールが七十一、あと台湾、ドイツ、韓国なんという国が続いております。

それから、時間の流れでいきますと、八五年の俗に言いますブラザ合意、大きな円高への動きがあつて以来、大変収支状況は着々と改善をしていくわけでございます。特に、輸入の方の改善が大きございまして、通関ベースでいきますと、当時八五年のとき二百三十九億でございましたけれども、千三百億ドルぐらいの輸入をしておつたものが、九〇年で見ますと約二千四百億ドル、約倍増しておるわけでございます。

そういう意味では、黒字という動向が少しずつ改善をしておりますが、まだ依然五百億ドルという数字はそう小さい数字ではないと思っております。これが今後どういう方向で改善していくのかどうかというのが一つの大きな方向となると思いますが、その中でやはり輸入の増加というものを我々が少しずつ図っていく必要があるかと思っております。

○広中和歌子君 お伺いしたかったのは、その後の問題で、大変難しい問題かもしれないけれども、日本が輸入を図つていった場合、輸入を増大していった場合に、国内産業に与えるインパクトを含めまして経済にどのような影響があるかということですね。

○國務大臣(越智通雄君) 大変設定の難しい議論でございますが、日本の黒字、アメリカの赤字が減る場合に二つあるわけでございますね。

アメリカから日本に対する輸出が大変にふえていくというケースが今御指摘の点でございます。今向こう側が売りたい物、それは日本の産業に押しつけてかなりインパクトの強いものでございます。農産物系統でございます。この格好で日米間のインバランスが直つていった場合には、直

した場合と申しますか、日本経済の局所的な摩擦は非常に大きいんじゃないかなと、こういう感じがいたしております。

でも、日本のアメリカからの輸入は一生懸命ふやしてはいるわけでございます。インバランスが直らない原因は、それにつれて向こうがどんどん買つてくださるからという格好でございます。でも、もしアメリカ側が日本からの輸入を何らかの格好で非常に制限した場合、それは日本の経済成長に對しまして、一応外需の寄与率は今マイナスが立っている程度でございますから、ひとところの大きな大きなインパクトはないと思ひますけれども、やはりその分だけ大変日本の経済成長にとつてはマイナスファクターが出てくると。それ以上に、実はアメリカ経済の方が、そういうことがなかなかしにくいような仕組みにまでアメリカにとつての日本からの輸入がビルトインされてしまつていゝるのではないだろうか、こんなふうに見ておるわけでございます。

○広中和歌子君 そういうことを私も感じますし、つまりこの貿易の関係を日米間、バイラテラルで見ただけには非常に難しい問題があると思ひますけれども、もうちょっと視野を広げて、特にアジアNEESなどの貿易を考えられたらいかかと思ひます。

日本がどのような国に黒字をつくつていゝるかということを見ますと、結構アジアの国々そしてECの国々があるわけですが、そうした特にアジアの場合、日本と競合しないような結構品物があるんじゃないか。そちらからもつと製品輸入をしてあげることによつて、アジア経済を活性化するという形で貢献することができるとはなないかと思ひますけれども、現実性のあることなのかどうかお伺ひいたします。

○政府委員(堤富男君) 確かに、アジア諸国との関係では、日本側が黒字になつていゝるケースが多いわけでございます。

ただ、一方で日本側からの輸出の多くは、アジア諸国のいわば生産財になるような、人間で言

ますと筋肉になるような部分を輸出してゐるということがございます。その結果、アジア諸国のいわば経済発展というものは、最近世界の成長セクターと言われるような非常に大きな発展をしておるわけでございます。

他方、アジア諸国あるいは発展途上国からの製品輸入状況を見ますと、これも最近五年間で、製品輸入だけでございまして、百億ドルから三百三十億ドルになる、約三・三倍の増加ということでございます。これは日本という市場がいゝれば発展途上国に對して市場を提供するという形で国際貢献をしておるといふ状況にあるわけでございます。

ただ、こちらに輸入される製品は、例えば繊維製品のような物もございまして、これは国内産業との関係でなかなか難しい問題がありますけれども、最近この繊維につきましても二・八倍に五年間で伸びておる。さらに、これは一部日本企業のLDCに投資をした逆輸入という格好をとつてきておるのが一部あるかと思ひますけれども、機械関係の輸入、部品などの輸入というの、これも最近五年間で四・五倍という増加状況にあるわけでございます。大きい意味では、補完関係にある中でアジア諸国との関係は発展をしていけるのではないかと私は思つております。

○広中和歌子君 私は、国会に、政治の世界に入つていただいで五年目になりまして、最初の入つた年でございますが、予算委員会であつて消費者の立場から質問させていただきたいということですね。

そのときに、円高差益が十分に品物に反映されていゝない。そのほか、さまざまな消費者の視点から見たらおかしいことがあるわけでございます。なぜなのか、なぜ日本の消費者が余り文句を言わないのかということ、私なりに考えてみますと、円高のおかげで、徐々にではありますけれども、差益も還元された結果なのかどうか。少なくとも物価は長いこと上がらなかつたし、そして経済全体が上向きになつていゝために給料も高い、そし

て失業もほとんどないと言つていゝほどである。そういう状況の中で、満足度が高いのかなと思つたわけですが、しかし何と云つても、日本のいろいろな仕組みを見ておきますと、生産者中心というんでしょうか、業界中心であつて、消費者が無視されてゐるのではないかと、そのような感じを非常に強くしたわけでございます。

経済企画庁としては、消費者のためにもいろいろ御努力なさつていらつしやるのではないかと。例えば、国民生活センターなども設けていらつしやいますけれども、そのほかどのような努力を今まで払つていらつしやるのかお伺ひいたします。

○國務大臣(越智通雄君) 先生御指摘のように、消費者の立場に立つての政治というのか、行政があるべきだ、このことにつきましては、佐藤内閣の半ば、昭和四十三年に消費者保護基本法というのをつくりまして、そのときに総理大臣を長とする消費者保護会議というのをつくりました。年々合をいたしております。特定の官庁を消費者のために考へるというよりは、全官庁の中に消費者のスタンスから物事を考へる態度を要求した方がよりよからうという発想でございますので、ほとんど全閣僚に近い十七閣僚を網羅して会議をいたしております。各省いゝれば各つかさつかさでその考へ方を持つていただきたい。しかし、その中におきまして、経済企画庁は国民生活局というのを持ちまして、国民生活審議会をいただいておりますので、その中心としてやつていゝかなきゃならない。今おっしゃられました国民生活センターなどではいろいろな事業をいたしております。一生懸命、殊に消費者に對しての情報提供とか、それから不当な売買についてのチェックとかいたしております。平成三年度におきましてかなり予算を拡充いたしまして、機能の強化を図つていゝるというところでございまして。

○広中和歌子君 情報提供ということでございますけれども、どうも十分でないような気がして仕方がないんです。きのう、たまたま国民生活センターから出されてゐる大変いゝ小冊子がございま

して、本当にいいことをいって書かれているんですけれども、その発行部数ということで伺いましたところ大変少ないんですけれども、ちょっと実情を御説明いただけませんか。

○政府委員(加藤雅彦) 御指摘の「国民生活」という雑誌は月刊でございます。発行部数は三千部でございます。ただ、国民生活センターでは、このほかに「くらしの豆知識」という、これは年一回発行しておりますが、二十五万五千部出ております。それから、そのほかにここに「たしかな目」という雑誌がございます。これは今隔月刊でございます。まして、毎号三万二千部ずつ発行しております。隔月刊でございますので、先ほど大臣が申し上げましたように、予算の拡充に伴いましてこれを月刊にしようというふうに考えております。そのほかにも、ラジオとかテレビ番組を提供しますとか、それからここに「データ・バンク」という雑誌がございますが、こういう雑誌をもちましていろいろな情報を消費者に提供しているところでございます。

○広中和歌子君 御努力を大変評価いたしますけれども、日米構造協議で非常に危険だと思っております。現在の仕組みを強引に変えようと思っております。どうしても国内の中の摩擦というふうなこともあって、それが翻って対米への悪感情になる、そういうふうなこともあるわけでございます。

そういう中で、何かいい考えはないかなと素人なりに考えるわけですが、日本で流通機構が非常に複雑だというふうになっておりますけれども、例えば私は、どこでもよろしいんですが、沖縄でも北海道でもこの島でも、または幕張メッセでもどこでもよろしいんですけれども、見本市会場のもっと大型のものを、そして直輸入、直販といったような、そういったサンプルをつくっていただければ、わざわざ日本人は大学して海外に買物ツアーに行くこともないんじゃないかと。大変それも楽しみの一つかもしれないけれども、少々ひんしゅくを買っている部分もあったりでございます。まして、海外に行かなければそうした楽しみ

が味わえないというの残念なことでございますので、そういった新たな取り組みなどもお願いできればと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(堤重男君) 委員御指摘の点は私も大変理解を進めている点でございます。既存の流通過程をそのまま無理に通して物を売るといふ点はなかなか難しい点もあると思います。したがって、むしろ物を先に見せてそれを消費者にお分けするということになるのではないかと。

その候補といたしましては、例えば個人輸入を進める、カタログで注文すると簡単に輸入のそういう商品が買える。ただ、これはまたいろいろにせ商品だとかということでもだまされるようなこともあって、信頼性も重要でございますが、そういうことも私たちの方で製品輸入促進協会というのがございますが、そこで大変力を入れてやっております。

それからもう一つは、並行輸入というふうな格好で進めるという格好もあるかと思っております。もう一つ先生のおっしゃった見本市というんですか、見本市で関税をかせずにその場で即売するというのは、今度は関税法上の問題があります。関税法は先ほど御説明がありました。必ずしも日本の大きな障壁にはなっておりません。

それで、余りフリーにしてしましますと、安全性とかそういう点はやはりまた国の目が届いた方がいいという消費者の声もございまして、そういう点は当然チェックをしながら、最近考えておりますのは、国際総合流通センターという今構想がございます。これは全国に十一カ所今名のり構想を上げております。日本の卸売業者あるいは小売業者と外国の輸出業者とが同じ建物の中に入りまして、その中で自分たちの商品を見せたい、すぐにそこで即売をしていくというふうな形で、むしろ輸入品をたくさん集めてすぐそこで販売ができるというふうな構想を進めております。先生のお考え方には我々も賛同しております。

で、むしろこういう構想をよろしく御支援いただければありがたいと思っております。

○市川正一君 午前中も取り上げられましたけれども、去る二月九日に起こった関電美浜原発二号機の事故は、SG細管がギロチン破断し、放射能を含んだ二次冷却水が大量に二次側に漏れ出し、ECCS、緊急炉心冷却装置であります。これが作動するという大事故でありました。もし一歩対応を誤ればスリーマイル島事故のような惨事になるところでありました。

これに対して、私、二月十二日に直接中尾通産大臣にお会いをいたしまして、そして原因の徹底究明と抜本的かつ全面的な総点検、そしてその調査結果の公表などを緊急に申し入れさせていただきました。そこで、午前中の議論の上に立って質問いたしたいんであります。細管のギロチン破断の原因は、振れどめ金具、以下AVBと申しますが、これの接着ミスということが報ぜられております。二号機の使用前検査から始まって、これまでの十数回の定期検査の際にこの振れどめ金具の点検はどうなっていたのか、まず伺いたいです。

○政府委員(向津一郎君) お答え申し上げます。美浜二号機の件につきましては、まず昨日でございまして、今先生お話のございましたように、原因究明を精力的にやっております。金属破面の調査の結果、疲労の破面が見えているということ、それからAVBが設計どおり入っていないというふうな報告がございまして、それをあわせて評価いたしまして、高サイクル疲労による破断に至った蓋然性が高いんじゃないかというふうに評価しているわけでございます。

それで、本件につきましては、今振れどめ金具が設計どおり入っているかどうか確認する必要があるというところでございまして、関西電力に對しまして、美浜二号機、これについては実地に検査、調査しなさいと、それ以外のものにつきましても過去のいろいろな記録がございまして、それについて検査をしなさい、調査をしなさいと報告を求めています。

○市川正一君 私の方は問題を絞って聞かさせていただきますので、それに即して御答弁賜うたら幸いです。

おります。

それで、本件でございますが、使用前検査、定期検査につきましては、まず使用前検査は相当前の二十年前につくられたものでございます。そういうことで、耐圧部分についての検査その他は法令に基づいてやっていたわけでございますが、AVBについての検査というのは当時ございません。それから定期検査でございますが、定期検査につきましても、蒸気発生器につきましては、細管全数につきまして渦電流探傷装置、ECTというのをやってきて、減肉とかあるいは割れにつきましてもECTで確認をし、必要なプラグ等対策をとってきているわけでございます。

今回の事象につきましては、先ほど申し上げましたように高サイクル疲労という新しい事象でございます。そういうことで、我々いたしましては、こういうような事象を今後調査、検討いたしまして、定期検査において改善すべき点があれば、その対応策の中にぜひ入れていきたいというふうに考えております。

○市川正一君 私の方は問題を絞って聞かさせていただきますので、それに即して御答弁賜うたら幸いです。

今お話があったんですが、設計段階でこのAVBを装着する構造になっていたという事は、これがもしなければ細管が振動によって破断する可能性が予測できたならばこそそういう設計になっていると、こう理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(向津一郎君) お答え申し上げます。蒸気発生器の頂部、ここは汽水混合物でございます。そういう意味で、一般的にAVB、振動振れどめ金具というのをいれて設計され、製造されてきているわけでございます。今回の事象は、先ほど申し上げましたが、設計図どおりに入っている振れどめ金具が中まで入っていないというところでございまして、我々いたしましては、今後詳細なチェックはいたしますが、振れどめ金具が入っていないことによって高サイクル疲労により破

断に至った蓋然性が大変高いというふうに認識しております。

○市川正一君 これがないとかぬという設計になつてゐるんでしょう。これがなかったら危ないぞというんでしょう。僕は新しい事象とかなんかというふうなことを聞いているのと違ふんです。設計上それが必要やという事で設計されて、本来入っているはずでしょう。それが入つておらぬというんです。だから、安全のためには不可欠だからA V Bを設計段階からつけてゐるのに、それが確実に装着されてゐるのかどうか点検、確認してゐない、検査もしてゐないというの、どうにも理解に苦しむんです。きょう私が質問するから急に夕べ、きのう発表した、そんな勘ぐりはしません。しませんけれども、話が過ぎ過ぎてゐる。電力会社や政府が、それは安全性を無視してゐるいわば典型やというふうに私思うんですが、どうですか。新しい事象やなんかというのはこれは後でやります。設計図にちゃんとあるものがそれが設置されてゐないというのだから、これはどうなつてゐるのや。

○政府委員(向準一郎君) お答え申し上げます。今先生おっしゃるとおり、設計図どおり振れどめ金具が入つておれば高サイクル疲労というふうには至らなかつたと思われませんが、なぜそういう事態になつてゐたか。それで、現在はE C Tというもので、どうも振れどめ金具が美浜二号機には当該部分についていなかったという事でございしますが、我々実際に例えばファイバースコープ等を入れてみて、A V Bがないことを確認しなさいという指示を昨日したわけでございます。それでございまして、その報告もまつて、現物を見まして、どういふ状態にA V Bが入つてゐないかというのを、もう少し詳しく我々は今後の検討のために調べたいというふうに考えております。

○市川正一君 夕べになつてにわかにそんなあなだ、何とかスコープでやるといふような、これはどうなつてゐるかという、国民は不安を持ちますよ。

それで、そのことは定期検査の際にも、あそこ数千本の細管があるわけですね、その全数についてE C T、要するに渦電流探傷試験、これをしておきながら、設計段階から必要だとして装置されてゐるはずのA V Bについては、全くチェックをしてゐないというところになるんですね。これも常識で理解できぬのですよ。E C Tを実施すれば、自動的にチェックに必要なデータは手に入るわけです。今回のA V B装着の不備は、過去のE C Tのデータを確認してわかつたことじゃないんですか。私はすぐわかることぢやと思ふんです。本当にそうならば、とすれば、それを放置した政府の責任は免れぬと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(向準一郎君) お答え申し上げます。蒸気発生器の細管につきましては、今までリークというふうな事象が出てゐるわけでございます。何回もありまして、それで我々E C Tによりまして割れとか減肉に対して精力的にチェックしたわけでございます。先ほど申し上げましたように、全数の細管についてE C Tをやつてゐる、これは海外にない厳しい検査をやつてゐるわけでございます。それで、割れ、減肉に対しては対応をしてくつてゐるわけでございます。先ほどから申し上げておきますように、今回の事象は、急速な破断、高サイクル疲労による蓋然性が高いというところを申し上げましたが、新しい事象というふうには我々考えておらず、これにつきましては、今のようなA V Bの機能とかあるいは今後の検査のあり方というところについても、十分今後の対応の中で検討していきたいというふうに考えております。

○市川正一君 高サイクル振動による金属疲労が原因で細管が破断された蓋然性が高い。としますと、実際にそれを示す証拠模倣、ストライエーションですか、あれができてゐたというふうに報道されてゐます。これは、非常に今後にも重要なデータになると思ふんで、私自身も研究もし、勉強もさせていただきたい。それで、この細管の破断全体の電子顕微鏡写真を資料としていただき

たいんですが、向さんでなくてもエネ庁長官でも結構ですが、いただけますか。

○政府委員(向準一郎君) 今先生おっしゃいました破断面の観察を電子顕微鏡でやりまして、速報としてきのう報告したわけでございます。これは、まだこれから破断全体についてチェックするわけでございます。とりあえず、チェックをいたした限りで三カ所に先生おっしゃつたようなストライエーションが出てゐると、疲労破面が出てゐるという事で我々こういうような原因の方向と

いうことを方向づけしたわけでございますが、そういうことで今後調査で……

○市川正一君 いや、それを私にくれるんかうれへんか。

○政府委員(向準一郎君) はい。ぜひ、こういう顕微鏡写真その他のデータについては節目節目でまとめ、我々通産省としても本件につきましては報告書をつくる予定でございます。それは公表してまいる予定でございます。その中に入れてよくわかるようにしていきたいと考えております。

○市川正一君 おおきに。大臣にも先日以来いろいろ言うておられますので、その写真をちようだいいたしに参りますから、長官、頼みます。

そこで、念のために確認をいたしたいんですが、このE C Tによる細管の検査では、縦方向の傷などは発見しやすいし、しかし円周方向の傷は発見しにくいというふうに私聞いておりますんですが、その円周方向の傷も、時間が経たなければ発見しやうけれども、E C Tのコイルを工夫すれば発見しやうと、どう伺つております。ところが、この金属疲労については、E C Tではなかなか発見がたい、あるいは発見できないというふうにも聞いておるのですが、私は今後の調査の上からもこのあたりの認識を承りたいと思ひます。

○政府委員(向準一郎君) お答え申し上げます。今先生御指摘のとおり、E C Tは縦方向につきましては、先ほど申し上げました割れ、減肉に対して検出ができてゐるわけでござい

ける一という特殊なE C Tによりまして、周方向につきましても割れとか減肉タイプについてはチェックできるよになつてきてゐるわけでござい

○市川正一君 そうしますと、お聞きしたいのは、A V Bが装着されるべき細管でそれが装着されていなかったのは、今度破断したあの当該細管だけなんです。ほかにあるのか、ないのですか。

○政府委員(向準一郎君) 今、E C Tによりましての当該部分八本についてA V Bがないような記録が出ております。それで、先ほど申しましたように、それにつきましてはファイバースコープ等で現実に現物について確認しようという事で指示してゐるところでございます。

○市川正一君 本数は別として、あれ一本だけではないんです。八本なのがあるいは何百本なのか知りませんが、要するに設計上振れどめ金具、A V Bが必要とされてゐるのに、破断した一本の細管のそばにもそれが装着されてゐないのがあつたんですね、あるんですよ。ということ、装着してゐなくてもそれは破断してゐない。だとすると、論理的に破断の原因が、A V Bを装着してゐるかどうかということだけに原因を単純に安易に結論づけることについては、疑問が残るといふことになつてくると思ふんです。だとすれば、A V Bだけでなくにはかの原因についても、私は、この際公正にどうか厳密に原因を調査する必要

があると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(向準一郎君) お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、細管にA・V・Bが入っていない、それが何本あるということになりますと、力のかかりぐあいというのが、ピーキングファクターと言っておりますが、あそこら辺の流動の状況によりまして力のかかりぐあいが変わってくるわけでございます。そういう意味で、今回の破損管周辺部分がどういふふうになっていったか、力のかかりぐあいが恐らく小さかったから破損というふうになっていないわけでございますが、そういうことで、我々は先ほどもお話がございました金属の疲労破面をチェックいたしまして、あれによりましてある程度の応力、どのぐらいの力がかかっていったかということが類推できるわけでございます。そういうことで、疲労破面のチェックをいたすことによりまして力の状態が確認でき、それで破損のメカニズムというのが類推できると思うわけでございます。

それで、今回当該一本がなぜそういうふうになったかというのがある程度今のピーキングファクター、いろんな議論で説明できるんじゃないかと思っておりますが、いずれにしても精力的に検討したいと思っております。

○市川正一君 その問題については、最終的に大臣にも伺いますけれども、SGについては、信頼性実証試験はどの程度実施なさっているんでしょうか。

○政府委員(向準一郎君) お答え申し上げます。

蒸気発生器の信頼実証試験、我々いろんな設備について実証試験というのを過去からやってきております。それで、蒸気発生器につきましては、四十七年から四十九年にかけて、PWRにつきましては、伝熱管の腐食等が起こったわけでございます。そういう意味で、昭和五十年から五十五年にかけてまして、大型な設備を使いまして蒸気発生器の信頼安全実証試験というのを実施してきております。

○市川正一君 それを伺いましたのは、御承知のとおりこのSGというのは、原子炉の压力容器の中に閉じ込められている放射能とかあるいは高温高圧の水などをわざわざ外へ引き出しています。そして、肉厚がわずかに一・三ミリの細管で外部と隔てられているだけでありますから、最も高度の信頼性が要求されております。

実証試験を今審議官がお話しになったようにされているのにもかかわらず、関西電力のある幹部の言葉をかりますと、知見を超えるような事故というふうに言っておられるんですね。予知しない事故だった。知見を超えるような事故がなぜ起こったのか。とすれば、私はその実証試験自体がやはりもう一遍見直される必要があるんじゃないか。もう一遍それをよく研究する必要があるんじゃないか。私もエンジニアの端くれですけども、その試験結果を資料として本委員会に提出していただきたい。少なくとも、私はそれをもう一遍見直したいというふうに思いますが、この点緒方さんいかがでしょうか。

○政府委員(向準一郎君) 蒸気発生器の実証試験の報告書の件でございますが、今先生おっしゃいましたように、流動試験とか腐食試験とか、いろいろSGに関する当時必要だと思われたような試験が実証試験としてやられているわけでございます。それで、この資料につきましては、先生からも資料の提出のお話があったので、早急に提出させていただきますかと思っております。

○市川正一君 お待ちしております。

そこで、大臣に今までの議論のままと御所見を承りたいのでありますが、今回の事故は、美浜二号機と同じタイプのPWR、普通加圧水型軽水炉というふうに言われておりますが、これがすべて同様の構造の欠陥を持っているんじゃないかというのを思わざるを得ないんです。現在運転中のものは、いつ美浜二号機と同様の事故を起こすかわからないという懸念も、私は率直に表明させていただきます。

ここで指摘しなければならぬのは、通産省が今

回の事故を美浜二号機固有の原因なんだと、すなわち振れどめ金具の取り付けミスということで解決しようとするならば、それは絶対に許されません。きのうあれが発表されて、けさの新聞を見ますと、関電本社の幹部が固有の原因だということで安心感が見られるとも報ぜられているんですね。今までのような事故が外国であった、いやあれは外国のことだ、また炉型が違う。こういうことで、十分な教訓としないまま、このSGについても不良細管が見つかるのを詰めた、それからスリーブを当てる、文字どおりこう薬瓶的な対策でいけば事を済ませてきた。こういう従来の安全行政を根本的に改めることが求められているんじゃないか、こう思っています。

そこで、問題になるのは、定期検査で不良となった細管に施検やスリーブを当てた補修をする方法自体重大問題ですが、しかしこれはさておいても、SGそれ自体の構造上、材料上、実証試験上などの諸問題について根本的な再検討を真剣に行う必要があるんじゃないか。そういう観点から抜本的な検討をこれを契機に開始する。あわせて、現在の到達点に立つて、すべての同じ型のPWRの原子炉の厳密な点検を行うべきではないのか、こう考えるのでありますが、大臣の所見をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(中尾栄一君) 市川委員の大変にこの問題が起りましてからの御熱心な適切な、また処置方法を要請してまいりましたことは、深く感謝申し上げます。

美浜発電所の二号機の蒸気発生器管損傷につきましては、三月十一日の関西電力株式会社からの振れどめ金具に対する報告を踏まえて調査特別委員会が検討しました結果、振れどめ金具が設計どおりの範囲まで入っていないことから高サイクル疲労により破断に至ったという蓋然性が極めて高いとの判断に至っていることは、先ほど来の御討議の中でも知っていただいたわけでございます。通産省としましては、このような問題にかんがみまして、振れどめ金具が設計どおりの範囲まで

入っているかどうかの事実を確定することが肝要であると判断いたしました。関西電力株式会社に対して、美浜発電所二号機については実地検査により至急再確認し、その結果を報告するように指示したところでございます。

また、関西電力株式会社を含めまして外圧水型実用原子炉を有する電力会社に対しまして、過去の検査記録の再点検により、振れどめ金具が設計書どおりの範囲まで入っているのかどうかという点につきましても、確認をするように行なったところでございます。今後は、三月十一日の指示に対する電力各社からの報告も踏まえまして、実はきょう、けさでございますが、私も再度テレビを通じてそのことを国民の各位にもお訴えもいたしましたし、同時にまた、きのうはきのうで事務局レベルからこの細かい報告もさせましたし、それから各電力会社一般に至りまして、そのようなことの必要な措置だけは直ちに講じろというこの総点検というものを私どもの方から通達した次第でございます。

○市川正一君 大臣は初めにえらいサービスいただいたんですが、後の方は、さっきからの議論を踏まえて、何ぞもうちょっと踏み込んでいただいたらなおありがたいんですが、もう時間もございませぬので、もう一点。

今回の事故の際に圧力器の圧力逃がし弁が二つとも作動しなかったという問題があるんです。これもまた重大問題なんです。加えて、主蒸気隔離弁も十分に閉まらず手動で閉めたということも起こっているんですね。これは大問題なんです。一体その原因は何なんですか。簡潔に承りたいのですが。

○政府委員(向準一郎君) お答え申し上げます。

加圧器逃がし弁、これが二つとも開かなかったという件につきましては、現場で加圧器逃がし弁を分解点検したり系統をチェックしたりしたわけでございますが、この加圧器逃がし弁を駆動します空気を送っております空気の元弁、これが

閉められていた、供給されていなかったということとございしますが、これは予備の系統に供給する弁、通常使用しないものというふうに運転員が誤認いたしましたので閉められたということとございします。

それで、これにつきましては、関西電力に厳重な注意をいたしますとともに、作業チェックシステムの改善、それから操作しない弁についての施設管理、それから運転員の教育訓練の徹底、こういう観点から改善対策を講ずるよう昨日関西電力に指示し、改善方を要求しております。

それから、主蒸気隔離弁につきましては、今まで我々は、細管の抜管作業、それから今の加圧器逃がし弁の点検というのを重点的に実施してきておりまして、今後この主蒸気隔離弁についても十分調査したいというふうに考えております。

○市川正一君 今いろいろ改善の方策があったんですが、一番ポイントになるのは、事故時に肝心の弁が作動しない、それは何でかというたら、結局弁を動かす高圧空気のポンプの弁を閉めてしまったというわけでしょう。この弁は共用のために両方とも動かめようになった。大臣、これは一遍現場を見ておくんはなれ。これでは加圧器逃がし弁を二つつけているという安全上の本来の役割が果たせないんですよ。一方を閉めてしまいうたらこっちもアウトです。それでびっくりして手動でやったというんですが、私は、少なくとも今度の教訓に学んで、加圧器圧力逃がし弁のそれぞれの健全性を改めてチェックするとともに、高圧空気のポンプは共用ではなしにそれぞれの弁に独立に設けるべきではないかと思うんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(向津一郎君) 今回の加圧器逃がし弁につきましては、今先生お話しのように運転員が誤認をしたということとございします。そういうことで、我々としては、やはり作業のチェックシステムにも問題があったのではないかと。それから、使わない弁というのは施設管理をして物理的に開かないようにする必要があるということと、それ

から運転員がシステムについてよくわかっていて、教育、訓練という部分も大事でございします。そういう意味で、その三点を中心にして改善策を要求しておりますので、それが出てきた段階でまた必要な措置は考えていきたいと考えております。

○市川正一君 時間が参りましたので、この問題の当事者であり責任者でもある緒方長官に決意のほどを承りたいのであります。

私は、原発はまだ未完成の技術なんだと、いろいろな危険性がこれに伴っているし、事故もある意味では予見できない、そういうふうなこれは関西電力の最高幹部の発言ですが、そういう側面があるわけですね。ところが、実際には電力会社なりあるいは通産省が進めている方向は、定期検査はできるだけ短縮して運転時間を長くする。言うならば、安全性よりも経済性を追求する方向に一気に進んでいると思うんです。そうじゃなしに、今回の事故で明らかになった細管の円周方向のECTをすべての原発で実施していないという問題とか、あるいはまた金属疲労それ自体は発見できないというふうなことから見ても、やっぱり現在の定期検査のあり方を根本的、抜本的に再検討すべきときではないのかというふうに私は考えます。

その点についての御所見を承って、大臣には先ほど所信をちょうだいいたしましたので、私の方はこれで残念ながら質問を終わらせていただきます。

○政府委員(緒方謙二郎君) 先生御指摘のとおり、原子力発電というのは非常に巨大なシステムでございします。設計の段階から製造の段階、運転管理の段階まで安全について万全の体制でやっていかなければならないわけでありまして、

今回のような事件が起こりまして、私ども徹底的な原因の究明をすることがとりあえず急務だと思っております。原因が究明された暁には、これから得られました教訓というものを、万全の対策を講じて定期検査において改善すべきは定期検査

に反映をさせる。その他の使用前検査でもその段階でチェックする必要があるものであるならば、それはその段階の検査に反映をさせるということと、起こりましたことを教訓として、さらに安全性を高めてまいるように心がけていく所存でございしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○市川正一君 終わります。ありがとうございます。

○池田治君 原子力発電につきましての危険性それから安全性確保についての御議論は、午前中から引き続き市川先生のもとでやられましたので、私は少し方向を変えまして、もっと自然界に流れる再利用可能なエネルギー問題について、若干お尋ねしていきたいと思っております。

湾岸戦争も早期に決着いたしました喜ばしい次第でございしますが、この戦争の原因は、イラクによる一方的なクウェートの併合、国際法上許されない侵略に対する法秩序の回復とか平和の回復とか、こういうことが言われておりますが、これも否定できない原因の一つだろうと思っております。また、見方を変えまして裏腹を見ますと、やっぱり経済的な側面、すなわち原油生産国であったということが一つの問題でございまして、この石油をめぐる利権の争奪戦であったとも言えないことはなと思っています。

そこで、我が国も湾岸諸国への石油依存度がもっと少なければ、九十億ドルの拠出をめぐっていろいろ大騒ぎをしなくても済んだのではなからうかと思っておりますが、何せ七〇%という湾岸諸国による石油依存度を持つておる我が国でございしますので、これについては無関心でおられるはずはございしませんでした。したがって、この石油依存度を何とか減少をしていかなきゃならない、この私は思っております。

そこで、石油依存度をどう低下させて代替エネルギーを何に求めるか、こういうことになってくると思いますが、ただいまのように原子力発電に求めますとまた危険性というのが出てまいりま

す。そしてまた、石油や石炭のみに求めると今度はCO₂が発生して酸性雨が降ってくる、こういう被害も出てまいります。そこで、危険性もない酸性雨のような被害もないもので何らかのものを求めていかなければ、今からの地球の保護、我が国の存立ということもあり得ないではないかと、この私はかねがね考えておるのでございします。

そこで、通産省におかれましては、従来からサンシャイン計画とかムーンライト計画とかいろいろ施策を練っておられるようでございします。ちよつと私が見ますと、石油ショック、前の二回にわたる石油ショックでございしますが、この当時には非常に燃えて一生懸命研究開発をやっておられたようですが、最近はややこれも下火になりまして、原油安ということも手伝ってかだんだん熱が冷めてきたような、日本人の特色であります熱しやすく冷めやすいということが行われるんではなからうかと心配をしております。

この点について、通産大臣はいかなる見解をお持ちか、御所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) 委員の最初の御指摘は、総体的に私も全く同じ考え方に立つてございします。先ほど申し述べられました太陽熱利用であるとかあるいはまたサンシャイン計画云々の問題、こういうような問題をめぐります前に、いいますよりは、その問題点は多少各論にもなる形として、私よりも知悉しておりますエネルギー庁の方に答弁をさせたいと思っておりますが、総合的な見解だけを述べてみたい、こう思ひます。

我が国は、過去二度の石油危機を踏まえまして、エネルギーの安定供給に向けて原子力、天然ガスあるいは新エネルギー等の石油代替エネルギーの導入に努めてきたところは委員御指摘のとおりでございします。この結果、我が国の石油依存度が一九七三年度が約七十七%でございました。しかし、一九八九年には約五十八%にまで低下をいたしました。このために、今回の湾岸危機に際しましても、ある意味においては冷静な対処ができたのではないかと私は認識しておりますのでござい

太陽の利用には二つございまして、一つは太陽熱の利用でございます。もう一つは、太陽の光を太陽電池を用ひまして電氣に変える、そういう利用の仕方でございます。

○政府委員(緒方謙二郎君) 代替エネルギーの開

が、これは南の海の上に建物を建てて、その上にソーラーシステムのような太陽の光を吸収する装置をつける、そうして太陽エネルギーを吸収しよう、こういう計画のようでございます。これで試算をしておられますのは、五千四百億円ぐらいで建設できるという先生の発表でございますけれども、この程度のものでかなりの出力、ワットが出るならば通産省もお考えになつてはいかがか、こ

○政府委員(杉浦實君) 多少減っているかと思いますが、いろいろなプロジェクトの終了したものあるいは新しい計画等の関係でそのような傾向があるかと思えますけれども、太陽につきましては中長期的視点ということで努力をしているつもりでございます。

ただいまのお答え、もう少し補充をさせていただきます。

昭和六十年に西条につくっておりました光発電

のプロジェクトの建設が終りまして、それ以降減る傾向にございますが、その運転研究あるいは要素技術の開発ということでは予算額としては減っておりますが、私どもとしては太陽エネルギーの研究開発に力を入れ、ぜひ推進したいと考えております。

○池田治君 一九八五年に九一・六億円、九〇年に至りますと七三・二億円と、これは二十億円近くも減っているわけですが、これで熱を入れると言われまして、私は熱は入っていないんじゃないかな、かろうかと、こう感じるんですが、ひとつこの点もお考え願いたいと思います。

それから、次に地熱エネルギー、これにつきましては今どういう開発をやっておられますか。

○政府委員(杉浦賢君) 地熱エネルギーにつきましては、既に二十万キロの地熱発電が実用化されておまして、現在さらに地熱発電を進めるために、行っております研究開発について御説明をいたします。

まず、全国で地熱の有望な地区の分布図を作製いたしました。さらにこれを精密に絞り込んでいくための調査手法の研究開発、あるいは地熱が必ずしも高い温度でない場合がございまして、低い温度でも発電のできるバイナリーサイクルの技術というようものを現在開発しております。

○池田治君 これについても、予算額は一九八五年をピークとして毎年減ってしまつて、七十三・三億円から五十三・八億円、こういう大量に減になつておるようでございます。これはもう熱を入れてやっていると考へられませんか。

次に、石炭エネルギーにつきましてはかなりの予算はとっておられるようですが、これはどういう過程で、どういう方法でエネルギー開発研究をなさつておるわけですか。

○政府委員(杉浦賢君) 石炭エネルギーにつきましては二つございまして、一つはガス化でございます。もう一つは液化でございます。ガス化につきましては、タービンなどに使うわけでございしますが、液化につきましては、将来液体燃料の不足

を想定いたしまして、石炭を液化する技術の開発を進めておるところでございます。

○池田治君 次に、水素エネルギー、これについて御説明願います。

○政府委員(杉浦賢君) 水素エネルギーは廃棄物が出ない非常にクリーンなエネルギーでございます。その内容を具体的に御説明いたします。現在までに電気分解でございしますが、九〇％以上の非常に高い効率で水を電気分解して水素を得る技術を開発しております。さらに、水素を燃料とした自動車を開発いたしまして、時速百キロメートル以上を得ております。

さらに、これからの問題といたしましては、水素を製造する技術、それを貯蔵する技術、輸送する技術、利用する技術、さらにこれが実用化されるための保安技術などについての研究開発を現在進めておるところでございます。

○池田治君 この点につきましては、これは一九八一年の九・四億円から現在は一・〇億円と、もう九分の一ぐらいに予算は減つておるわけですが、これほど開拓の余地がないわけですか。それとも、まだ可能性はあるけれども、予算がつかなくなつたということでございますか。

○政府委員(杉浦賢君) 水素エネルギーは、非常に重要な開発ということでスタートをいたしました。いろいろ中規模な研究開発を進めてまいりましたけれども、やはり大変難しい点がございまして、少し中長期的に研究開発をする、こういう形に現在の開発がなつておると思つております。

○池田治君 サンシャイン計画はこれで終わりますが、せっかく押しの強い通産大臣を迎えたわけですから、予算をがっちりつとめてもらつて、将来のエネルギーのために蓄えていただきたい、かように念じております。

次に、ムーンライト計画でございますが、これは省エネといいますが、熱の効率利用といいますが、こういうことで、これは通産省の立派な御指導によりまして、世界でも優秀な省エネの効率を

上げたということでございます。これはかねがね敬意を表しております。この点についても、もともと試行錯誤の中で新しいものが出てくるんじゃないかと思つておられますが、通産省は何か新しい対策を練つておられるんですか。

○政府委員(杉浦賢君) ムーンライトの研究開発におきましては、既に廃熱利用システムなど四つのプロジェクトが終了いたしておまして、現在は燃料電池、スーパーヒートポンプ・エネルギーシステムなどの五つのプロジェクトを進めております。

成果について簡単に御説明いたしますと、現在までに吸収式ヒートポンプが国内外約九十カ所で実用化されております。それから、燐酸型の燃料電池、スーパーヒートポンプ・エネルギーシステム、新型電力貯蔵システムなどにつきまして、着実に成果が上がつておると考えております。

○池田治君 この点につきましては、予算は大体横ばい状態からや増加しているようでございしますが、ODAの伸びや防衛費の伸びと比べればまだ少ないんで、これもまたひとつしっかり予算をとつて、今からの日本のエネルギーはこれしかないというところで頑張つていただきたい、かように念願しております。

次に、まだ未利用エネルギーというのがございまして、河川、海水の温度差のエネルギーとか、発電所や廃棄物処理場から出る廃熱、地下鉄の排気熱、こういうものを給湯や暖房装置にして都市の熱需要を賄う。そうすれば、石炭や原発による電気を起こさなくても多少の助かりはあるんじゃないか、こういうことを考えております。このためには、大型ヒートポンプが必要であつたり、パイプラインが必要であつたり、いろいろな器具、装置が必要だと思ひますが、通産省におかれては、この点はいかが計画をなさつておりますか。

○政府委員(緒方謙二郎君) ただいま先生から御指摘ありましたとおりでございます。エネルギーについては、その供給の制約、それから地球環境問題というのが非常に深刻化していくわけ

ありますが、他方では国民生活は快適さを追求していくわけでありまして、民生用の冷暖房需要というものはどんどんふえていくわけでございまして、そこで、いわゆる我慢の省エネルギーではなくて、これまで使われずにむだにしていたエネルギー、未利用のエネルギーを有効に活用していく、こういうことで、ごみ焼却場の廃熱でありますとか、河川水が持つております熱でありますとか、地下鉄の熱でありますとか、そういうものを利用いたしまして地域熱供給システムを積極的に導入していくことの必要性があるわけでござい

ます。その場合、先生御指摘のように、そういうためのいわばインフラストラクチャーの整備に相当のお金がかかるわけでございまして、従来の条件ではほうっておきますとなかなかそういうインフラに対する投資が行われないわけでございまして、そこで、通産省では、平成三年度の予算案の中で、これらについての助成制度をお願いしているわけでござい

ます。これは中身としましては、未利用エネルギーを活用した地域熱供給システムの建設に要する費用の一部を補助するという補助金、それから具体的に地域熱供給をやる場合に、いろいろ関係者のコンセンサスをつくる必要がありまして、そういう基本計画を策定するための費用の補助でありますとか、説明会等普及啓発活動をするための補助、あるいはこれらに関連をする技術開発についての補助をしていくもの等の補助金でござい

ます。それからもう一つは、設備投資をいたします場合に、補助金だけではなくて、無利子または低利の融資をしようということで、財政投融資についても所要の資金の確保をしているわけでござい

ます。技術開発につきましては、この未利用エネルギーを大規模、効率的に利用するシステムを実現するために、ヒートポンプあるいは吸収式冷凍機等の熱プラント技術、それから高密度熱輸送システム技術、トータルシステム技術等の開発に取り

うでもないんだと言いませんが、そういうふうなことに無関心の方が非常に多いですね。だから、五年、十年、二十年先の日本の繁栄、安定、まずそのことは、やはり何と云っても経済である。経済の発展のために、今や何と云っても一度振り返って、原点に返って製造業、生産者というものを考えて見直していく。そのためには通産省も、従来から御努力いただいておりますけれども、まず製造業に対する政策といいますが、生産者に対する政策といいますが、ひとつと強く打ち出していただきたい、これがお願いであります。

通産省、大変御苦労を願っております。十分承知しております。特に、この数年は日米構造協議、日米摩擦の問題あるいは引き続いてウルグアイ・ラウンド等の大変な御苦労、いろいろ承知しております。また先ほど、この戦後日本の経済発展の原因の大きな一つは、我が国は何と云っても通産行政といえますか商工行政、特に通産省の確かな、適切な指導があったことを私も大いに評価をしておるわけでありますから、さらに勇気を持って、いろいろな難音がありましても、従来以上にひとつそういう面でお考えをいただきたい。きょうは経企庁長官もお見えでありますし、また産政局長も通政局長もお見えでありますけれども、このことを特にひとつお願いをしたい、こう思います。

繰り返しますと、経済外交をひとつ優先するという政策をぜひおとりいただきたい。それから、生産者に対する政策を、先取り政策をぜひ強く出していただきたい。

この二つをお願いして、以上で、私の考え方を申し上げて質問いたします。よろしく願います。

○国務大臣(中尾栄一君) 私は、ただいま井上委員のお話を聞いておまして、大変深く感銘を受けました。と申しますよりは、私自身も全く同じ思いできたつもりでございます。

昔の政治家は偉かったというのは、私どもの通例だれでもよく言う言葉ではございますが、私も、

かつて日本民主党政の総裁でありました芦田均先生にお見えしお供をし、なおかつまた吉田先生も陰ながら見送っていただきました。まさに、今言いた経済外交という言葉は、芦田先生もお使いになり、また吉田先生もお使いになり、またここに越智長官おられますが、越智長官の岳父である福田赳夫先生に至るまでが限度だったのかなと思うほど、経済外交ということは今から推進していかなければならぬまい、私は常日ごろ思っております。なにかと、今日までの日本の発展の根底、根幹というものを四つ五つ先生は挙げていただきました。その中で、ほとんど挙げ得ない方が多いございまして、けれども、蔭介石総統閣下の偉大さも挙げていただきました。

私は、今願ひましても、やはり当時の新聞、往時の新聞を振り返ってみましても、思は石に刻めという言葉が私の脳裏の中に、私の青年時代の青春期の心の中にもつておりました。あれだけの、有百万の柳川兵団と言われるあの軍隊を即座に米二合ずつ持たせて帰してくれただの蔭介石総統閣下であるいはまた何故閣下、こういう方々のあの気持ちというものは絶対に忘れてはならぬ、まさに思は石に刻めという言葉がありましても、私はそのとおり今も考へております。

しかし、雪に埋もれたのか雨に溶けたのか、まさにその言葉はすっかり忘れ去られたような感じがするにいたします。日本の根底、心底というものはそういう中にこそなければ、いかにいかに心もなくなっていくに経済だけが繁栄してもどうにもなるものではありませぬ。しかし、経済の根幹があつて初めて日本という国の、この世界に冠たる姿といふものと、また発展途上国に対する支援、支援といふものも重ねてできるわけでございますから、日本の貢献度はそこにかかっていると云つても間違いございませんでしょう。

第二点に先生の言われました製造業、その問題にももつと力を注ぎ、ある意味においては原点じゃないのか、こう言われました。まさにそのとおりでございます。

委員が中小企業の専門家であることはよく存じ上げておりますが、今アメリカのニューヨークに行きますと、日本人は五万人おられます、韓国は大体八万五千から九万人おられます。しかし、かつての日本人のあのニューヨークに住んでおった栄光の歴史を振り返ってみましても、彼らはランドリーであるとか、あるいはまたグロサリーショップといふんですか八百屋さんといふんですか、もう汚れた仕事であれ何であれ、そういうものにいつも手を突っ込んで頑張ったものであります。今やそれが韓国人に全部シフトいたしました。したがって、日本はややハイソサエティ的なステータスを持って、そしてむしろ韓国に抜かれたのであります。私は、韓国の今の青年の目のあの輝きを見ておきますと、日本は一体このままでいいんだらうか、このままの姿で次の世代に渡せるんだらうか、絶えず私も同じ思いで考へておるのであります。

私は、そういう中であつて、この経済外交を推進するに当たって、本当に参議院の商工委員会、諸先生方のこの一致した姿、みんなが同じ船に乗った日本を憂える姿、これを十分に私は押したいだいても頑張っていく所存でございますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。私の所感の一端を述べさせていただきます。ありがとうございます。

○井上計君 終わります。

○今泉隆雄君 いつもは大概私の質問は七番目ぐらいで最後なんです。きょうは何と質問者が多くて十番目ということになりました。ほとんど聞くことがなくなつてしまつて全部削つたので、非常に短い質問で幾つか大臣にお伺ひしたいと思ひます。

大臣は非常に歌が好きということをお聞きして、シャンソン、カンツォーネとかカントーリーミュージック、非常にお好きだということなので、我が商工委員会も非常に皆さん方カラオケが好きなので、ぜひ大臣をうちの委員会のカラオケのVIPにお迎えしたいと思つておりますけれども、

ところで、そういう文化の問題も含めて、最近の通産のいろんな文章、そのほか発言を聞きますと、ゆとりと豊かさという言葉が非常に出てくるんです。去年の五月十五日の通産省公報によりますと、今後演劇、音楽、映画などのそういう文化事業の提供がやはり通産の性格としてとても大事ではないかということが書かれておりました。これは、ゆとりと豊かさ政策小委員会の記事なんです。そういう問題も含めて、前大臣の武蔵大臣のころもそういうお話が出て、養成機関みたいなものを一つつて人材まで育てたらどうなんだというのを大臣がそのころちよつとおっしゃつていたことあるんですが、そのゆとりと豊かさという問題、そういうものも含めて、大臣がどういとお考えをお持ちかちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) 私も、建前、本音それぞれございまして、まずは通産省としての、大臣としての、建前論と言つて怒られてしまひますが、当然流れとしての言葉を申し上げます。また私自身の気持ちも先生にお訴へ申し上げたい、こう思つておる次第でございます。

まず、我が国が経済的に世界の中でトップレベルの地位を占めるに至つたことはもうだれしも否定してないわけでございますが、国民がゆとりと豊かさを実感してない、こういうこともこれまでよく言われる言葉でございます。真のゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現を図るということは、通産政策における主要目標の一つの位置づけとなっております。こう私は感じます。

そのためには、ゆとりと豊かさ小委員会の報告を踏まえまして、昨年の七月に発表されました通産省全体のビジョンである「九〇年代の通産政策ビジョン」におきましても、「地球時代の人間価値の創造」という基本理念のもとに、ゆとりと豊かさのある生活の実現を主要目標に掲げたところでございます。本目標実現のためには、まず消費者の視点の重視、勤労者のゆとりと豊かさの実現、あるいは長寿社会への対応、また女性の社会

進出の支援等、人間生活の多方面にわたる、また多側面にわたる政策の展開が必要であると思うのでございます。その課題には長期的に息長く取り組むべきものが多くございまして、今後とも消費者ニーズに対応した流通構造の構築、労働時間の短縮あるいは豊かな生活環境を実現する環境対策等、できるものから省を挙げて全力で取り組んでいきたいというのが通産省の、また私どもの基本的な考え方ではございます。

しかし、私はいつも感ずるのがありますが、豊かさ、あるいはまた何といいますが実りの多い、先生の言われましたゆとりと言いますけれども、本当にそういう経済的な行動関係だけで、行動体系だけで一体ゆとりも豊かさも生まれるのか。

私は、戦争中は全く本当に中小零細企業の中に育った、洋服屋の一きれ屋の息子でございまして。しかし、心は豊かでございまして。父は輸入業者でございましてから、英国から当時きれを輸入しておりました。私は、きのうも私の秘書官にそんな思い出話をしたんですが、私の父親は怒ったことはございせん。怒ったことはございせん。でしたが、ただ一回本当にはつべたを張られ、お蔵というのに入れられました。そして、お蔵の中に英国から入れたきれをいっぱい入れておりました。私の父親は、小学校三年しか出ておりませんから、全く教育を受けた人間ではありません。独学で英語を勉強し、そして英国から戦前に輸入をして、お蔵にきれを入れておいたわけでありまして。

ただ、私が女の子をたいたという理由だけで、強い子とけんかしてきたならばおれは何も言わない、弱い女の子をたいたというだけで許せないと言つて、私ははっぱたを三つ三つ張られて、きれの上を逃げ回った覚えがございまして。私はその父親を忘れません。また、何と申しませうか、父親があつて私がある、この気持ちも忘れません。しかし、その父親を思い出しますと、絶えず思い出しますのは、教育と教養というものは違つていう私の考え方でありまして。学校を出ておるからといって私は尊敬はいたしません。しかし、学校は

出ていないからといって教養が高い人もおります。教育が高い、学校は出ておるからといって比較的教養の低い人もおります。私は、その教養の高さを選びます。そして、そういう人を、そのような人間像を、そういう青年像を将来つくつていきたいというのが私の信念であることを申し添えておきたいと思ひます。

以上です。

○今泉隆雄君 どうもありがとうございます。

エネルギー問題で聞きしように思ひましたが、池田委員からやられてしまひまして、石炭の問題をやろうと思つたのですが、その石炭の問題で池田委員が聞きにならなかつたことだけちよつと簡単に聞きしただけなのですが、第八次石炭政策が終了するそうですが、今後の石炭政策の中で、もちろん海外の石炭の方が安いということも聞いて知つております。日本の国内の石炭の問題、国内の炭鉱の問題、今閉山されている炭鉱など、そういうものに対してはどういうふうにか考へていらっしゃるのか、石炭の責任者の方いらっしゃいましたら。

○政府委員(土居征夫君) 国内の石炭の問題につきましては、先生御承知のように現在第八次石炭政策というものが実施されておりました。これは平成三年度における供給規模の目標をおおむね一千万トンとして、それまでに生産体制の集約化を円滑に行うということを進めてきておるわけでございます。現在、この一千万トンという目標は残つておりますが、おおむねその趣旨に沿つて進んでおります。と申しますのは、昭和六十一年度供給規模千七百万トンを超えておつたものが、平成二年の見通しでは、一千万トンを切つて九百四十万トンというような状況に來ておるということでございます。

○今泉隆雄君 ありがとうございます。

最後に、物価の問題で聞きしたいと思ひます。この間、牛乳を売っているたばこ屋へ行きまして、突然三月から瓶の牛乳が一瓶十四高くなつたというので、そこのおばさんが言うには、

戦争が終つたのにどうしてこうやってどんどん上がるのですかねという言い方をしております。いろいろな意味で、日本じや食料品が非常に高くて、世界と比べてみますと、約二割、ひどいものは二割五分以上高いというデータをこの間読みました。特に肉なんかは、東京を一〇〇としますと、ニューヨークなんかは三四ぐらい、三分の一ぐらいの状態である。ロンドンでも半分ぐらいの状態である。それから、これは私もなぜかよくわからないのですけれども、日本人の主食である米が、東京を一〇〇とすると、ニューヨークが八〇で、ロンドン、パリでも八四、五であるというやうな状態なんだそうです。

ですから、消費者にとつてみますと、こういう物価がだんだんじりじりと高くなつていく、しかも消費税がある、それから九十億ドルのいろいろな税金の問題も出てくるという三重苦になつていくわけなので、そういう問題も含めて、流通機構のことなんかは、いろいろな政策上の文書とか何かに書かれておりますけれども、大臣がよくおっしゃつておられるように、先ほども個性のある小売店を育てたいというやうなこともおっしゃつて、これはもう大変結構なことだと思ふんです。どうして流通機構ということになりますと、日本の場合に流通制度というものを考へていくと、これはやはり一番利益が上がつて得をするのは大型店舗に結果的にはなるのじゃないかという気がします。

ですから、消費者としてはそれも非常にありがたいんですけれども、何か共存共栄ということが、言葉の上だけで、どうしても大型店舗と小売店の間に流通機構の問題を考へて非常な矛盾を感じるわけなんですけれども、その辺はどなたでも結構でございます。

○政府委員(棚橋祐治君) 今国会に大店法の関係で五つの法律を提出させていただいておりましたが、いずれ御審議を賜ることになっておりますが、その大店法につきましては、御承知のように、日米構造協議が大ききかけになりまして規制緩和

和、言うなれば小売商業サイドから見ますと、ある意味では改悪といひます。大規模店舗の進出が一段と容易になり、全国で百六十万の小売商業がございまして、相当圧迫されるということの問題があるということでございます。

しかしながら、我々としては、やはり多様化する消費者ニーズにこたえて、この大規模店舗が果たす役割もまた重要でありますし、いわゆる透明性のある、開放された流通構造の中でそういう規制緩和を行つていくことが必要であるということ、あるいはまた輸入コナールについては、千平米以下の輸入コナールは調整手続から対象外にするということ、大幅な規制緩和を内容とする大店法の改正をお願いするわけでございます。

しかしながら他方、ただいまおっしゃいましたように、全国の小売商業の持ちます不安、中でも後継者に恵まれて、積極的にこれから消費者のニーズにこたえて、新しい小売商業として生きていきたい、あるいは商店街をつくり直していきたいという方々に対しては、我々はこの際積極的にこれを支援していくということ、この消費者ニーズにこたえ得る魅力ある商店街の形成を促進する法律というものを別途同時に御審議いただくことで用意をいたしておるわけでございます。この法律案につきましては、また後日いろいろ御審議をいただくわけでございますが、一言で申し上げますと、駅前等あるいは既成の商店街で、全国で現在一万六千の商店街があるわけでございますが、その中で、我々の今までの調査では、三千の商店街はぜひともひとつ思い切つた再開発をして、新しい商店街としてやつていく、こういう意気込みを持つておられます。

それからもう一つ、昨今新しい動きとして、従来は大店舗が来ますと、既成の商店街は圧迫されて、お客を奪われてしまつていくことで強い反対があつたわけでございますが、だんだん最近では、抵抗してそれを全く排除しますと、むしろ大型店が、今マイカー時代でございますので、郊外に立地して、そこにお客さんをとられてしまつていく

ことで、最近は大規模店舗の持つメリット、よきを生かしながら、その周辺に特徴のある商店街として一緒にやっていこう、こういう意識が込みに燃えた商店街の人たちもたくさんおられます。こういう方たちは言うなれば商業団地をつくるうではないか、現在既に一部ございしますが、森あるいは子供さんたちが楽しく遊べるような遊園地あるいは文化施設等を併設して、そこにスーパーと一緒に、あるいはスーパーがなくて小売商店街だけの場合もありますが、そういう大型の商業団地をつくっていくというそういう期待もございします。

私ども、そういう両方、既成の商店街の再活性化と大型の商業団地をつくっていく、こういうことで小売商業振興法の改正と魅力ある商店街の形成の促進に関する法律と、この二法を用意して大店法の改正と同時に御審議を賜りたい。こういうことで、消費者ニーズにこたえながら既成の商店の方々も十分生き残っていく、あるいは発展していく、そういう環境をつくっていく、と考えている次第でございます。

○今泉隆雄君 これが最後で、これも物価の問題なんですけれども、先ほども質問で出ましたけれども、内外価格差の問題で、これがやはり非常に大きいと私も感じるんです。

かつて、経済企画庁とか総務庁が調査に乗り出すとか、それから政府と自民党で内外価格差対策推進本部を設置したとかいうような記事は読んでいました。それで、今回通産省で内外価格差研究所という創設を考えられていたらしい。それが急に断念された、一説によるとつぶされたという意見もあるんですが、これはなぜつぶされたのか断念されたのか、その真意をお聞かせいただいて質問を終わりたいと思います。

○政府委員(棚橋祐治君) 内外価格差問題については、経済企画庁を中心に政府全体としていろいろな調査があるわけでございます。また、日米構造協議におきましては、アメリカが一緒に調査をしようではないかということで共同調査を

行ったわけでございます。

我々通産省の分野におきましては、既に例えば、この湾岸戦争で問題になりました石油関連製品につきましましては、極めて頻繁にかつ広範に末端の石油とかLPGについての価格調査を行っておりまして、その他鉄鋼とか化学製品とかというような基礎資料についてもいろいろの調査を行っているわけでございます。しかし、私どもとしましては、通産省がやる調査はそれなりに重要だと自負しておりますけれども、学界の方々がむしろ第三者的な立場で、我が国にありまして外国からよく言われます内外価格差、特にブランド物等の輸入品については、いろいろの理由がありますが、確かに価格差があるわけでございますが、そういうものについていろいろな角度から、輸入問題、流通問題等を含めて御検討いただくといい意味で、一つのそういう調査の仕組みを考えたいわけでございます。

別に、内外価格差研究所というものを正式に打ち出したわけではなくて、これはまた既存の適当な団体において、その調査の目的が達成されればいいということで、今考えておるわけでございまして、決して我々ばだれからもこれについていいとか悪いとかという指摘を受けたことはございせん。ただ、そういう意味で専門の学者あるいは流通業界の関係者等が、そういうところで調査をする必要性は我々考えておるわけでございます。○国務大臣(越智通雄君) 所管行政でございまして、ちよつとこちらから御報告だけさせていただきますたいと思ひます。

物価に関する団体は幾つかございまして、物価関係閣僚会議というのは昔からやっております。これはたゞし公共料金等の改定のときにいろいろ動いております。また、民間の方ということで、東大名誉教授の隅谷先生を中心とした物価安定政策会議というのがございまして、これまた年に一回総会をして、政策部会という名前のものに毎月作業をいたしております。

内外価格差の問題につきましましては、日米経済構

造協議のときにも指摘され、また非常に行政、政治のかかわる面が大きいものでございしますもので、すから、平成元年の十二月に改めて、総理大臣を長とし、私経済企画庁長官を副部長とする十六閣僚プラス自由民主党の四役を入れました会議をつくりまして、既に三回本部会議を開いております。現在、七十二項目に二十二項目足しまして九十四項目について、規制緩和とかいろいろなことをやっております。そんな中で、日米間の交渉でも問題が残りましたのは、調査の仕方、認識のあり方についてずれがあるんじゃないか。こういうことで、今度の経済構造調整のフォローアップ委員会、一年たちましたこの五月の末にもいたしますんですが、両方の意見を集約していく中で、あるいは政府とか、要するに役人とか政治家が関係しない人に調査してもらうのも一つの手かなという議論が出たのかと思っております。

ただ、現在各省でも行っておりますのは、多少スタンスがいろいろ違ひまして、通産省でこの間も、三月五日に御発表になりましたものは、日本をつくった物が東京とロサンゼルスで幾ら値段が違うか、あるいはアメリカでつくった物がニューヨークと東京で何ば違うか、こういう検討でございしますが、本来内外価格差の中には、それだけではないで、先ほど今泉委員が御指摘になりましたように、東京に住む人間とニューヨークに住む人間が、それぞれの土地においてどういう生活、生計費で差があるだろうか。日本の方が高い物を挙げれば幾つございしますけれども、またお安い物で言えば電気製品等は安うございしますし、旅行者から見ればホテル代はロンドンの方がよほど高いわけですし、食べ物でも卵は東京の方が安いと、こういういろいろございします。それぞれの国がつくり、それぞれの国民が生活に必要としているものが、どういふ価格差があるかということも、非常に内外価格差の問題としては大事だと思っております。そうした生活者の立場からの検討も含めて、今ございします内外価格差対策推進本部でさらに一層調査をし、それからそれをなくしていく

傾向で努力をさせていただきたい、このように思っております。

○今泉隆雄君 質問を終わります。

○委員(名尾良孝君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(名尾良孝君) 次に、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。中尾通商産業大臣。

○国務大臣(中尾栄一君) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

オゾン層保護問題につきましては、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の採択を受け、我が国におきましても、昭和六十三年五月に特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律が制定され、平成元年七月より同法に基づく特定フロンの製造の規制等を実施しているところであります。

しかしながら、我が国を含めた世界各国によるオゾン層保護問題への対応のあり方について改めて検討が進められた結果、昨年六月に規制対象物質を追加すること等を内容とするモントリオール議定書の改正等が採択されました。

以上にかんがみ、今般本法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、製造等の規制の対象となる特定物質にトリクロロエタン、四塩化炭素等を加えることとしております。

第二に、新たにクロロジフルオロメタン等の物質を指定物質として規定し、その製造、輸出または輸入に關し、数量等を通商産業大臣に届け出なければならぬこととしております。また、これら指定物質につきましても、特定物質と同様、排

出の抑制及び使用の合理化の推進等に関し、所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(名尾良孝君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行ふこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

二月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月八日)

一、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、再生資源の利用の促進に関する法律案

再生資源の利用の促進に関する法律案
再生資源の利用の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条・第九条)
- 第三章 特定業種(第十条・第十二条)
- 第四章 第一種指定製品(第十三条・第十五条)
- 第五章 第二種指定製品(第十六条・第十七条)
- 第六章 指定副産物(第十八条・第二十条)
- 第七章 雑則(第二十一条・第二十五条)
- 第八章 罰則(第二十六条・第二十八条)

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済

済の発展に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「再生資源」とは、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に伴い副次的に得られた物品(以下「副産物」という。)のうち有用なものであって、原材料として利用することができ、その又はその可能性のあるもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「特定業種」とは、再生資源を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これを利用することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源の種類ごとに政令で定める業種をいう。

3 この法律において「第一種指定製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

4 この法律において「第二種指定製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収(類似の物品と分別して回収することを含む。)以下同じ。をすることを当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

5 この法律において「指定副産物」とは、副産物

であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、再生資源の利用を総合的かつ計画的に推進するため、再生資源の利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 基本方針は、再生資源の種類ごとにこれを利用し、又は利用すべき者の利用の目標、環境の保全に資するものとしての再生資源の利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項その他再生資源の利用の促進に関する事項について、再生資源の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 主務大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

(事業者等の責務)

第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを除く。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して再生資源を利用するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

(消費者の協力)

第五条 消費者は、再生資源の利用を促進するよう努めるとともに、国、地方公共団体及び事業者がこの法律の目的を達成するために行う措置

に協力するものとする。

(資金の確保等)

第六条 国は、再生資源の利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、物品の調達に当たっては、再生資源の利用を促進するよう必要な考慮を払うものとする。

(科学技術の振興)

第七条 国は、再生資源の利用の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、再生資源の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、国の施策に準じて再生資源の利用を促進するよう努めなければならない。

第三章 特定業種

(特定事業者の判断の基準となるべき事項)

第十条 主務大臣は、特定業種に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において特定業種に属する事業を行う者(以下「特定事業者」という。)の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定業種に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第十一条 主務大臣は、特定事業者の再生資源の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、前条第一項

に規定する判断の基準となるべき事項を勧業して、再生資源の利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第十二条 主務大臣は、特定事業者であつて、その製造に係る製品の生産量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該特定事業種に係る再生資源の利用が第十條第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該特定事業種に係る再生資源の利用に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定事業種に係る再生資源の利用を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 第一種指定製品

(第一種指定事業者の判断の基準となるべき事項)

第十三条 主務大臣は、第一種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、第一種指定製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(以下「第一種指定事業者」という。)の再生資源の利用の促進に關する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に關する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、こ

れらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第十四条 主務大臣は、第一種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため必要があると認めるときは、第一種指定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勧業して、再生資源の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第十五条 主務大臣は、第一種指定事業者であつて、その製造又は販売に係る第一種指定製品の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するものの当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進が第十三條第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた第一種指定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第五章 第二種指定製品

(第二種指定事業者の表示の標準となるべき事項)

第十六条 主務大臣は、第二種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、第二種指定製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

一 材質又は成分その他の分別回収に關し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して第二種指定製品の製造、加工又は販売の事業を行う者(以下「第二種指定事業者」という。)が遵守すべき事項

(勧告及び命令)

第十七条 主務大臣は、前条の主務省令で定める

同条第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同条の主務省令で定める同条第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない第二種指定事業者があるときは、当該第二種指定事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた第二種指定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた第二種指定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該第二種指定製品に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該第二種指定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章 指定副産物

(第三種指定事業者の判断の基準となるべき事項)

第十八条 主務大臣は、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において指定副産物に係る業種に属する事業を行う者(以下「第三種指定事業者」という。)の再生資源の利用の促進に關する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 第十三條第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

(指導及び助言)

第十九条 主務大臣は、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため必要があると認めるときは、第三種指定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勧業して、再生資源の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

第二十條 主務大臣は、第三種指定事業者であつて、その製造に係る製品の生産量、その供給に係るエネルギーの供給量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進が第十八條第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第三種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた第三種指定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた第三種指定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該第三種指定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第七章 雜則

(報告及び立入検査)

第二十一條 主務大臣は、第十二條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源の利用に關する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第十五條及び第十七條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種指定事業者又は第二種指定事業者に対し、第一種指定製品又は第二種指定製品に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、第一種指定事業者又は第二種指定事業

者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、第一種指定製品又は第二種指定製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三種指定事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第三種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不服申立ての手續における聴聞)

第二十二條 第十二條第三項、第十七條第三項又は第二十條第三項の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行った後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(主務大臣等)

第二十三條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三條第一項の規定による基本方針の策定及び公表並びに同条第三項の規定による基本方針の改定に関する事項については、通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣、大蔵大臣、厚生大臣、運輸大臣及び環境庁長官
二 第十條第一項の規定による判断の基準とな

るべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十一條に規定する指導及び助言、第十二條第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第二十一條第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、当該特定業種に属する事業を所管する大臣

三 第十三條第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十四條に規定する指導及び助言、第十五條第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、第十六條の規定による表示の標準となるべき事項の策定、第十七條第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第二十一條第二項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、当該第一種指定製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業又は当該第二種指定製品の製造、加工若しくは販売の事業を所管する大臣

四 第十八條第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項において準用する第十三條第二項に規定する当該事項の改定、第十九條に規定する指導及び助言、第二十條第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第二十一條第三項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、当該指定副産物に係る業種に属する事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、前項第二号に定める事項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第三号又は第四号に定める事項に関しては、政令で定めるところにより、それぞれ同項第三号又は第四号に定める主務大臣の発する命令とする。
3 この法律による権限は、政令で定めるところ

により、地方支分部局の長に委任することができる。

第二十四條 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生大臣に対し、廃棄物の処理に関し、再生資源の利用の促進について必要な協力を求めることができる。

(経過措置)

第二十五條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第二十六條 第十二條第三項、第十七條第三項又は第二十條第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七條 第二十一條第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

第二條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條 第五十三号の次に次の一号を加える。

五十三の二 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第 号)の施行に

関する事務を管理すること。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條 第百二十七号の次に次の一号を加える。

百二十七の二 所掌に係る事業における再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第 号)に規定する再生資源をいう。)の利用の促進に関すること。

第十八條中「から第四十三号まで」の下に「第百二十七号の二(酒類に係る場合に限る。)」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第四條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條 第五十三号の次に次の一号を加える。

五十三の二 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第 号)を施行すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條 第八十六号の次に次の一号を加える。

八十六の二 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第六條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二 第二十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第 号)の施行に

(通商産業省設置法の一部改正)

第七條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第

二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四号第四十四号中「次号」を「第四十五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。
四十四の二 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第 号)の施行に關すること。

(環境庁設置法の一部改正)
第八号 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第四号第五号の二の次に次の一号を加える。
五の三 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第 号)による基本方針の策定、公表及び改定に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

三月一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、湾岸戦争の即時停戦・平和と国民生活の安定に關する請願(第一四一四号)

請願者 山梨県甲府市相生二ノ七ノ一七
坂本初男 外五千四百八名
紹介議員 磯村 修君

第一四一四号 平成三年二月二十一日受理
湾岸戦争の即時停戦・平和と国民生活の安定に關する請願

私たちは、これまで湾岸戦争の平和的解決を再三再四にわたり強く求めてきた。そして、国連が強力なイニシアティブを発揮すること、日本政府がそのための活動に全面的に協力すべきことを提言してきた。同時に、湾岸の武力衝突の影響が及ぶ可能性のあるすべての地域の在留邦人の人命の安全と国民生活の安定、取り分け石油の安定供給に努め、石油価格の引上げや便乗値上げを防止するための万全の監視体制を採ることを強く求めてきた。しかし、一月十七日の湾岸戦争の爆発以降、戦火が中東全面戦争へ拡大する不安、長期化へのおそれが強まり、国民の生活不安も日に増している。私たちは、即時停戦による世界の平

和と、今回の事態から国民生活を守りぬくことを強く求める。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、石油関連製品の安定供給と便乗値上げ防止の万全な監視体制を採ること。
二、今回の事態を契機に省資源・省エネルギー対策を強化し、不必要と思われる過剰サービス・過剰包装など資源・エネルギーの乱費抑制措置を講ずること。

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月二十二日)
一、再生資源の利用の促進に関する法律案

三月七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項中「以下」を「当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下」に、「百分の三(製造業については百分の四)」を「百分の六」に改め、「二分の一」を削り、「十万円」を「五十万円」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第

二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
前項の場合において、当該事業者が次のいづれかに該当するときは、同項中「百分の六」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」とする。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第八條の三「その事業者」に對し「を」その事業者。以下この条において同じ。」に對し」と、同条第二項中「当該事業者が」とあるのは「当該事業者団体の構成事業者が」に改める。

第四十八條の二第二項中「に對し、第七條の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
2 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始された行為について適用し、施行日前に既に開始した行為については、なお従前の例による。

3 新法の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、当該行為の実行としての事業活動が行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなるまでの期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって三年間を施行期間とみなす。

4 前項の場合において、「新法第七條の二第一項(新法第八條の三)において準用する場合を含む。以下同じ。」ただし書及び改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第七條の二第二項(旧法第八條の三)において準用する場合を含む。以下同じ。」ただし書の規定の適用については、新法第七條の二第一項本文又は第二項(新法第八條の三)において準用する場合を含む。及び旧法第七條の二第一項本文の規定により計算した課徴金に相当する額の合計額が五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五号)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項中「百分の三(製造業については百分の四、小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする。)」を乗じて得た額

の二分の一を「百分の十を乗じて得た額」(その額が当該行為により当該事業者が不当に得た利益の額を上回ると認められる場合にあつては、当該不当に得た利益の額)に改める。

第八条の三「事業者が」を「事業者が、」に、「事業者団体」を「事業者団体が、」に改める。

第十八条の二第一項中「いう。以下この条においてをいう。以下」に改め、第四章の二中同条の次に次の一条を加える。

第十八条の三 公正取引委員会は、主要事業者から前条第一項の報告を受けた場合において、同項の価格の引上げが一般消費者又は関連事業者の利益を不当に害していると認めるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該主要事業者に対し当該報告に係る商品又は役務の原価について報告を求め、これを公表することができる。

公正取引委員会は、前項の規定により原価を公表する場合には、前条第一項の規定により報告を求めた価格の引上げの理由を併せて公表しなければならない。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第四十四条第一項中「第十八条の二第一項の下に、又は第十八条の三第一項」を加える。

第四十四条の二第六項中「第二十六条」を「第十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第十八条の二第二項及び第九十六条の二第一項に改め、」当該違反行為について前条第四項、第五十三條の三又は第五十四条の規定による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八條第四項、第五十三條の三、第五十四條又は第五十四條の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条の規定による損害賠償に関する訴えが提

起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

第八十四条の次に次の一条を加える。

第八十四条の二 事業者につき第三條又は第四十八條の規定に違反する行為があつた旨の第四十八條第四項、第五十三條の三又は第五十四條の規定による審決が確定したときは、第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟においては、当該事業者につき当該審決で認定された違反行為があつたものと推定する。

事業者につき第七條の二第一項に規定する不当な取引制限があつた旨の第五十四條の二第一項の規定による審決が確定したときは、第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟においては、当該事業者につき当該審決で認定された課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金に係る違反行為があつたものと推定する。

第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十一条の三」に改め、同号を同条第二号とする。

第九十一条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加え、同条を第九十一条の四とする。

第十 第十八条の三第一項の規定による処分に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第九十一条の二 次の各号の一に該当するものは、これを五百万円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項第五号の規定に違反したものの二 第九條の規定に違反した者

第九十一条の三 第六條第一項又は第八條第一項第二号の規定に違反して不正な取引方法に該當する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたものは、これを三百万円以下の罰金に処する。

第九十五条第一項中「第九十一条の二」の下に「から第九十一条の四まで」を加え、同条第二項中「又は第九十一条の二第一号」を「第九十一条の二第一号、第九十一条の三又は第九十一条の四第

一号」に、「若しくは第九号」を「第九号若しくは第十号」に改める。

第九十六条第一項中「第九十一条」を「第九十一条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二 第四十八條第四項、第五十三條の三、第五十四條又は第五十四條の二第一項の規定による審決により違反行為があると認定された場合においては、何人も、前条第一項に規定する罪となるべき行為があると認料するときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公正取引委員会に対し、第七十三條第一項の規定による告発をするよう請求することができ

る。

公正取引委員会は、前項の請求があつた場合において、第七十三條第一項の規定による告発をしないことに決定したときは、その旨及びその理由を文書で当該請求をした者に通知しなければならない。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に既に存在している行為に係る課徴金については、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という)第七條の二第一項(新法第八條の三において準用する場合を含む。以下同じ)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為に対する新法第七條の二第一項の規定の適用については、次に掲げる額の合計額を同項本文に定める課徴金の額とする。

一 当該行為の実行としての事業活動を行った日から施行日の前日までの期間を施行期間とみなして改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という)

第七條の二第一項本文の規定の例により計算した額

二 施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間を施行期間とみなして新法第七條の二第一項本文の規定により計算した額

第三条 新法第十八條の三の規定は、この法律の施行前に行われた旧法第十八條の二第一項の価格の引上げ(当該価格の引上げに係るこの法律の施行後に行われた新法第十八條の二第一項の価格の引上げを含む)には、適用しない。

第四条 この法律の施行前に生じた旧法第二十五条の規定による損害賠償の請求権(旧法第二十六条第一項の規定により裁判上主張することができなかつたものを除く)の消滅時効については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に生じた旧法第二十五条の規定による損害賠償の請求権(旧法第二十六条第一項の規定による裁判上主張することができなかつたものに限り)は、施行日(施行日において被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知らなかつたときは、被害者又はその法定代理人がこれらを知つた時)から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第五条 この法律の施行の際現に係属している旧法第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟に係る意見の請求については、新法第八十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 新法第八十四条の二の規定は、この法律の施行前に生じた旧法第二十五条の規定による損害賠償の請求権に係る訴訟については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に係属している旧法第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の管轄については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正) 第九条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十

十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「及び第二十五條」を、「第二十五條及び第九十一條の二第一号」に改め、「除く。」の下に「及び第九十一條の二第二号」を加える。

第九條第一項中「第二十六條及び第九十條第三号」を「第八十四條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、第八十四條の二第一項、第九十條第三号及び第九十六條の二第一項」に改める。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「整備」を「整備等」に改める。

第一條中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」の下に「(以下「機構」という。)」を「行わせるための」の下に「措置を講ずるとともに、政府又は機構の委託に係る産業技術に関する国際共同研究を促進するための」を加える。

第二條に次の一項を加える。

3 この法律において「国際共同研究」とは、本邦法人と外国法人、外国の政府機関若しくは公共的団体又は国際機関(以下「外国法人等」という。)とが共同して行う研究開発をいう。

第三條第一項中「新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)」を「機構」に改め、同條第二項中「定める」を「定め、又は変更

する」に、「行われるよう」を「行われ、かつ、国際的な産業技術水準の向上に貢献するよう」に改める。

第十條を第十二條とし、第九條の次に次の二條を加える。

(国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い)
第十條 政府は、その委託に係る産業技術に関する国際共同研究を促進するため、その成果について、次に掲げる取扱いをすることができ、

一 当該成果に係る特許権若しくは実用新案権(以下「特許権等」という。)又は特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利のうち政令で定めるものについて、政令で定めるところにより、その一部のみを受託者から譲り受けること。

二 当該成果に係る特許権等のうち政令で定めるものが政府と政府以外の者であつて政令で定めるものとの共有に係る場合において、当該政府以外の者のその特許権又は登録実用新案の実施について、政府の持分に係る対価を受けず、又は時価よりも低い対価を受けること。

三 当該成果に係る政府所有の特許権等のうち政令で定めるものについて、当該特許に係る発明又は実用新案登録に係る考案をした者が所属する本邦法人又は外国法人等その他の政令で定める者に対し、通常実施権の許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めること。

2 機構は、その委託に係る産業技術に関する国際共同研究の成果について、業務方法書で定めるところにより、前項に規定する取扱いに準ずる取扱いをするものとする。

(国際共同研究における配慮)
第十一條 政府及び機構は、その委託に係る産業技術に関する国際共同研究が、我が国の産業技術に関する知識の外国法人等における活用を促進し、産業技術の分野における国際的な貢献に資するよう特に配慮しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、湾岸戦争の即時停戦・平和と国民生活の安定に関する請願(第一五三七号)

第一五三七号 平成三年二月二十八日受理

湾岸戦争の即時停戦・平和と国民生活の安定に関する請願

請願者 山梨県西八代郡下都町北川五、一六〇 佐野敏史 外一万五千六百二十三名

紹介議員 磯村 修君

この請願の趣旨は、第一四一四号と同じである。